

都市政策

季刊 '06. 10

第125号

特集

大学と地域・産業との連携 によるまちづくり

巻頭言

産学・地学連携のこれから 新野幸次郎

論文

- 大学と地域・産業との連携
によるまちづくりへの貢献 長坂 悦敬
- 大学の知的財産を活用した社会貢献
—大学での活動の現状と今後— 飯田 紘雄
- 大阪大学の産学官連携と知的財産
—先端技術を地域産業に還元する— 正城 敏博
- 京都における大学政策 江川 博
- 神戸市における大学との連携 横山 公一

行政資料

市民参画推進局が取り組んだ地域力強化のための仕組みづくり(上) / 「第5次神戸市青少年育成中期計画」こうべスマイルハートプラン(概要) / 「新中央市民病院基本計画」(概要) / 平成17年度 神戸市チャレンジ研究員研究報告書(概要)

特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり

巻頭言

産学・地学連携のこれから 新 野 幸次郎

論 文

大学と地域・産業との連携によるまちづくりへの貢献 長坂 悦敬 4
大学の知的財産を活用した社会貢献
—大学での活動の現状と今後— 飯田 紘雄 12
大阪大学の産学官連携と知的財産
—先端技術を地域産業に還元する— 正城 敏博 25
京都における大学政策 江川 博 33
神戸市における大学との連携 横山 公一 43

調査報告

データから見た関西における産学官連携の現状 道本 裕 56

歴史コラム 神戸歴史最前線

清盛の対中国外交と大輪田泊の改修 高橋 昌明 60

潮 流

地方分権21世紀ビジョン懇談会最終報告 62 / 実質公債費比率 62 / 医療制度改革関連法 63 / 自殺対策基本法 63 / ゼロ金利解除 64 / TOB 64 / 格差社会 65 / 公益法人改革関連法 65 / Web2.0 66 / 後発医薬品（ジェネリック医薬品） 66 / 大学を核とした地域再生計画—こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想 67 / 神戸市公正職務検討委員会答申 67

行政資料

市民参画推進局が取り組んだ
地域力強化のための仕組みづくり(上) 神戸市市民参画推進局 68
「第5次神戸市青少年育成中期計画」
こうべスマイルハートプラン(概要) 神戸市市民参画推進局 75
「新中央市民病院基本計画」(概要) 神戸市保健福祉局 80
平成17年度 神戸市チャレンジ研究員研究報告書(概要) 財神戸都市問題研究所 85

新刊紹介

新しい自治のしくみづくり 100 / 一番やさしい地方自治の本 100 / 市場化テストをいかに導入するべきか 100 / ソーシャル・エンタープライズ 101 / 都市計画の理論 101 / マンション建替え奮闘記 101

巻頭言

産学・地学連携のこれから

（勲）神戸都市問題研究所理事長 新野 幸次郎



モノづくりをするのに不可欠な生産要素は、エネルギーと材料とノウ・ハウであるといわれる。しかも、そのエネルギーも材料・資源もないわが国が世界第二のGNPをもつ国になったのは、日本人の蓄積したノウ・ハウの高さによる。これは、1981年のポートピア博覧会の時、神戸市が招聘したK. E. ボールディング教授が、当時の朝日新聞に掲載したエッセイの内容である。

人間が開発した知識や制度が、土地・労力・資本というモノとしての生産要素よりも決定的に重要であるということは、ボールディングの言葉を受けるまでもなく、今から百年も前にイギリスの経済学者A. マーシャルが喝破したことがあった。大学は従来からどこの国でも人類の存続・発展に不可欠なこうした英知、とくに科学・技術の開発拠点としてそれぞれの社会の大きな期待を担ってきた。

もっとも、ここでは詳述する紙数上の余裕はないが、大学の創設経緯は国によって大きな違いをもっている。例えば、米国では資産家の寄付による私立大学の開学が基本となり、産学連携は初めから多くの大学にとって当然のこととして受けとめられてきた。またバスケットやアメリカン・フットボールなどの学生スポーツがたくさんの観客を集め、大学運営資金強化に役立つことからその営業化も当たり前の事とされてきた。大学教員や学生のベンチャー企業設立も、こうした風潮のなかで育成されてきた。しかも、その前提には、民でやれることはすべて民でやり、官は民ではできないことを補完する。また同じ官でも、地方政府でできることは地方に託し、中央政府は、地方政府にはできないか望ましくないものだけを負担するといういわゆる補完性原理が確立されていた。

その点、遅れて資本主義化したわが国では、どうしても中央集権体制化せざるをえず、大学も国立大学として創設された。その結果、ともすれば国の介入が強化されがちなことあって、早くから英国の大学運営が理想的とされてきた。すなわち、大学に必要な資金は国が支出するが、大学運営については一切介入しないというのがそれである。その点、ともすれば、企業利益のための秘密保持と研究介入の危険性のある産学連携などは、多くの大学で学問研究の自由を脅かすものと考えられてきた。

ところが、近年その英国でも事業は根本的に変化した。大学は研究分野毎に厳

格な業績評価を受けるようになり、大学財政審議会はそれに従って各大学への支出額に大きく差をつけるようになった。それに伴って各大学も競って外部の財団からの研究費獲得を模索するようになるとともに、今までとは根本的に異なった産学協同体制を確立するようになった。こうした変革の先頭をきったのは、1960年代に開学された7つの新大学で、なかでもウォーリック大学などは、900社近い工業関係の企業との広汎な連携をもつようにさえなった。

こうした変化は、我が国の国立大学でも、法人化とともに顕著になった。国立大学の法人化は、当初国家公務員の削減を可能にするものとして着眼された。そのうち、国立大学は経費削減対象とされるようになった。国立大学法人の収入は、(1)大学および(2)附属病院への国の運営交付金(3)授業料収入などの大学自己収入(4)附属病院収入(5)文部科学省からの施設補助金および(6)外部資金等収入（文部科学省からのCOE補助金、科学研究費補助金、企業その他の研究費や寄付金など）から成るものとされる。そのうち(1)と(2)の大学と附属病院への交付金は今後5年間に亘って年各1%および2%ずつ削減されて、各国立大学法人は、現状を維持するためだけでも外部資金等収入を増やさねばならなくなった。国立大学法人の産学連携はこうして財政的に国立大学法人存続の不可欠の条件となったのである。

上述したように、一国の産業発展に占める大学の役割はいくら強調してもし過ぎることはない。しかし、それだけに、急遽要請されるようになったわが国の産学連携には、課題も多い。科学・技術の革新は、研究者のインセンティブを増大するだけで保証されるのではない。産学連携の視点は、ともすれば事業化の距離に直結しがちであるが、それを生み出すためには、基礎研究の広汎な拡がりや深化が不可欠である。グローバリゼーションの中で、我が国の大学の研究が世界をリードするものに昇華するためには、それを可能にする枠構づくりが必要であるとともに、補完性原理の機能する体制づくりも必要である。

大学は今までも、国全体および地域の産業だけではなく、生活・文化の全領域に亘って一定の役割を果たしてきた。しかし地域と大学との連携（ここでは地学連携と呼んでおく）の必要性は、補完性原理の確立と並行して進展する地方分権化とともに、飛躍的に増大する。補完性原理に基づいて地方公共団体が大きな権限をもち、地域振興のために相次いで州立大学を開学した米国のような伝統をもたない我が国では、言葉の真の意味での地学連携はまだ始まったばかりである。就職に必要な資格獲得のために開学されているコミュニティ・カレッジをみても、米国の地学連携との違いが判る。我が国で今すぐ、既存の大学にその役割を求めることは難しいとしても、これから、地域の担っている課題解決の方策が多様な形で、地域の行政主体や、NGO、NPO および個々の市民に示唆できるようになることを祈りたい。

特集『大学と地域・産業との連携によるまちづくり』 にあたって

地方自治体が求められる公共サービスは、量的に拡大し、質的にも専門化・高度化してきている。また、制度的にも平成12年4月の地方分権一括法の施行など地方分権の流れの中で、自らの責任と判断で地域・住民のニーズに主体的に対応していくことが求められている。その中で、施策の立案・実施・検証などあらゆる場面で、知的・人的資源である大学の活用が着目されるようになった。

一方、大学においても少子化に伴う大学全入時代の到来や、国公立大学の法人化の中での競争激化を背景に、研究成果の民間移転や地域環境を活かした研究成果の創出に、従来以上に取り組む姿勢がみられるようになった。

このような状況の中、大学が持つ豊かな人的・知的資源を、まちづくりや経済活性化に活かしていくことが求められ、大学と地域との連携によって、住民活動の支援や住民サービス向上に直接つながる取り組みや、地域産業の活性化を図る取り組みなどが始まっている。

本号では、「大学と地域・産業との連携によるまちづくり」をテーマとして、大学や地方自治体の最近の取り組み事例と、関西の産学官連携の現状についてのデータによる研究結果を紹介する。

まず、大学の視点から「大学と地域・産業との連携によるまちづくりへの貢献」、「大学の知的財産を活用した社会貢献」、「大阪大学の産学官連携と知的財産」として、甲南大学、立命館大学、大阪大学の事例を紹介し、大学が地域住民活動や産業の活性化に果たすことのできる役割や、それらを実現していく上での諸課題について論じていただいた。

次に、地方自治体の視点から「京都における大学政策」、「神戸市における大学との連携」として、早くから様々な取り組みを行ってきた京都市と、本年4月に大学へのワン・ストップ窓口組織を設けた神戸市の施策を紹介し、大学と地域・産業を結びつける上での地方自治体の役割、関わり方を論じていただいた。

そして、調査報告「データから見た関西における産学官連携の現状」として、(財)関西社会経済研究所の方に、全国の動向、その中で関西圏の活動の占める割合や特徴についてデータを用いて考察いただいた。

大学と地域・産業との連携による まちづくりへの貢献

甲南大学フロンティア研究推進機構長 教授 長坂悦敬

1. はじめに

現在の大学には、教育と研究だけでなく、社会連携という大きな役割が期待されている。1995年の科学技術基本法では日本が「科学技術創造立国」を目指すことが示され、1997年8月に発表された教育改革プログラムでは、産学連携による人材の育成と研究の推進が強調された。そこでは、まず国立大学の特許等の利用の促進を図るとともに国立大学等から生じた研究成果の産業界への円滑な技術移転を推進することが意識され、その一環として「大学等技術移転促進法」も制定された。

1999年6月の学術審議会答申では、大学等と企業等産業界との間の研究面等での連携・協力を「産学連携」と定義している。さらに、産学連携は、大学等がその研究成果を社会全体に還元する有効なシステムであり、その活動を通じて、大学等がその存在理由を明らかにし、大学等に対する国民の理解と支援を得るという観点からも重要であると指摘している。この頃から、大学等がその社会的使命を果たす上で不可欠な大学等自身の問題として、また、学術研究の進展の重要なプロセスとして、より積極的に、かつ、組織的に産学連携

に取り組む姿勢が強く期待され出したといえる。

2001年10月、内閣府、日本学術会議、地域経済団体が主催し、九州で第1回地域産学官連携サミットが開催され、その成果を受けて、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議が主催し、2002年6月に国立京都国際会館で第1回産学官連携推進会議が開催された。以後、毎年、開催され、2006年第5回産学官連携推進会議では、産学官の第一線のリーダーや実務者・専門家等約3300人が参加するほどの規模になった。

このように様々な国家施策が進められる中、私立大学でも各大学が地域とともに共生していくための明示的な動きが数多くみられるようになってきた。本稿では、大学のまちづくりへの貢献について、甲南大学の事例をあげながら、大学が地域に存在することの意義、大学と社会連携、学生とまちづくりという3つの視点から考察する。

2. 大学が地域に存在すること

大学の一番大きな役割は、いうまでもなく、

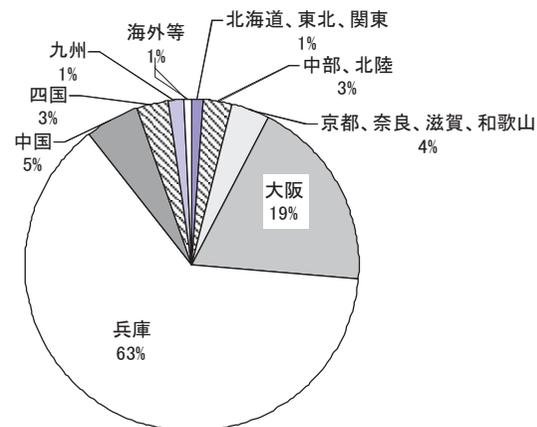
教育であり、優秀な人材を社会に輩出することである。大学が地域に存在するということには、地域で育った人たちに、そのままその地域で大学教育を受ける場を提供できるという意義がある。

少子化の原因のひとつに、教育費の高騰があげられている。4年間の大学の学費だけでも、国立大学で242.5万円（2005年度の授業料標準額は53万5,800円、入学金は28万2,000円）、私立大学では、平均436.9万円（2004年度の私立大学入学者1人あたり納付金は全国平均で、入学金27万9,794円、授業料81万7,952円、施設設備費20万4,448円（実験実習費等除く））にのぼる（旺文社ホームページ、文部科学調査より <http://passnavi.evidus.com/tokushu/money/02.html>）。それ以外に、一人暮らしのための費用（平均124,820円/月、全国大学生生活協同組合連合会「学生の消費生活に関する実態調査（2003年10月実施）」より）や、遠方からの通学費がかかれば更なる負担となる（自宅通学平均通学費10,200円/月）。もし、地域にニーズにあった大学が存在すれば、わざわざ遠く離れた大学に通う必要はない。子供の教育を考慮し住居選定にあたる人にとっては、魅力ある“まち”ということになる。

神戸市東灘区には、甲南大学、甲南女子大学、神戸国際大学、神戸薬科大学、神戸大学海事科学部（元神戸商船大学）、頌栄短期大学という6大学がキャンパスをかまえる。その中のひとつ、甲南大学は、1918年に平生鈞三郎によって創立された、文学、理工、経済、法学、経営の5学部が集積する文理融合型の総合大学で、現在、在学生8,800人をかかえ、卒業生は7万人を超えている。甲南大学に通う学生の出身地分布を図表1に示す。兵庫県下からの学生が63%、大阪府下出身者とあわせれば82%にのぼる。これは、まさに地域の

人づくりに貢献している大学の姿を表している。

図表1 甲南大学における都道府県別入学者割合（2006年度）



甲南大学の学生によるまちへの経済効果を単純に見積もってみる。甲南大学の2006年度入学生2118人のうち353人（16.7%）が自宅外通学者であり、そのほとんどが東灘区あるいはその近辺にアパートなどを賃貸していると考えられる。この人数割合はここ3年間でさほど違いがない。一人あたり10万円/月が消費されるとして、年間約17.8億円となる。また、自宅通学者の通学費を一人あたり1万円/月、まちでの消費額を一人あたり1万円/月として、年間約21.2億円となり、合わせて、約39億円と試算できる。学生以外にも、日祝日などに各種試験会場や学会会場として大学の施設が使われた場合、このまちを訪れる人がもたらす経済効果もある。

2006年6月14日、甲南大学特別会議室において、松本明東灘区長と杉村芳美甲南大学長の出席のもとに、神戸市東灘区と甲南大学との地域連携協力による協定書の調印式が行われた。具体的な事業として、甲南大学学生6名が東灘区役所でのインターンシップに参加、東灘区役所発行「大学ジャーナル」への情報提供などの他、「東灘区児童館ジャンボリー」（東灘区10の児童館の子供たちおよび保護者

など約300名の相互交流の場)に甲南大学教室とグラウンドの提供, 東灘区の中学生を対象にしたバスケットボールクリニック開催(甲南大学体育館)などのイベントが実施され, 今後も継続的な共同事業が企画されている。最近では, このような大学と地域との包括提携が進み, 積極的に社会連携が進められようとしている。

大学町という言葉がある。ケンブリッジ, ルーヴェン, アナーバーなど, 大学がまちにとけこみ, まちと大学の雰囲気为一体となったまちは世界に点在する。大学が地域に存在することに, まずは, 地域への教育の場の提供, さらに, 経済効果, まちの雰囲気づくりへの貢献という意義があるのではないかと考える。

3. 大学と社会連携

—知的クラスターとしての期待—

産業は製品やサービスの具体化を担っている。一方, 大学は, 伝統的に抽象化を担ってきた。大学は, 今後, 知の全体像に向けた「統合化」を担うべきだという指摘があり, 具体化と抽象化と統合化の会おう場が産学連携であるという(東京大学総長, 小宮山 宏)。これには説得力がある。

「クラスター (Cluster)」とは, 通常, 「房」, 「かたまり」, 「群」などと訳されるが, 大学は, 地域における知的クラスターとしても期待されている。たとえば, 甲南大学では, 広く地域一般の方にも門戸を開いて, 学びの場を提供している。すなわち, 地域社会との交流をめざし, 生涯学習を推進するため, 公

図表2 甲南大学 公開講座テーマ

1993	春期	東灘の人と文化—アーバンリゾートフェア神戸'93によせて—
1993	秋期	日本語日本文学再発見—読む・書く・訳す—
1994	春期	豊かな国際化に向けて—大学教育の現場から—
1994	秋期	教室からのメッセージ —中学・高校教育 の現場から—
1994	秋期	法へのアクセス
1995	秋期	震災—心とくらしの再建—
1996	春期	高度情報社会に向けて—21世紀情報社会への展望—
1996	秋期	激動するアジア—成長の光と影—
1997	春期	21世紀の人間と地球の環境を考える—その後の展開—
1997	秋期	新しい生命科学
1998	春期	企業はいま —ビッグバンと企業経営—
1998	秋期	ことばの交流 —日本語の『今』を考える—
2000	春期	21世紀へ・神戸 —歴史と未来—
2000	秋期	21世紀を拓くニューサイエンス・ニューテクノロジーイン甲南
2001	春期	女性—この豊饒なる力へのオマージュ
2001	秋期	IT 革命と経済の行方
2002	春期	消費者保護の法制度
2002	秋期	グローバル競争時代を勝ち抜く経営革新
2003	春期	知能情報処理技術と知的情報ネットワーク
2003	秋期	文学は何を語ろうとするのか—転換の時代を生きるために—
2004	春期	境界を越える人・物・情報—日本・琉球・中国の民間文化交流—
2004	秋期	ジェンダーで視る現代の日本
2005	春期	社会保障改革のゆくえ
2005	秋期	会計情報と会計プロフェッションの使命
2006	春期	旅のクロスロード
2006	秋期	宇宙と地球の不思議

図表 3 甲南大学 公開講座参加者数推移

開催部署・名称		2003年度	2004年度	2005年度
広報部	春期公開講座	115	167	220
	春期生物観察（組数）	38	40	—
	夏期公開講座（バドミントン教室）	49	21	37
	夏期公開講座（パソコン教室）	44	32	35
	秋期公開講座	97	154	176
	秋期生物観察（組数）	—	16	—
	現代講座	①4月	146	—
②5月		170	187	399
③11月		385	238	504

公開講座・講演会、科目等履修生・聴講生・研究生制度、社会人入試などを行い、また、ひょうご大学連携事業推進機構主催の「ひょうご講座」「ひょうごオープンカレッジ」にも参画するなど、行政機関等との連携や相互協力にも積極的である。たとえば、公開講座 (http://www.konan-u.ac.jp/frame/shougai_index.html) は、春秋年2回1993年から毎年開催され、年々参加者が増えている。そのテーマ一覧を図表2に、参加者数の推移を図表3に示した。

知的クラスターとしての役割を果たすために、各大学で呼び方、機能は多少異なるが、社会連携を積極的に推進するための組織を有する大学が増えている。

甲南大学では、2004年「フロンティア研究推進機構」を立ち上げた。フロンティア研究推進機構の英文名は、Konan University Frontier Research Organization for New Themesであり、この頭文字をつなげると、「甲南 FRONT」になる。大学と社会をつなぐ窓口としての「甲南 FRONT」は、まさに前面に立って社会連携を推進するものである。高度な研究支援活動、プロジェクト支援、産・官・学・地域の窓口、知的財産支援活動など

で、学外と研究者のパートナーとしてサクセスストーリーづくりに努めている。すなわち、教員一人ひとりの提案力を重視しつつ、5学部の知的創造や各研究所の活動を社会に広めていきたいと考えている。

「甲南 FRONT」の活動の大きな柱の一つに知的財産戦略の推進がある。特許庁の委託を受けた社団法人発明協会による「大学における知的財産管理体制構築支援事業」が平成14年度より実施されているが、2006年度採択された13大学のひとつに甲南大学がある。専門家の支援を受け、甲南大学の知的財産管理体制の構築を急いでいる。

1998年8月に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（略称「大学等技術移転促進法」）が施行された。そこでは、大学の研究成果が特許権化されて民間事業者によって新商品の開発や生産等の形で円滑に企業化され、そしてその対価が大学に還元されて更なる研究活動に充てられ、それがまた新たな研究成果を生み出すという循環（知的創造サイクル）を創り出すことの必要性が指摘された。これにともない、多くの TLO（Technology Licensing Organization（技術移転機関））が設立され、兵庫県にも（財）新産業創造研究機構

「TLO ひょうご」がある。今後、甲南大学としても、特色ある知的財産ポリシーのもとに TLO の協力を得ながらも、知的財産の社会還元を進めていきたい。

甲南大学フロンティア研究推進機構には、産学連携をピンポイントで推進するために、いくつかの「特定プロジェクト研究所」がある。文部科学省の補助金や企業からの共同研究の委託金をもとに期限付きで立ち上げた研究所である。2006年現在、4つの特定プロジェクト研究所がある。そのひとつである「知的情報通信研究所」は、理工学部情報システム工学科の岳五一教授を中心に、情報通信に関するネットワークの研究プロジェクトを進め、地域密着型教育の高度情報化研究により、知的インターネットスクールシステムを構築、運用している。また、「量子ナノテクノロジー研究所」は、理工学部安藤弘明教授らがナノ構造システムに関する研究を行っている。ナノテクノロジー、情報技術は将来のテクノロジーを支える非常に重要な分野ということで、両研究所は文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」に採択されている。「環境総合研究所」は文学部谷口文章教授を中心にしたプロジェクトの推進母体である。環境問題をもっとまちづくりの観点から取り組むもので、神戸の里山公園に注目し、国土交通省と共同研究している。さらに、「通信情報研究所」は経済学部佐藤治正教授が、企業と共同で情報通信に関する研究に取り組んでいる。

甲南大学の特徴のひとつは、自然科学系のシーズと、社会科学系・文系・事務系のシーズが一つの場所で集積していることである。「甲南 FRONT」では、個々の提案力を集積し、研究成果をワンストップで社会に還元したいと考えている。すなわち、研究室、学部、大学院、研究科、研究所、各センターのシー

ズを集積、ミキシングしながら企業ニーズとのマッチングを行っている。これは、知的クラスターとして大学が役割を果たすための中核的な活動である。

2002年、文部科学省「学術フロンティア推進事業」の採択を受けた「先端生命工学研究所 (FIBER)」は、バイオテクノロジー分野での分析・解析や構造を見る技術についての研究を行い、その成果は非常に注目されている。神戸市東灘区は酒造で全国的に有名であるが、FIBER は地元白鶴酒造(株)と共同で酒や調味料の風味に役に立つたんぱく質を組成できる仕組みを開発するなど、地に足のついた活動を行っている。

また、同じく、「学術フロンティア推進事業」の採択を受けた「現代人のメンタリティに関する総合的研究——心の危機の臨床心理学的・現代思想的研究」(1998年度から2002年度)の研究体制と成果を引き継いで、より恒常的に研究を進めるために甲南大学人間科学研究所が設立され、「人間科学 (Human Science)」という広い学問領域を背景にしつつ、「現代人の心の危機」をテーマに活発な研究が行われている。2006年7月第7回公開シンポジウム「育てることの困難——家族・教育・仕事の今を考える」では、定員の300名を超える参加者があった。

一方、2005年、文部科学省「社会連携推進事業」に採択された「ビジネス・イノベーション研究所」では、地域経済クラスターづくりを目指し、ビジネスの最前線で活躍する人々と一緒に研究会、シンポジウムを開催し、ディスカッションを続けている。さらに、ロースクールが中心になって設立した「企業法務研究所」では、特に中堅・中小企業やベンチャーが困っている法律問題などを扱っている。

新たな取り組みとして、甲南大学文学部を中心に、地域貢献プログラムの一環として、

「阪神間文化圏における『新たなコミュニティ創生』にむけて」の実践的教育の取組が開始された。本取組のねらいは3つある。大学教育の現場のあり方を根本的に変えていく試みであること、学生・院生・教職員が阪神間におけるコミュニティを新しく創生していく試みに参加すること、そして、主体的にコミュニティの創生と運営にかかわろうとする人材（コミュニティ・マネジメント能力）を育成することである。大学の、そして文学部の知を生かしながら、阪神間文化圏の文化、歴史、芸術等を丁寧に掘り起こす作業を通じて、コミュニティ創生に役立ちたいと考えている。母体は、2006年3月に設立した甲南大学コミュニティ・デザイン・センター（CDC）である。

甲南大学は、尼崎信用金庫や池田銀行など複数の銀行とも包括提携を結んでいる。教員がセミナーで講演したり、あるいは学生がインターンシップで鍛えてもらう一方、今後、大学の知的クラスターが、銀行取引先企業の事業化についての企画を支援するというような可能性もある。

2005年12月6日、RIETI（独立行政法人経済産業研究所）セミナーで、後藤 晃氏（東京大学先端科学技術研究センター教授/RIETI フェカルティフェロー）は、産学連携が大学教員に与えた影響について、1998、2003年度に東大の工学系、医学系の教官に行ったアンケート調査をもとに、計量文献学的なデータを付け加えて検討した結果として、以下の4項目をあげている（<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/05120601.html>）。

- 産学連携で東大教員と中小企業との協力関係が増加している。
- 連携の目的は中小企業とは研究の促進、大企業とは研究費となっている。
- 研究成果がでている研究者ほど産業との連

携にも熱心である。

- 産業との協力により科学研究の世界が影響を受けているので、その長期的な影響にも注目すべきである。

今後、各大学での影響についても分析、議論が進むにちがいない。

4. 学生とまちづくり

学生がまちづくりに直接的に関わる機会も増えている。例えば、商店街の活性化に関わる学生の活動が活発になってきており、若い学生たちの発想が、商店街の取組に新鮮な風を吹き込み、商店街の活性化の大きな力となっていく可能性が期待されている。

神戸県民局では、商店街の活性化に係る学生の活動をより大きな活動として充実・成長させていくため、商店街等で行う学生団体の活動に対して支援を行っている（<http://web.pref.hyogo.jp/chij/seisakukaigi/180220/2-2-1.pdf>）。2006年2月28日には、「商店街に元気を！学生が起こす新たな風」というテーマを掲げ、相互の情報交換、ネットワークづくりの機会として、商店街関係者、県民も参加する交流会が開催された。そして、甲南地域経営研究所（KRMI）（甲南大学・関西学院大学・兵庫県立大学）が甲南本通商店街と実施している「高齢者向けパソコン教室」、キッズ・ジュニアよさこい315実行委員会（甲南大学・甲南女子大学）が春夏冬の会（岡本商店街）と実施している「商店街における子どもと大人の交流事業」など7グループの発表が行われた。

甲南地域経営研究所（<http://www.krmi.jp/>）は、2004年5月に発足した。その前身は甲南大学経営学部学生を中心に発足した「甲南大学起業家研究会」であり、様々な事業を展開する中で、商店街を中心とした街づ

くり部門が独立し、誕生した。設立から2006年5月までの主な活動実績を挙げると以下の通りである。

- (a)甲南本通商店街での「甲南にぎわい創生事業」：地域貢献の理念に基づき、普段からお世話になっている甲南本通商店街の方々とは年6回のイベントや夏のふれあいフェスタを企画・運営している。
- (b)東灘区ガイドブック「うはらぼん」制作：東灘区役所の依頼を受け、取材からデザイン・編集作業を行政と一緒に制作。完成したうはらぼんは東灘区に観光に来られた方や地元の方々に高い評価を得た。
- (c)東灘区史跡めぐりバスツアー：地元の大学生が企画・運営したイベントである。歴史的な建造物や史跡が多い東灘区であるが地元の方でも意外と知らない場所もあり、参加者の方に地元に関心をもつきっかけとなったと好評であった。
- (d)魚っ子ひろば：「多子高齢化」である東灘区では東灘区社会福祉協議会の主催で、夏休みや春休み中に子供たちの放課後の居場所づくり事業として行っている。神戸市立魚崎小学校で2004年夏に始まった事業で、甲南大学の学生スタッフを中心に企画から運営、その他サポートを行っている。
- (e)甲南にぎわいフェスタ：毎年7月中旬に商店街で開催する、最も大きなイベントで総客動員数2万人。ビアガーデンや浴衣祭り、学生の音楽団体などが出演するステージ、模擬店、フリーマーケット、子供向けの野外映画会のメインイベントの支援を行っている。

数々の甲南本通商店街での実績が評価され、他地区の商店街（六間道商店街・板宿商店街・三宮センター街東通商店街・三宮センター街三丁目商店街）や神戸市や兵庫県や外郭団体

からも業務依頼をされるようになった。現在運営しているスタッフは全員学生であり、仕事を実際に行ううえで学生特有の弱点（責任の所在・自己管理）を克服していく必要があるが、商店街や地域の取り組みの中で築いたネットワークを生かし、学生間のネットワーク構築を強化することを目指している点に特徴がある。現在はみなし法人という組織体であるが、株式会社化を予定している。KRMIは、大学と地域との関わりから生まれた学生ベンチャーの典型的な例であり、今後の発展を期待したい。

甲南大学には、アクティブスチューデント育成プランのひとつとして、「甲南21クリエイティブ・プラン」がある。これは、学生の社会参加、地域社会への貢献活動を促すことを目的として、学生から企画プランを募集し、優秀なアイデアには大学が援助をおこなう制度である。例えばボランティア活動、ベンチャー事業等さまざまなプロジェクトが名乗りをあげ、毎年、3～4つのプランが採択されている。今後、学生の企業家精神が醸成され、地域に密着した新しいビジネスが生まれる可能性もある。

5. まとめ

大学とまちづくりについて、大学が地域に存在することの意義、大学と社会連携、学生とまちづくりという3つの視点から事例をあげて考察した。従来の、個々の教員が個別テーマについて企業研究者と共同研究を進めるというスタイルから、現在では、企業と大学という組織と組織が提携して共同研究を実施する、また、銀行と大学と一緒にまちづくりを考える、さらには、地域と大学とが提携を行うという包括提携のスタイルが重視される時代になった。

地域と大学の共生を意識し，社会連携・まちづくりへの貢献について基本的な考え方を明確にして具体的な活動を展開することは，大学の価値そのものを高めることにつながることを再認識したい。

本稿の執筆にあたり，資料を提供いただいた甲南地域経営研究所（KRMI）の伊達康一氏，浜崎友絵氏に深く感謝します。

大学の知的財産を活用した社会貢献

—大学での活動の現状と今後—

立命館大学 知的財産本部副本部長 教授 飯田 紘 雄

はじめに

「大学の知的財産による社会貢献¹⁾」は、言うまでもなく、大学の「知」の社会への還元のひとつの類型である。このような類型には次のようなものがある。まず、大学の基本使命である教育、研究にかかわって、(1)学生を大学で教育し、これら学生が社会に出てその知見を生かすことがあげられる。次に(2)教員がその研究成果を学会、論文、書籍などで広く一般に発表することがある。最近よく言われる大学の新たな使命である社会貢献という観点からは、(3)教員が、企業と共同研究や受託研究をして、成果を社会に還元する方法、(4)大学独自の研究成果をライセンスする方法、(5)教員自らが、ベンチャー企業を起こす方法があり、さらに、(6)企業が大学のインキュベーションや近隣のサイエンスパークに立地し、頻繁な接触で教員が企業を技術指導することなどがある。

「大学の知的財産による社会貢献」という場合、主に、前記の類型の(4)を指すことが多い。確かに、わが国では、米国での大学成果の社会への技術移転の事例が注目をあつめ、

特にスタンフォード大学、カルフォルニア大学、MITなどの先進のTLO（技術移転機関）の活躍、成功が紹介された。これは、制度として、①大学（TLO）で生まれた発明、特許は大学に帰属しており、②発明発掘、権利化、活用のため専門部署を設置し、活用の重点としては③特許のライセンスを行い、④専門部署を、共同研究などの研究管理の部署とは別に設置するという特徴をもち、技術移転の「米国モデル²⁾」とあってよい。この影響を受けて、わが国では①大学での発明の機関帰属がすすみ、②大学の知的財産の専門部署として、TLOや、大学知財本部が設立され、③ライセンス活動に注力してきた。法制度、大学内外の組織整備が進む中、全国の産学官関係者の努力によって、かつてはほとんど無かった大学の特許の特許実施許諾の件数が、平成15年度には185件、平成16年度には477件と伸びてきており³⁾、「大学の知的財産による社会貢献」の活動成果が出てきた。その一方で、上に述べた「米国モデル」の日本での実施は、課題を生んでいるのも事実である。

そこで、本稿は、①大学の知的財産による社会貢献の成果の紹介、②大学での現在の活

動の進め方と問題の検討、及び③今後の「大学の知的財産による社会貢献」のひとつの可能性として、知財活動と産学連携活動の一体化を、立命館大学の例をとりながら考察することを目的とする。

なお、周知のように「大学の知的財産」とは、「大学の知」とは異なり、公開され、無償による使用を認める知的成果を通常含まないから、「大学の知的財産による社会貢献」では、大学の知的成果による社会貢献の一部を示しているにすぎない。本稿では、「知的財産」として、主に特許発明を念頭におくが、場合によっては、他の知的成果にも言及する。

1. 大学の知的財産による社会貢献の成果

(1) 社会貢献の成果の事例

大学での知的財産による社会貢献について、いくつかの事例を紹介しよう。

大学の知的財産の社会貢献として、最も成

功した例は、米国スタンフォード大学のスタンリー・コーエンとカルフォルニア大学のハーバート・ボイヤーによる遺伝子組み換えの基本特許のライセンスであろう。その場合、97年に特許が終了するまでの累計のロイヤリティ額が2億5千万ドル（約300億円）を越す⁴⁾といわれており、実施料率を仮に3%⁵⁾とすれば、製品の売上は1兆円ということになる。単純に考えて、これだけの規模の新規の産業または事業を生み出したということが出来る。

日本での成功例には、たとえば、毎年、内閣府の主催する産学官連携会議で受賞した事例⁶⁾は、必ずしも特許ライセンスの限ったものではないが、これを含む例として挙げることができる。そのうち、任意にごく一部を選んでみよう。(下記の表参照)

(2) 評価の方法

経済効果としては、たとえば、前節の表にある光触媒については、新エネルギー・産業

産学官連携会議での受賞事例

年度	表彰項目	関係大学
2006年	革新的金属材料「金属ガラス」を用いた産業用小型・高性能デバイスの開発	東北大学
〃	「タンパク質の結晶化技術」の開発	大阪大学
〃	サルファーフリー軽油製造のための高機能新規脱硫触媒の開発	九州大学
2005年	ユビキタスコンピューティング技術の研究	東京大学
〃	「極低温電子顕微鏡装置」の開発・実用化及び膜たんぱく質の構造解析	京都大学
〃	ウォーターオープン「ヘルシオ」の研究	大阪府立
2004年	「セルフクリーニング建材・放熱部材等の光触媒利用技術の産業化」	東京大学
〃	「メタボローム（全代謝物質）解析技術の開発と実用化」	慶応大学
2003年	「大口径・高密度プラズマ処理装置の開発」	東北大学
〃	「HGF 遺伝子治療薬」の開発	大阪大学
〃	「窒化物半導体による青色発光デバイスの開発」	名古屋大学

技術総合開発機構（NEDO）⁷⁾は、防汚、抗菌、防カビ、防曇用途の製品開発が行われ、02年にすでに400億円、海外で150億円の市場に成長していると発表している。

ところで、職務発明裁判で「相当の対価」について原告と被告がまったく異なる数字⁸⁾を主張することから見ても、個々の知的財産による効果の評価について、多くの人が合意する方法がないように、大学の社会貢献の成果がもたらす国レベルでの効果の評価についてもいろいろ考え方があり、以下の紹介は、それぞれの方法に一長一短があり、およそのイメージを描くものにすぎない。

a. 費用と効果

効果を測定する場合、費用と効果の二つを見なければならない。

まず、費用については、①特許経費（特許化、権利維持の費用など）、②活動経費（旅費、コンピュータ、コピー、検索などの費用）、③人件費、④その他一般管理費の出費があげられる。各大学での出費を国レベルで集計するが、最も狭義には①であり、広義には①～④ということになる。①に関連し、単純に出願費用をみると、04年度の出願件数⁹⁾は5085件の国内出願があったが、出願の半分を大学単独出願、残りが企業との共同出願とし、大学の出願費用（大半は弁理士費用）をそれぞれ一件あたり、30万円、15万円と仮定すれば、約11億円が費用となる。

次に効果は、たとえば、①個別大学での収入に着目し、これを国レベルで集計するもの、②知財活動の国民経済への影響を評価するもの、③知財活動の外部効果を考慮するものの3つが考えられる。

b. 個別大学での収入の集計

知的財産活動から得るライセンス収入、特

許譲渡対価、新株予約権売却益などを集計し、費用との差額をもって定量的効果とするものである。04年度の全国の大学の特許実施収入は542百万円¹⁰⁾、05年度は600百万円を超えると報道¹¹⁾されている。（なお、大学知的財産本部と承認 TLO の特許に関わる収入を合算し、エクイティの売却収入を含む場合¹²⁾、2004年度の収入は33億2100万円となっている。注23参照）前項での出願費用11億円と対比した場合、収入と費用の差額は－6億円であり、これが定量効果ということになる。

c. 国民経済での経済評価

大学の知的財産による社会貢献は、結果としての新事業やベンチャーの起業、新産業の創出を期待しているから、これらの規模、すなわち、GDP 拡大や雇用の拡大への寄与など国民経済での効果を測定しなければならない。前述の光触媒の市場規模の算定もこの測定の一つと言えよう。

直接効果を見る方法として、AUTM の方法¹³⁾では、次のようになっている。製品売上げに関連する大学のライセンス収入から、平均の実施料率を用いて、売上げを逆算し、影響を与えた市場規模、すなわち GDP へ及ぼした影響（impact）とする。さらに、この売上げのうち、人件費に払われる部分を推定し、平均の一人当たりの人件費を用いれば、新たに生み出した雇用への影響を見ることが出来る。

最近の経済産業省の報告書¹⁴⁾では、大学発ベンチャーによる経済効果を算定しているが、直接効果には、企業アンケートを、間接効果には投入産出分析の手法を用いて測定している。

d. 費用-便益分析

特許の権利者は、そのもたらす効果を完全

大学発ベンチャー1,112社の経済効果¹⁴⁾

	直接効果	間接効果	合計
売上高	1,635億円	1,366億円	3,001億円
雇用者（就業者数）	11,231人	9,821人	21,052人

（経済産業省）

に占有出来ない。大学の場合、特に市場で侵害監視をする能力がないから、特許侵害は放置されがちである。このような不法なものを除いても、実施料では徴収できない外部経済効果が考えられる。たとえば、大学での知財活動は、国民に対し、知的財産の尊重の環境を作り、創造を奨励する効果が大きいだろう。大学が使用する、知財の管理方法や検索方法などが一般に公開されれば外部効果をもたらす。また、審査請求断念の出願や放棄された特許は、公有となり実施料を徴収できないが、公報には、技術情報が知財活動の結果として、検索容易な形で公開されている。これらの中には、実際に使用されて生活の利便性向上、物の生産などに貢献をするものもある。大学での知財活動については、ライセンス収入に加えて、これらの測定も必要と思われる。これは国などの政策の費用－便益分析に類似する手法である。これらの測定は今後の研究を待たなければならない。

なお、この問題は、個別の企業や大学にも言えることである。たとえば、企業では、防衛特許による他社参入の阻止、特許による自社の市場独占、他社特許を無効審判で無効化*し自社の市場参入などにより当該企業の事業活動に大きな貢献のあることは明らかであるにも関わらず、その数値算定は、大変難しい。同様に、個別の大学では、ライセンス収入には算入されないものとして、たとえば、(1)教員の発明意識向上と研究内容の高度化への影響、(2)特許が新たな共同研究などを企業から誘引する効果、(3)各種の研究補助金申請の要件としての「特許」の効果、(4)学生の知

財教育、(5)大学のブランド価値の向上などが考えられる。

*企業では、特許が有効ならば、損害賠償金を払わなければならないところ、警告を受けた側が無効審判を起こし、特許を無効とし、支払いを免れることがある。この場合、企業会計では、単に無効化に要した作業の費用がコストとして計上されるだけであり、メリットは計上されない。

e. 評価の方法のまとめ

いくつかの評価方法を見たが、これらを行うまでもなく、社会全体では、たとえば「窒化物半導体による青色発光デバイスの開発」、「セルフクリーニング建材・放熱部材等の光触媒利用技術の産業化」などの「ホームラン特許」（後述する）を少し想起しただけでも、大学の知的成果による社会貢献、あるいは知財活動が大きな成果を挙げていることは明らかである。これらの成果や政策的判断をもとに、国として、施策を打ち出す必要がある。ただし、個別の私立大学はもとより、国立大学でも経営を考える必要があるから、収入と支出に関心を払わざるを得ない。その点、企業会計での収入－費用の分析は個別の大学にとって意味がある。大学知財本部整備事業に採択された大学は、その知財活動が補助金で一定賄われており、その「知的財産による社会貢献」の活動は、補助金に依存していると言える¹⁵⁾。

2. 大学の知財活動の進め方と問題

(1) 大学での特許出願

大学の知的成果を知的財産とする第1歩は

特許出願であるが、大学と企業では、①企業ではその技術分野は限られるが、大学では、規模が大きくなればなるほど、学問分野、技術分野が多岐にわたり、②大学では、企業のように製造販売がないので、特許が成立しても、その利用方法が限られており、さらに、③特許経費は、基本的に学内予算（科学技術振興機構（JST）など外部の補助がある場合もある。）で賄っているから、厳しい学内の財政事情からも、出願判断については相当に慎重にならざるを得ない、という相違がある。

まず、大学で行われる研究や学問の対象の特性により、知的財産、特許との関連性が異なる。例えば、文科系の学問領域と理工系の領域で異なることは説明を要さないであろう。同じ理工系であっても、数学、理論物理などのいわゆる理学部系統の分野では、まだ知られていない自然界に存在するものや原理を見つけたり、確認したり、これを論理的に説明することに努力が向けられていて、産業界での利用とは距離がある。

産業界との距離の近い応用研究である工学、実際の動機から始まった医学、薬学、農学でも次のように各分野により特許のもつ効果が異なるので、出願において注意を要する。（なお、工学分野でも、土木工学、環境工学のように、公共性やその他の事情により従来から特許化が少ない分野がある。）

医薬品、化学分野での特許は、少数（多くの場合は1件）で関係する後続の製品を阻止してしまう。ただし、医薬品では、「新薬となって医療の現場に供給できるのは「新規物質11,000個のなかから、わずか1個」¹⁶⁾といわれているから、発明が大学知財本部に届けられたときの出願判断や、事後の権利維持判断に慎重さが求められる。単独の大学では1個の特許の活用を期待して、1万件の特許出

願することは到底出来ないからである。また、半導体、電機製品、自動車などの分野では、大量出願の中から、少数の基本特許、有用特許が出現する。多くの場合、1件、2件の少数出願では、迂回が容易で、特許としての排他力を持たない。産業界では、各社は大量出願を行っている。大学での少数の細切れ特許出願で、はたして、企業から注目を受けるかどうかは疑問が生じる分野である*。さらに、これらの分野の間とも言うべきものとして、機械工学の分野がある。個々の特許で、類似品製造者の迂回を許す弱い特許の場合もあれば、そうでない強い特許の場合もある。

*広域型 TLO などが、企業が行っているように、あるドメインを設定して、特許を面あるいは束として、ライセンス活動することも一つの解決法と思われる。

さらに、出願可否の判断では、出願から製品化までの時間の要素¹⁷⁾も大切である。あまりにも遠い将来の実施可能性、蓋然性では、判断が出来ないことが多い。「大学らしい発明」「将来楽しみの発明」といわれるような大学発明は、製品化を直接考えず、教員の好奇心などによるものも多く、いつ製品化されるのか予測が難しいものが多いし、実際に相当に時間が経過しても、企業から全く関心を引かない発明が多数ある。

上記のことから、大学での知的財産の取扱いでは、費用対効果の立場に立つと、「教員から発明届が出れば、何でも出願する。」ことは難しく、教員の届け出る発明を、分野や製品化の可能性、時期の見込みなどを見て選別し、出願する必要があることが判る。

(2) 大学の知的財産のビジネスモデル

このようにして選別して、出願した大学の発明や特許のビジネスモデルを考察する。

① ライセンス、譲渡

大学の知的財産による社会貢献の代表的な方法がライセンスである。大学の特許を企業に実施許諾（ライセンス）し、企業が実施すれば、「大学の知的財産による社会貢献」が実現する。この際、大学にロイヤリティ収入、あるいは、譲渡対価を得ることができれば、大学の知財活動としても定量的な成果となる。共有特許と違い、大学独自の判断で、ライセンスや譲渡の可否と条件が決められる点はメリットではあるが、次のような問題がある。

まず、特許のライセンスそのものがそもそも難しいことを理解しておく必要がある。

大学の場合、大雑把に言えば、下の表のように10件出願して、ライセンスに結びつくのは1件、7件の成立特許を保有して、1件のライセンスが成立という程度に理解しておいてよい。出願すれば、直ちにライセンスできるというような性質ではない。

なお、企業¹⁹⁾においては、保有件数の10%がライセンスされている。

このようにライセンスが難しいのは、次のように説明されるであろう。

出願の時に、将来大化けするとか、基本発明になるということは、ほとんど予見出来ないし、大学だけでなされた発明の場合、ライセンス先が見つかるかどうか、いつ見つかるかの予想も、まず出来ない。仮に、「傾向的に、この分野の企業に向く。」といっても、これはライセンスが成立することの保証では

ない。また、ライセンス先を見つけることが出来なければ、出願費用等の出費は、無駄になってしまう。製造販売のない大学では防衛特許ということもありえないから、このリスクは高い。

特許には「侵害し得」といわれるように「侵害されやすく、発見しにくい」という性質がある。特許公報を見て、人や企業が、直接に発明者に対して許諾を願い出るケースは、残念ながら少ない。発明者が困難な侵害の証明を負担していることを奇禍に、侵害し続ける者がいる。現在、近隣諸国での模倣品が大きな問題となっているが、根源は、模倣は容易、権利行使は困難ということに尽きている。さらに、電気製品、機械製品のように、設計の微差で特許を回避することが出来るものもある。発明者が出願するときの特許明細書の作成には細心の注意を必要とするが、回避者の後知恵を予測することは容易ではない。

そこで、大学の場合、特に、特許だけのライセンスではなく、ノウハウ、ソフトウェア、マテリアルなど占有性をもつものを同時に供与するライセンスが特に有効となる。大学では製造販売せず、市場での特許侵害の監視がほとんど出来ないから当然であろう。

実施料収入に結びつく特許の出現確率が小さく、多くの大学の事例では、ごく少数の特許によって、その大学の実施料収入がもたらされる点も注意しなければならない。（これらの特許のことをよく「ホームラン特許」と呼ぶ。）カルフォルニア大学では合計2753件

大学での特許の活用件数

	平成12～16年度の出願件数の累計*	平成16年度末特許保有件数	平成16年度活用件数**
件数 ¹⁸⁾	4821	2946	466
活用件数の比率	9.7%	15.8%	—

* 平成12年度から平成14年度までは公、私立大学の調査結果は無く、ゼロと仮定。

** 実施件数は、同一特許を複数企業へ実施許諾する件数も含まれるだろうから、実際に活用されている特許の件数はもっと下がる。

の特許のうちトップの5件が全特許収入79万ドルのうち46.7%を、またトップの25件が、全収入の78.5%を占めている。²⁰⁾先に述べたコーエン-ボイヤー特許は、1件で長らくスタンフォード大学の全ライセンス収入の約50%を占め、特許が満了した97年からは実施料収入が急減²¹⁾したが、これはホームラン特許の働きの一例である。

② 共同出願

次に、大学と企業が、共有特許を持ち、企業がこの発明、特許を実施するときに、大学が企業から実施料（いわゆる不実施補償²²⁾）を得る方法がある。共有特許は、共同研究、委託研究などの産学連携活動の結果として生じる。ライセンスでは、大学はライセンス先を見つける「マーケティング」活動を行うのであるが、この方法では、共同研究などの産学連携先を探す「マーケティング」活動を行う。企業としては、自己のドメイン周辺の製品開発や問題解決が、全く新しい技術の導入よりも頻繁であり、解決の優先度も高いから、大学からみれば、産学連携先の企業のほうが、ライセンス先よりも見つけることが容易となる。企業と共同特許を出願し、それを契機に企業より実施料の支払いを受けることが出来れば、大学に収入をもたらす「大学の知的財産による社会貢献」となる。

ところで、共有特許のもととなる共同研究などは、たとえ特許が生じなくても、研究費を企業から得ることができるので、研究者にとっても大学にとっても大きな魅力がある。従い、実施料収入をもたらす共同出願をするための産学連携ではなく、産学連携の結果としての共同出願を行い、さらにこの共同出願をベースに新たに共同研究等を更新、継続するということが、大学、研究者の利益、希望に合致している、といえる。この場合、大学

の知的財産の出現は後発的であり、共同研究先との契約、共同研究の実施、発明の出願のステップを経るため、一見、活用は遠回りに見えるが、実際は「大学の知的資産による社会貢献」の確実性は高いのである。つまり、①大学の知の社会還元が行う一方法であり、②出願が高い比率でなされ、③出願された発明を相手企業が実施する可能性は高く、また早い時期になされるし、④さらに、後続の共同研究なども生じやすいのである。

③ ベンチャーへの出資

大学関係者が設立したベンチャーにライセンスし、現金に代わり新株予約権を得て、将来、上場されたときに大学がライセンス料を回収する方法がある。ベンチャー企業が上場できれば、たいいてい場合は、大きな収入²³⁾となるが、その株式上場となる確率は必ずしも大きくない。

④ 大学としての知的財産のビジネスモデルのまとめ

大学で生まれた特許をライセンスすることは、すでに述べたようにライセンス自体に難しさがあり、百分の1、千分の1くらいの出現確率のホームラン特許が出ない限り、組織が安定経営できる程度の収入獲得もなかなか難しい。言葉を換えて言えば、単独出願が社会還元され、大学の知財活動に利益をもたらすのは、ハイリスク-ハイリターン状況である。企業との共同出願による実施料収入についても、相手企業の態度により、困難が生じることがある。相手企業の実施が無いかあるいは小範囲であれば、実施料収入だけでは大学の出願費用さえも賄えないことが起こりうる。大学知財本部やTLOの規模が小さい時は、ホームラン特許が出るまで経営的に持ちこたえられないので、財務的にも、取り扱

いにおいても規模の経営が必要となってくる。また、出願について言えば、技術分野を絞り、特許使用への確率を高め、特許維持については、不使用特許は棚卸しをして、出費を押さえることが大切である。

(3) 大学での知財活動組織

① 組織と人

a. 二つの組織

現状、TLOと大学知的財産本部*が、大学の特許を扱う組織の大きなものである。知財本部は大学内の組織である。一方、TLOは法人格をもち、国立大学では学外組織として設けられた。独法化前の国立大学は文部科学省の一部局であり、独自に特許の所有、処分が出来なかったためである。現在、大学の知的財産を扱うTLOは41機関ある。その類型として、「内部TLO」と言われる私立大学の法人組織内に設置されたものが8機関、「外部TLO」と呼ばれる大学組織の外に法人として組織されたものが33機関である。外部TLOは、さらに、特定の1大学と1対1の関係をもち活動をしている9機関と、複数の国公私立の大学を顧客とする「広域型」の24機関に分かれる。近畿地方では、広域型の新産業創造研究機構（TLOひょうご）、関西TLO、大阪産業振興機構（大阪TLO）の3つがあり、地元の大企業、地方公共団体、大学、教員などが資金的援助または出資して設立した。広域型でない9つの外部TLOは、同じ国立大学での知的財産業務を、大学組織である大学知財本部と大学とは別法人のTLOが並列して行う結果となっている。このため、現在、双方の「一本化や連帯強化をすすめる」²⁴⁾ことが提案されている。

TLOは、98年から各地で順次設立され、設立後5年間は経済産業省からの補助金があるが、早い時期に設立されたTLOは補助金

期間が終了し、経営的に苦しい状況のものがある²⁵⁾といわれる。一方、大学知財本部も2003年より5年間、文部科学省から補助金を受けているが、満了後、自立して活動ができるかどうかが問われることとなる。

*近畿地方では、京都、大阪、神戸、奈良先端科学技術大学院の各国立大学、大阪府立大学連合（現在統合されて大阪府立大学）と立命館大学が採択された。

b. 人

大学知財本部に働く人々の数は、全国で1400人²⁶⁾であり、そのうち、大学外の企業や弁理士事務所から来た外部人材が560人、大学内部の職員が840人である。外部人材は、知財に関するノウハウ、業務の進め方などを大学職員に移転する任務を負っている。

大学職員の人事構造は、複雑で、国立大学で言えば、文部科学省その他の官庁からの出向者、大学で雇用された終身雇用の職員、一定の期間の働く契約職員、外部機関や人材会社から派遣された職員、さらにパートタイム従業員など様々のものである。このような処遇の多様性に加え、当然、個々人により、職務に関するモチベーション、姿勢、能力などが異なる。立命館大学のような私立大学においても、構造的には、同様である。終身雇用の職員は、任期付の契約職員等に比べてモラルは高いとされるが、他の業務に比して専門性があり、しかも長期的にしか成果が出ない知的財産業務の技能、ノウハウの習得は、負荷が大きいと一般的に指摘されている。知財本部への補助金が満了し、しかも外部人材が学内に残らない場合、大学職員への知財ノウハウの移転がスムーズに行われた大学と、そうでない大学の間で、活動レベルに大きな差が生じることが予測される。

c. 活動の重点

人を雇用しても、その人々をどのように組織し、どのような活動をしてもらうかは大きな問題である。大半の大学知財本部、TLOは特許の発掘、出願、ライセンスを業務の中心としている。わが国では、「はじめに」で述べた技術移転の米国モデルの影響もあり、ライセンス、収入の獲得が当初より強調されたので、単に特許の発掘と出願だけで終わる機関は、ほとんどない²⁷⁾。スタンフォード大学では、TLOの担当者が出願からライセンスまで一貫して担当し、なによりもライセンス活動に重点をおく方式をとっている。このため、担当者の適性としてマーケティング能力²⁸⁾が強調されている。この方式は、東大TLOなどに技術移転され、多くの大学で実施されている。ただ、各機関で用いる手法は、各機関によって変わる。大学技術移転協議会の調査では、ライセンス候補の見つけ方として、特許フェア、展示会などへの来訪者や、パンフレット、サイトを見ての来訪者を待つなどの「比較的待ちの姿勢」²⁹⁾で活動を行っている機関が多いと報告している。今後は、発明者や知財本部、TLOのもつ人脈、情報からの探索、特許と同分野の研究を行う企業の探索、独自のマーケット情報から潜在的ライセンス候補を見つけ、あるいはアライアンスのある外部組織も利用し、積極的に訪問、面談することが望まれている。また、マーケット能力の高い産学連携人材の育成が重要となるだろう。

(4) 地元企業との関係

a. ライセンス先としての地元企業

企業、大学の双方が地理的に近く、コミュニケーションも容易なとき、これらの企業が大学の知的財産の使用者（ライセンサー）となれば、理想的である。しかし、地元企業の

業種や、そのニーズは、当該大学の知的財産の学問分野や、シーズと必ずしも一致するものではない。これは、企業には、それぞれの立地事情があり、また、大学には、地域産業への人材供給などを意識して設置されたものを除き、多くの大学は、それぞれの理由から立地していて、双方の立地事情は直接結びつかないからである。

大学技術移転協議会の調査では、TLOはそのマーケティングのため、所在地に関係なく訪問するというアンケート回答³⁰⁾が最も多かった。企業数が多く、また意思決定を行う本社が多数所在する首都圏や、近畿圏が大学にとり「知的財産の社会還元」のための交渉が行いやすく、少なくとも企業とのマッチングが容易であるということが出来る。抜き出したシーズを持たない地方の大学や、知名度の低い大学は、格段の努力を必要としている。言い換えれば、地元企業へのライセンス活動だけに終始すれば、これらの大学は早晚、活動が行き詰まる事が予想される。

b. 共同研究の相手としての地元企業

ライセンスとは異なり、地元企業と連携し、共同研究や、委託研究によって「大学の知的財産の社会還元」を行うことは、コミュニケーションが容易であり、お互いを理解しやすいので、現実的でもあり、理想的でもある。企業ニーズも高い。今後とも大学、企業の双方から積極的に相手へのアプローチを盛んにすることが望まれる。地域振興に役立つ産学連携は、もっとも期待され、実現可能性の高いものであろう。

3. 今後の進め方

(1) TLO と大学知的財産本部、及び学内他組織

大学の知的財産による社会貢献が盛んとなる一方で、ライセンス活動のみに依存したとき、特許ライセンスそのものが難しいという「知財特有の問題」、TLO と大学知財本部の並立や、人の適性、教育という「組織や人の問題」、あるいは現在、大半の個別機関では利益を生み出しがたいという「収益性の問題」等から、大学知的財産本部や TLO の経営の将来性は必ずしも明るく平坦のものとは思われず、場合によっては困難となることも考えられる。現在、各機関とも今後のあり方を巡って模索している状態といつてよい。

TLO の今後は、特に補助金が満了した法人では、営業活動への注力が以前にも増して重要となるが、経営や組織では、次のようなことが予想される。

内部型 TLO では、業績の乏しい組織は、人材の雇用維持が苦しくなるのではないだろうか。当然ながら、各機関の経営状態に応じて、スリム化や効率化が求められるだろう。国立大学と 1 対 1 の対応関係のある外部型 TLO では、従来どおりの知財本部との 2 つの組織が並立するケースと、2 つの組織を一本化するケースに 2 分化し、広域型 TLO は、大学、大株主からの財政支援への依存を高めたり、経営のスリム化、効率化が加速したりするなどが予想される。

大学知財本部では、大学知的財産本部整備事業の補助金が満了する 2008 年以降は、外部人材からの知財技術、ノウハウの移転が円滑に進んだところでは、職員による知財活動に重点移り、そうでないところは、組織縮小あるいは、業務の広域 TLO などへの外部委託となることなどが考えられる。

国立大学では、大学知財本部と大学知財本部設置以前から存在している産学連携の専門部署である研究協力課、共同研究センターなど関連性のある部署やその職員との業務の整理が必要であろう。

ここで、想起すべきは、「大学の知的財産による社会貢献」という場合、何も大学の知的財産の企業へのライセンスだけが方法ではないということである。大学も研究者も、共同研究等の産学連携による、外部資金の獲得に多大な関心をもっている。産学連携によっても「大学の知的財産による社会貢献」は可能であり、この活動と知財活動の一体化し、バランスをとって活動できれば、これは、企業、すなわち社会にとっても、大学にとっても大きな利益となるだろう。

(2) 立命館大学の事例

現在、各大学では今後のあり方を模索しているのであるが、本学では、大学知的財産本部整備事業の終了後を考え、ひとつの試み行っているの、参考事例としてご紹介したい。

立命館大学は、理工系学部の教員が約 270 人と、理工系教員だけを考えると、近隣の京都大学、大阪大学のような大規模大学に比べると、8 分の 1 くらいの中規模の大学である。このような大学では、学内で創出された知的財産をベースにライセンスを行う方式では、次のような問題がある。すなわち、①教員の数が大きくないからも毎年の発明届けの数が大きくなり、②もともとホームラン特許の出る確率が小さいことを考えると、その出現は、予測困難とはいえ、一般にかなりの年月の場合も予想され、③毎年 50～100 件の発明を、長期にわたり出願し、その後の審査請求、権利取得、維持を行うには本学の財務的負担能力を超えると思われる。また、共有特許で実

施料を得るのも方策であるが、すぐに得られるものではないとか、交渉に時間がかかるなどの問題もある。特許だけを活用、ライセンスするビジネスモデルで生じる困難事項も考慮して、本学では次のように、産学連携と知財活動の一体化する方向で、考え方を整理している。

基本的には産学連携（共同研究、委託研究）により、研究費を獲得し、大学の研究を高度化することを第一の目標とする。その限りにおいて、知的財産を出願し、実施料収入を得るのは次善の目標となる。従い、両方が衝突する場合には、前者を優先し、出願しないことや、実施料収入に代えて他の方法での補償を得ることも考えるのである。

本学では、知財本部を設置したときからの方針として、産学連携担当部署（当時、リエゾンオフィスと称した。現在リサーチオフィス）と知財本部の一体化を掲げ、知財本部のスタッフをリサーチオフィスと同じ場所に配置した。組織としては、知財、産学連携の双方を一箇所で管理し、知財ノウハウが他の職員に移転できる体制としてきた。06年度からは、知財本部の事務局には少数の専門スタッフを置く一方で、対教員、対企業の折衝業務には、産学連携、知財などの雇用形態を問わず多数のスタッフを教員別に割り振り、同一スタッフが産学連携、知財の両方の業務を行うことにした。この方式の狙いは、組織および各折衝スタッフ個人で、産学連携活動のマーケティングのノウハウを知財のライセンス先発見に生かすこと、および各人が広範な業務を受け持つことにより、教員のシーズ、企業のニーズの両面の知識と人脈を築いていく事を狙っている。（もちろん、スタッフ各人のそれぞれの仕事の分野の習熟性は低下するが、それを上回るプラスを期待している。）また、当然、マーケティングに力点をおく。スタッ

フの能力には、コミュニケーションと営業的なフットワークを重視しており、その上で技術的な専門性を身につけるよう教育している。その活動成果は、産学連携、知財のトータルで考え、短期的には、産学連携、長期的には知財活動での収益を考え、出願費用等の出費は、大学として賄いうる範囲での予算措置を行うものである。ただ、産学連携と知財活動の業務のバランスのとり方が難しくかったり、知財の技能の不足で業務遂行が難しいときもあるので、知財本部の事務局が活動状況をチェックし、不足を補ったり、偏りを是正したりしている。

本学でこのような体制が可能なのは、リサーチオフィスには多様な雇用形態ではあるが、総勢85人の多数の人々が働いていて、いろいろな組織を試行できるからである。現在この新しい体制で、さらなる成果を出そうと努力している。さらに、現在、立命館大学の知的財産本部と広域型 TLO である関西 TLO ㈱の2つの組織の連携を今まで以上に強め、相互に機能を整理、強化しようとしていることも付け加えておこう。

終わりに

「はじめに」で、大学の「知」の社会還元の種類について述べ、大学で生まれた特許のライセンスに重点をおく、技術移転の「米国モデル」の我が国への影響を述べた。わが国において、大学、企業、社会にとって相互に利益のあるモデル、即ち大学の知的財産の社会貢献が容易で、実効性のあるモデルの構築を考える場合、「米国モデル」が最適という保証はない。現状、社会的には、大学の知を用いて新産業の創出が望まれていることに加えて、大学や、研究者の外部研究費取得のニーズや、特許ライセンスの難しさを考慮すると、

特許ライセンスと共に、産学連携活動をも同時並行して対応できる組織を大学に構築し、それを行いうる人材を配置することが、多くの大学で求められていると思われる。立命館大学の場合、大学知的財産本部整備事業の終了後を考えて、知的財産本部の活動と産学連携活動の一体化した体制を組み、さらに、大学とTLOの連携を強化しつつある。立命館大学のおかれた状況での進め方ではあるが、ひとつの参考事例としてご紹介した。

- 1) 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会：「新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）」（同委員会平成15年4月28日）7頁。「現在においては、社会貢献を教育・研究に加えては大学の「第三の使命」と位置づけるべきである。」「社会貢献」とは、単なる経済活性化だけでなく地域コミュニティや福祉・環境問題といったより広い意味で社会全体（地域社会・経済社会・国際社会等）の発展への寄与と捉えるべきである」と述べる。
- 2) 渡辺俊也，隅蔵康一：TLOとライセンス・アソシエイト（ビーケーシー 2002）29頁にスタンフォード大学でのライセンシングオフィスの設立状況が紹介されている。
西村，高木，栞田，玉井：「世界の大学発技術移転・産学連携の現状(3)」パテント（弁理士会 2005）Vol58 No 8 69頁。「知的クラスター」に関連付けて「シリコンバレーモデル」と呼んでいる。
- 3) 文部科学省：平成16年度大学等における産学連携等の実施状況について（同省 平成17年6月22日）20頁（以下「文科省報告書」）
- 4) 渡辺俊也編：理工系のための特許・技術移転入門（岩波書店 2003）18頁，145頁
- 5) 渡辺俊也，隅蔵康一：TLOとライセンス・アソシエイト（ビーケーシー 2002）112頁には4つの商品の種別ごとにロイヤルティを設定したことが説明されている。
- 6) 「第4回産学官連携功労者表彰 受賞者のご紹介」から抽出
- 7) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 課題

設定型専門技術開発費助成（平成15～17年）
「光触媒利用高機能住宅用部材プロジェクト」

8) 青色発光ダイオード事件の第一審で、原告の中村修二氏は、会社の得る利益を3380億円、被告日亜化学はマイナス15億円を主張した。日本経済新聞 04年01月28日

9) 文部科学省：「文科省報告書」

（単位：件）

国内出願件数	国立	私立	公立	合計
平成15年度	918	910	63	1881
平成16年度	3756	1214	115	5085

10) 文部科学省：「文科省報告書」

（単位：千円）

実施料収入	国立	私立	合計
平成15年度	427,655	115,569	543,224
平成16年度	415,997	124,893	542,509

11) 共同通信 06年6月9日。05年度の特許収入は国立大学で4億5千万円、私立大学で1億9000万円、総額は6億円を超える見込みであるという。

12) 知的財産戦略本部：知的財産戦略の進捗状況 知的財産推進計画2006参考資料（同本部2006）1頁（以下、「知的財産推進計画2006参考資料」）

13) 米国大学技術管理者協会：Association of University Technology Managers, Inc. :AUTM Licensing Survey FY98 5頁 なおAUTMは、平均の実施料率を2%と仮定している。

この方法で、参考までに、現状を試算すれば、次のようになる。平成16年度全産業の売上高：1420兆円、全産業の件数費191兆円、労働生産性（＝一人当たり件数費）694万円（いずれも財務省 年次別法人企業統計（平成17年9月5日発表））を用い、大学の製品売り上げに関連する年間実施料収入を6億円、実施料率を2%と仮定すると、影響を与えた市場規模は300億円、雇用は583人となる。

14) 経済産業省：「大学発ベンチャーの成長支援に関する調査報告書」（平成18年1月）3頁

15) ただし、弁理士費用、出願の印紙などは補助金では支払えない。

16) 日本製薬工業会：<http://www.jpma.or.jp/term/notes09.html>

17) たとえば、上記のサイトは「新薬品1品目を上市するためには平均9～17年の年月」と述べ

- る。薬品は一般に長いとされる。他の製品でも、2～3年先の製品化から10年位先の製品化など期間はいろいろであり、また、開発途中での製品化中止も多い。
- 18) 文部科学省：「文科省報告書」
- 19) 特許庁：平成17年度知的財産活動調査結果統計表第5表 2006.6.30
<http://www.jpo.go.jp/shiryu/index.htm>
- 20) Annual report, OTT University of California FY2004,
- 21) 上山隆大：スタンフォード大学“西のハーバードへの軌跡”（日経バイオビジネス2004.06）119頁
- 22) 産学の間で、いろいろ議論があったが、最近、大学－企業の双方の理解が進み、「一部の業界を除き問題は解決しているものと考えられる。」と評されるようになった。経済産業省：技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて（平成17年度調査）（平成18年6月）32頁、日本知的財産協会：<http://www.jipa.or.jp/katsudou/project/sangaku/pdf/sangaku040629.pdf>
 清水啓助：産学の共同研究に刺さったトゲ，ライトナウ(10)（税務経理協会 2005）44頁 飯田紘雄：立命館大学リエゾンオフィスの概要，特技懇 No.241（特許庁技術懇話会2006）46頁
- 23) デジタルニューディールは，東大 TLO の収入が2002年に1億5千万円であったのが，2004年に25億円と急増したのは，「2003年12月にIPOしたオンコセラピー・サイエンスが大きく寄与しているものと見ることが出来る。」と述べる。<http://dndi.jp/cooperation/trif.co.jp/onepoint/one0508.html>
- 24) 知的財産戦略本部：知的財産推進計画2006（同本部 2006年6月8日）29頁
- 25) 関西 TLO は，貸借対照表要旨を公表し，平成16年度は当期純損失500万円があることを明らかにしている。http://www.kansai-tlo.co.jp/financial/pdf/financial_info7_2004.pdf
- 26) 知的財産戦略本部：「知的財産推進計画2006参考資料」
- 27) 大学技術移転協議会：「協議会報告書」29頁によると，TLOの全回答機関は，マーケティングを行っている。
- 28) 長尾彰夫，西尾好司：動き出した産学官連携（中央経済社 2003）127頁にはスタンフォード大学技術移転機関のライマース氏が「技術がわかってマーケティングがわからない人と，マーケティングがわかって技術がわからない人では，どちらが技術移転に向くか」と質問されたとき，「マーケティングできる人」と即答したことが紹介されている。
- 29) 大学技術移転協議会：「協議会報告書」44頁
- 30) 大学技術移転協議会：「協議会報告書」32頁（本稿は，筆者の個人的見解を示すものです。）

大阪大学の産学官連携と知的財産

— 先端技術を地域産業に還元する —

大阪大学先端科学イノベーションセンター助教授 正城 敏博

1. 大学の概要と特徴

大阪大学は「地域に生き世界に伸びる」をモットーとして創立以来つねに進取の気風を失うことなく、新しくユニークな学部・大学院・研究所などを整備しつつ我が国有数の総合大学として発展してきました。1931年に帝国大学として、当初は理学、工学、医学の教育研究を中心とする組織として創設され、さらに1939年には、産業に必要な自然科学の基礎と応用の研究を目指し産業科学研究所が設立されました。戦後の改革以降、文・法・経・理・工・医など、ほとんどの分野にわたる学部・研究所を相次いで設置しました。そして、歯学部、薬学部を独立の学部とした他、基礎工学部、人間科学部、言語文化部など、当初は他の大学には見られなかった新たな教育研究の分野を次々と開拓し、近年では、法学と経済学の融合による国際公共政策研究科、医学と理工学を融合し生命機能研究科（博士5年一貫制）、工学、基礎工学、理学研究科に分散していた情報科学技術の教育研究組織を改組・再編した情報科学研究科を創設し、新時代に対応する研究・教育体制を組織しました。このように大阪大学は、つねに変動する

社会の要請に応えながら、その歴史を通じて世界最先端を目指した教育研究を実践し、人類の知的水準の向上に寄与してきました。現在、教員約2,500人、学部学生12,000人、大学院学生約8,000人を擁しております。

2. 産学連携の基本方針

大阪大学は、実学に根ざしながら高度な研究水準を維持し、さらにそれを高める研究型大学を志向しています。そして研究成果を広く社会に公表・還元することによって人類の進歩と地域の発展に寄与することを目指します。これらの方針を産学官連携活動理念として掲げ推進しています。

(1) 知の時代における科学技術創造立国をめざして

独創的なコンセプトや技術シーズを創造する担い手として、教育、研究及び社会貢献に関する大学本来の使命の達成に邁進します。

(2) 自由な発想に基づくイノベーションの創出

技術や産業のイノベーションをもたらすようなブレークスルーを生むための自由な発想に基づく創造的研究の推進を第一義とする研

究環境の構築を進めます。

(3) 知的財産の創出及び活用に秀でた人材の育成

創造性を育む教育と科学・技術に重点をおいた教育，知の時代の要請に対応できる高度な知識・技術を持った人材，起業家精神の旺盛な人材の育成体制を整備し，社会の各界におけるリーダー人材を多数養成します。

(4) 知的創造サイクルの基盤構築のための産学官連携活動

長期的視野に基づく基礎研究成果を単なる研究成果として埋没させることなく，タイムリーに新産業の創成へ発展させるため，産学官連携活動を知的創造サイクルの構築基盤として位置づけ，大学の重要な使命として積極的に推進します。

(5) 共同研究・受託研究の積極的推進

民間等との共同研究・受託研究を積極的に推進するとともに，新しい知に基づき新しい学問分野・技術・産業を生み出すための新しい共同研究モデルを構築します。また，知的財産の保護・帰属及び秘密保持に十分配慮した契約の締結を行い，機動性・柔軟性に富んだ運用を目指します。

(6) 知的財産戦略の積極的推進

教職員個々人の職務上の研究成果に基づく知的財産を原則として大学帰属とします。ライセンス報酬については，創作者である教職員，TLO及び大学がルールを明文化により適正に配分し，教職員のインセンティブ向上及び関連組織の事業の安定化に配慮します。

(7) 産学官連携組織の強化とTLOとの協力・連携

(8) インキュベーション研究と大学発ベンチャーの推進

(9) 戦略的な総合リエゾン・コーディネーション活動推進と情報発信

(10) 研究成果活用のための兼業

(11) 産学官連携活動ルールの明文化

3. 産学連携の体制・組織

国立大学法人大阪大学として平成16年度に新たなスタートを切って以来，大阪大学の運営組織も大きく変わりました。最高議決機関はこれまでの評議会ではなくなり，総長及び理事（大阪大学の場合7名）からなる役員会が重要事項を審議し，最終的な決定を行うこととなります。

産学官連携については，役員会のもとにおかれた研究推進室（理事・副学長が室長）を中心に進められ，産学官連携の窓口となる先端科学イノベーションセンター，知的財産を一元的に扱う知的財産本部，さらには世界の大学に伍する国際的な産学官連携推進拠点大学へ発展させることを目的として設置されたスーパー産学官連携機構を中心に，全学的な研究推進戦略に基づいて運営しています（図1）。

これらの組織が推進する各活動は，関連する学内外の産学官連携組織と密接に連携，推進することが必要です。大阪大学では各部局でも産学連携・社会連携を図る組織を強化しており，部局に応じた特徴ある産学連携活動を展開しています。いわゆる通常のコーディネーション活動の他，組織的な連携を部局単位で積極的に推進し，企業研究者を産学連携推進教員として大学に受け入れたり，産学連携に関する法律・経済に関するシンポジウムを開催するなど特徴的な活動を推進しています。また学外への技術シーズ紹介などの活動を共同で行うなどより多角的に関連部局との連携を進め，大阪大学全体としての活動に強化していくことを検討したいと考えています。

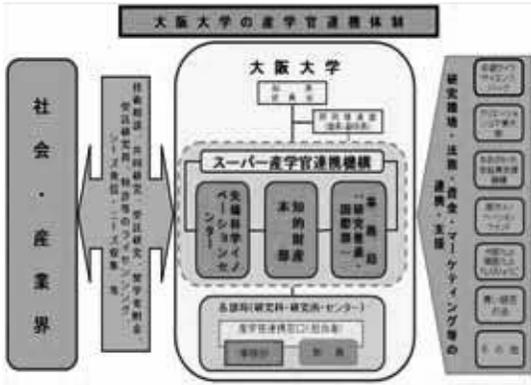


図1. 大阪大学の産学官連携体制

4. 産学連携のこれまでの実績概要

国立大学法人化後、例えば共同研究経費は前年度費22%増となるなど、全国的に産学官連携に拡大の傾向が見られますが、大阪大学はそれらの平均を上回る率で件数・金額が増加し（図2，3），全国で共同研究，受託研究ともに3位の位置を占めています。さらに、発明届件数も法人化直前を除けば堅調に増進しており、平成17年度の届出件数は再び500件を超えました（図4）。

また、近年では主に大企業を中心に、企業と大学の組織的な連携が盛んになっています。大阪大学では、三菱重工業、松下電器産業、富士通研究所、三洋電機、日立製作所、NTT・NTT西日本と既に締結を行っており、それぞれの企業との間では、従来からの共同研究・受託研究に加えて、組織が戦略的に企

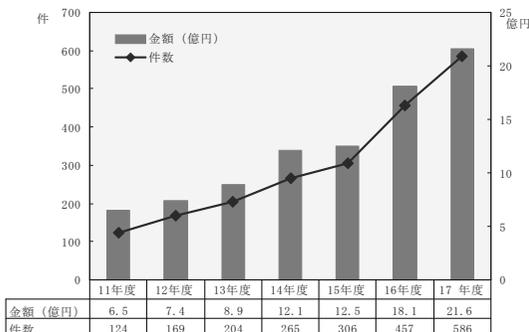


図2. 共同研究

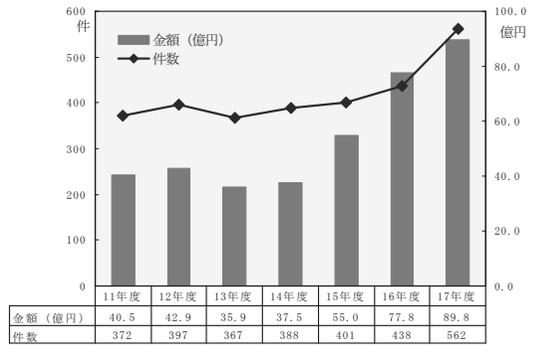


図3. 受託研究

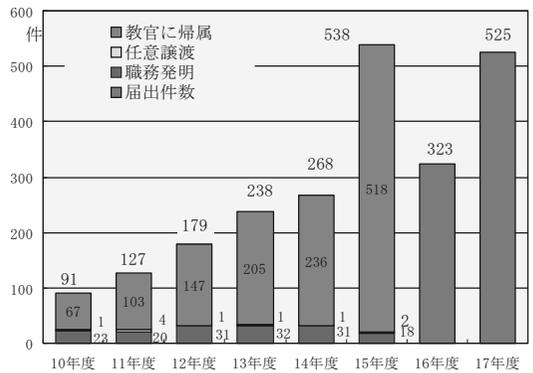


図4. 発明届出

画・立案する新たな大型共同研究を模索したり、インターンシップなどの人材交流を検討するなどしています。また、組織連携から生まれる共同研究のため、独自の研究契約雛形をあらかじめ合意した連携もあります。連携組織から生み出される研究内容が合意すれば、契約書協議の必要なくすぐに研究開始が可能です。組織連携においては、異分野・部局間の連携によるグループ研究も生まれやすく、当初の想定とは別の成果が得られることもあります。

組織連携に限らず、共同研究・受託研究は今後の大阪大学の重要な位置付けとなりますが、法人化前までの受託研究は30%の間接経費が必要であった一方、共同研究の間接経費は0%でした。法人化で各国立大学法人が共同研究の間接経費を導入する中、本学では平成17年度より、産学官連携推進活動の更なる活性化を図る目的として、共同研究費の10%

相当額を産学官連携推進活動経費として別途ご協力戴くこととしています。この経費は下記のような産学官連携全般に使われます。

知的財産経費

大阪大学の機関帰属となる発明等、知的財産の出願・維持・管理・活用に係る経費の一部に充当

知的財産本部の組織運営経費

大阪大学の知的財産を管理・活用する知的財産本部の活動維持のために充当

産学官共同研究促進のための設備、施設等環境整備

産業界との共同研究で利用されうる設備・施設等を整備し、より産学官連携を促進

産学連携活動の推進

産業界への情報発信、産業界とのリエゾン・コーディネーション活動、技術相談等をよりきめ細かく推進するための活動

5. 知的財産権の運用方針

大阪大学は、本学教職員による研究成果ならびに共同研究等で得られた成果による知的財産の創出、保護、活用を効果的に行い、大学における知的財産戦略を強化するために大阪大学知的財産本部を設置しました。従来、曖昧であった大学の研究成果の権利関係を明確化し、単に知的財産の出願支援、保護のみならず、その成果の企業等への技術移転を積極的に進め、わが国産業の発展に貢献すると共に、産学官連携による研究を知的財産面から支えます。

本学における知的財産活動は、先進的・独創的な研究成果を知的財産の形で世界に先行して広く社会に公表し、具体的に還元することによって社会への貢献を積極的に推進し、人類の進歩と地域の発展に寄与することを目指すものであります。産学官連携活動の重要

な核の一つとして知的財産を位置づけ、教職員等の創出した知的財産の保護・活用を本学として組織的に推進し、成果を新たな研究の源泉とする知的創造サイクルの基盤構築を目指します。

○ 知的財産と届出

研究成果としての知的財産には、発明、考案、意匠、植物品種、回路配置、プログラム、データベース、ノウハウ、成果有体物（試薬、材料、資料、試作品、モデル品、実験装置等）があります。職務に関連して行った研究成果が知的財産に該当すると認めるときはそれぞれ定められた時期に届出ることとしています。

○ 承継・出願

届出書の内容をもとに、知的財産本部でその発明が職務発明等であるか否か、及び、その発明に係る権利を本学が承継するか否かを審議します。承継判断は、知的財産の新規性、進歩性、市場性、学術的インパクト等の観点からの評価（発明者も含む）に基づいて行い、数日から3週間程度で決定します。共同研究又は受託研究など契約に基づく場合は知的財産の取り扱いがあらかじめ決められているため、それに従い迅速に対応します。研究契約に基づかない場合、実施先が明確か等が重要となりますが、TLO等の外部技術移転機関が出願やマーケティングを希望する場合には本学と協力して出願します。また、競争的資金等で出願経費等を充当できる場合や、予算の範囲内において本学の出願が適当であるもの等は、本学が単独で出願することも可能です。

○ 共同研究・受託研究

共同研究では、教職員等と共同研究相手方との共同発明に基づく権利は本学と共同研究相手方との共有となります。さらに、相手方が希望する場合には、独占的な通常実施権などを与えることができます。また、受託研究

の場合は、通常発明者が本学のみですが、委託元にも発明者がいる場合には共同出願も可能です。

大阪大学の特徴として、共同研究・受託研究であれば、出願にかかる経費は持分にに応じて負担する点があります。これは、前述の産学官連携推進活動経費を充てます。図5のように大阪大学の承継する発明は企業等との共同出願が半分以上を占めます。次に、共有の特許については、本学が不実施機関であることから、原則実施料を納めていただきますが、通常は売上げ発生後としています。その他、実施料も各業界や事業における特許の位置付けなどを十分に考慮しながら、柔軟に対応しています。

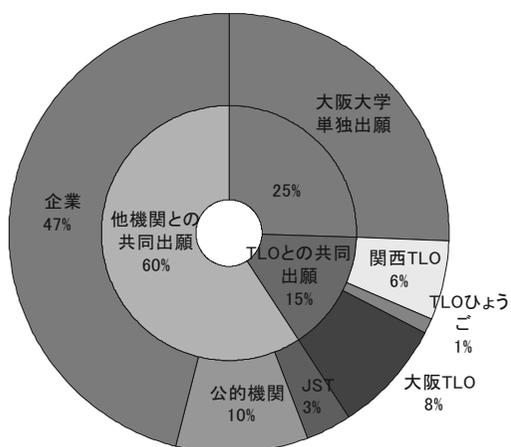


図5. 発明の出願形態内訳 (平成17年度末時点 承継分)

○ 学生の創作した発明

学生と本学の間で研究に関して雇用契約のある場合（共同研究等で雇用されている博士後期課程学生等）は、教職員の扱いとなり、発明規程に基づいて、本学が権利承継の決定を行うこととなります。また、雇用契約のない場合、本学が権利を承継するためには学生との間で個別に譲渡契約を締結することとなります。本学が権利を承継した場合、補償金は教職員等に準じて支払われます。

知的財産戦略の運用は、産業界、発明者、大学のそれぞれの立場から見ても、産学官連携、知の移転の観点等において、従来と比較してより優れた制度にする必要があります。大学において知的財産を保有する意義は何か、大学の発明者が知的財産を創出するインセンティブは何か、産業界が大学と連携して大学の知を事業化する意義やメリットは何かを常に考えながら、制度や運用のあるべき姿に前進していくことが重要と考えられます。知的財産ポリシーや諸規程の考え方に基づいた上で、柔軟かつ迅速な対応を図っています。

6. 地域との連携

これまで一般的な産学官連携の取り組みについて述べてきましたが、ここでは特に本学の特徴的な地域との連携についてご紹介します。

(1) 中之島センターでの技術相談

大阪大学では、先端科学イノベーションセンターを中心に、技術相談や、共同研究・受託研究・奨学寄附金の申込みを、技術相談申込書（通称、お問合せシート）により受け付けております。具体的に困られている技術課題や、これから取り組まれようとしている研究テーマなどを記入・送付いただきますと、本学コーディネータが学内教員を探索しご紹介いたします。ご相談内容に対して本学教員では対応できない案件や1回の面談（現時点ではここまで無料）で終わる案件も多くございますが、平成17年度は約260件の相談等を受け、共同研究等に発展した案件が50件程度ございます。平成16年度からは、大阪市内の本学中之島センターでも相談を受け付けております（毎週水曜午前）。

(2) ソシオ大阪

「ソシオ大阪」は、本学工学研究科が、大阪地区を中心に毎年数回ずつ開催している地域フォーラムです。大阪大学の動向、連携手法紹介、技術講演、技術分科会、交流会などで構成した催しです。これらの催しは、各地の商工会議所と連携を取り、商工会議所会員企業の方に広くご案内いただいていることが特徴的であり、まさに「地域」との連携を進める企画として平成11年度から開催されています。

(3) STAR

「STAR」は、ソシオ大阪同様、地域の商工会議所と連携したプログラムです。当初は豊中商工会議所との連携でスタートし、技術相談や会員企業と連携した補助金獲得などの活動を進めておりました。現在では、尼崎、伊丹、茨木、吹田、高槻、豊中、東大阪、八尾の各商工会議所との連携となっており、ホームページに本学技術相談へのリンクを張っていただいたり、会員企業からの技術相談をつないでいただいたりする形を中心に進めています。大学のホームページをご覧にならない方も地域の商工会議所のホームページをご覧になる方もあり、一定の成果をあげています。

(4) 社会連携サテライトオフィス（東大阪）

本学は、クリエイションコア東大阪にも産学官連携の拠点を設置しております。クリエイションコア東大阪は、技術力の高いものづくり企業が集積している大阪東部地域において、中小ものづくり企業のイノベーションの促進を目的として、東大阪市荒本北に整備された、ものづくりに関する総合的な支援施設です。大阪大学社会連携サテライトオフィスでは、熟練したアドバイザーが常駐し、企業

の皆さんからの技術相談を無料でお受けし、工学研究科の専門的な教員を紹介いたしております。さらに、共同研究や連携へと進むことも出来ます。

(5) 北大阪地域活性化協議会

本学における地域との連携の中で最も特徴的なものとして、北大阪地域活性化協議会との連携があります。これまでの取り組みについてデータを中心に紹介します。

(5-1) 産学交流マッチングフェア

従来からある地域の企業が出展するマッチングフェアを発展させ、出展者同士のマッチングはもとより、出展者と大阪大学とのマッチング（産学連携）を目的として平成14・15・16・17年に各1回（2日間）開催しています。大阪大学構内（体育館）で開催する、大阪大学の教員約20名をコーディネータに起用し出展者のブースを訪問する、といった特徴を持っています。

平成14年

出展数 67社

来場者数 1,900人

（内大学関係者500人）

平成15年

出展数 80社

来場者数 1,700人

（内大学関係者400人）

平成16年

出展数 73社

来場者数 2,000人

（内大学関係者500人）

平成17年

出展数 84社

来場者数 2,100人

（内大学関係者500人）

大学への技術相談

平成14年 48件, 平成15年 59件

平成16年 40件, 平成17年 66件

大学と共同研究開始 4 件

大学と共同開発 5 件

製品・試作品の受注 7 件

大学の指導により自社製品完成 1 件等

平成15年度 27件

平成16年度 21件

平成17年度 15件

(5-3) キーテクノロジー推進会

地域企業から要望のあるテーマ「レーザー加工技術」「画像処理技術」「表面処理技術」のキーテクノロジー別に3つの応用事業化研究会を創設し、各研究会において大学等の有する技術的知識を中小企業に移転し、事業化を支援する取り組みです。これは、平成12年～14年に実施された産学共同技術研究会において、大学のシーズを中小企業に紹介し移転を図る取り組みがありましたが、研究成果と実現する企業の両者間に大きな隔たりがあり、思ったほどの成果が上がりなかったため、会の規模を小さく（全25社）し、題目も絞って、ただ講演を聞くだけでなく議論の場となるようにしたものです。

一つの研究会に座長、4人のサブリーダー計5人の大学教官とコーディネータを配置し、研究会あたり5社～15社と少ない参加者で開催されました。

- ・ 新技術開発着手 2 件
- ・ 新事業創出着手 2 件

大阪大学では大企業との連携だけでなく、他組織が主催し大阪市内等で企画されるマッチングフェアの出展なども活発に行いながら、ご照会した地域との様々な連携を試行しております。

7. 産業界への期待と要望

このように大阪大学は実学重視の基本理念に基づいて、産学官連携活動および知的財産活動を積極的に推進し、全国有数の活動実績と成果をあげてきました。これらの実績をさらに発展させ、世界の大学に伍する国際的な

成果として共同研究等が生まれることは従前から予想されていましたが、大学が研究を進める上で必要になる試作等を産業界にお願いするという連携・成果も生まれ、これが次にご紹介する事業につながりました。

(5-2) 北大阪 RS (R&D サポート) ネット

地元の中小企業を組織化し、大学と Web サイトや冊子でネットワークを結び、大学等の研究開発支援（試作受注等）を実施することにより、企業の新事業創出を支援する取り組みです。平成14年に実施した産学交流マッチングフェアにおいて、以下の点が認識され、同ネットの創設に協力しました。

- ①大学のシーズを移転することとあわせて、大学の研究開発（ニーズ）を支援することが中小企業にとって有効である。
- ②大学が研究開発の相手を探すことに苦労している。
- ③大学の研究室単独で試作発注等が行われている。

一般向けには試作を受注するネットワークという同様の取り組みはあるようですが、大学向けとして設立された試作ネットはおそらく他に存在していません。このネットワークとあわせて、年1回大学より案件を募集し会員企業に発表する「案件発表会」を平成16年度から開催していただいております。他組織も含めて広がっております。

- ・ 参加企業 117社
- ・ 大学よりの受注案件（他大学も含む）

産学官連携推進拠点大学への発展させることを目的として、スーパー産学官連携機構を充足させ、次の3項目を重点目標として活動しています。

- 企業の投資意欲を引き出す、組織的かつ戦略的産学官連携体制の構築。
 - 基盤技術の活用・産業化に向けた研究開発プランの策定・推進による国際的拠点形成。
 - 次世代リーダー人材育成を可能にする、教育・研究活動と統合したシステムの構築
- これらの施策のための具体策として、新しい戦略的産学官連携である「共同研究講座・共同研究部門」制度を本年4月よりスタートしています。

ど様々な形を検討しています。また、大阪大学への技術相談の窓口を設けています。共同研究・受託研究など、あらゆるご相談、お問い合わせにご利用いただけます。ご相談の窓口はインターネットでご覧下さい。

http://www.casi.osaka-u.ac.jp/activity/technical_schedule.html

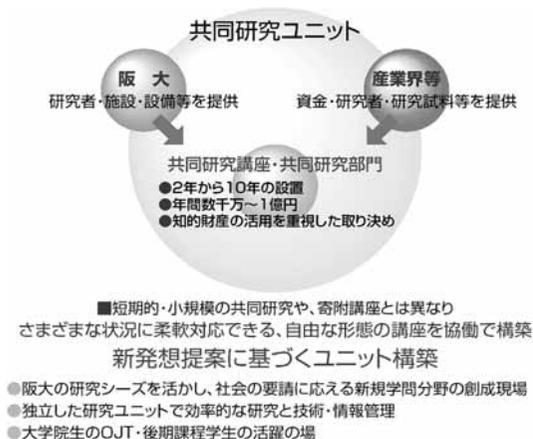


図6. 共同研究講座・共同研究部門制度

この制度は、企業と大阪大学が共同研究費や人材を投入し、対等の立場で協議しながら運営を行うことによって、産業界のニーズを反映した共同研究を行う新たな研究室です。本制度においては、研究者は共同研究に専念し、知的財産等成果の共有と活用を重視した管理を行います。共同研究ユニットを皮切りに、さらにさまざまな取り組みをしておりますので、ご支援・ご協力をお願いします。

今後も、これまでご照会した活動の他、大学のシーズを発信するホームページの充実な

京都における大学政策

京都市総合企画局プロジェクト推進室 担当課長 江川 博

あらまし

京都市は、現在37の大学・短期大学が集積し、147万市民の約1割を学生が占める大学のまちであり、こうした大学を中核とする高度で豊富な学術研究機能の集積は、「大学のまち・京都」の優れた都市特性であるといえる。

本稿では、1980年代後半から本格的に取り組まれた京都市における大学政策の経過と現在の大学政策のベースとなる「大学のまち・わくわく京都推進計画」の概要を説明するとともに、京都市との密接な連携のもとに様々な取組を推進する母体となっている(財)大学コンソーシアム京都の主な活動を紹介する。

1. はじめに

京都は、1200年の歴史に育まれた、世界に誇るべき歴史・文化を有する文化首都であり、なおかつ、大都市でありながら山紫水明の豊かな自然環境を有する希有なまちでもある。こうした恵まれた環境のもと、それぞれの時代において最先端の文化や情報が集まる都市として、大学・短期大学（以下「大学」とい

う。）が集積し、大学のまち、学生のまちとしての個性を有するのは必然であった。

しかし、1980年代後半から各大学は機能の強化や学部の増設等、大学の充実に向けた取組を進め、それに伴っていくつかの大学、あるいは一部の学部においては、近隣都市への転出・移転がみられるようになった。

京都市では、「大学はまちを支える重要な社会機能を持つアカデミック・インフラである」と位置づけ、1993（平成5）年に「大学のまち・京都21プラン」¹⁾を作成し、魅力ある「大学のまち」としての取組を進めてきた。こうした活動の結果、各大学の魅力ある個性化への主体的な取組や大学連携が進展し、1980年代後半から相次いだ大学の市域外への流出・移転は収まりをみせている。

とりわけ、「大学のまち・京都21プラン」に基づいて設立された(財)大学コンソーシアム京都は、大学の連携組織として全国に先駆ける先進的モデルとなり、その後、全国で大学連携組織が生まれることとなった。(財)大学コンソーシアム京都で展開される単位互換やインターンシップ制度はその質・量において他地域の取組を圧倒しており、京都における大学の集積効果が発揮される好例となっている。



キャンパスプラザ

大学連携の拠点として整備された京都市大学のまち交流センター²⁾（以下「キャンパスプラザ京都」という。）では、(財)大学コンソーシアム京都を中心とした大学連携組織としての各種事業が展開されるとともに、研究者同士、あるいは学生同士の交流を生み出しており、その効果は大学の枠を超えて広がっている。

さらに、各大学の個性化や機能の向上を支援する「京都市大学施設整備支援・誘導制度」³⁾は、大学の魅力ある個性化への取組を促すとともに、大学と都市との協力・協働意識を強化するという効果をもたらしている。

一方、文部科学省によると、我が国の18歳人口は、1992（平成4）年の約205万人をピークに減少し、今後、2009（平成21）年の約121万人まで減少が続くことが予想されており、数字的には、2007（平成19）年度には全ての大学進学希望者が大学に入学できる「大学全入時代」が訪れるといわれている。

また、この間、国においても1998（平成10）年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」⁴⁾の中で、大学における自己点検・評価、さらには第三者評価の重要性を提示しており、答申後にも「国立大学の法人

化及び再編・統合」, 「21世紀 COE プログラム」⁵⁾ や「特色ある大学教育支援プログラム」の選定等, 我が国が国際社会で競争力を持ち, また国際社会に貢献する国であり続けるために, 高い研究水準と人材育成機能を持つ大学に対する期待が高まる一方で, 大学間の厳しい競争が始まっている。

とりわけ, 経済活動のグローバル（地球規模）化, 高度情報化の進展等, 大学を世界規模での競争や評価の仕組みに組み込む社会経済の変化は大きく, 急激であり, 各大学は生き残りをかけて大学の個性化や魅力化, 新たな社会ニーズに対応した専門的な教育機能の整備・充実等, 様々な展開を図っているところである。しかし全国的にみると, 入学定員に満たない大学が多数発生し, 破綻する大学がみられるなど, 大学を取り巻く環境は厳しさを増しているといえる。

「大学のまち・京都」にとっては, 大学, 研究者, そして学生の存在は, 直接的な経済効果をもたらすだけでなく, アカデミックな雰囲気醸成, 多様な市民活動への参加等を通じた活力の創出, 歴史文化の保全継承等, 他都市以上の特別な存在であり, 大学や学生の減少は, まちの活力さえ低下させることになりかねない。

また, 経済のグローバル化が進む中, 我が国経済を持続的に発展させていくためには, 地域がそれぞれの強みを活かして自立するとともに, 知識集約的な機能と結びついた経済システムを構築していくことが必要となっており, まちにとって大学は, 知識部分を担う社会的インフラとしてますます重要性を増している。

こうした状況のもと, 「大学のまち・京都21プラン」の成果を踏まえ, 「大学のまち・京都」のさらなる発展を図るために, 大学, 地域・市民, 産業界, 行政がそれぞれの役割

を果たしながら、パートナーシップで新たに
取り組むべき課題や施策について検討を行い、
提言として取りまとめるために「大学のまち・
京都推進懇談会」を2003（平成15）年7月に
設置した。2004（平成16）年4月には、大学
を核として京都のまちが発展するために、同
懇談会の各界各層の委員が連携協力して検討
を重ね、「大学のまち・京都」の将来を展望
しつつ、今後、概ね10年間に取り組むべき事
業として「大学のまち・わくわく京都推進計
画」を取りまとめた。

2. 大学のまち・わくわく京都推進計 画の具体的な取組

(1) 魅力ある大学づくりと大学のまちの発信

伝統と革新の相克の中で悠久の歴史・文化
を育み、常に進取の気風を持ち、大学を生み
出す土壌となってきた京都が、今後とも「大
学のまち」であり続けるため、京都の大学が
様々な分野でトップレベルを目指すとともに、
大学を中心に京都の産業界や地域が有する多
様な知の集積が連携し、ともに学び、高め合
うことにより、新しい価値を創造し続けるこ
とを目指す。

また、大学間の緊密な連携をさらに強化す
ることにより、大学及び大学連携による事業
を充実させるとともに、小中高等学校や地域
との新たな連携を形成し、高等教育における
「京都モデル」を創出する。こうした活動を
まち全体に展開することで、地域の教育力を
世界に誇りえるものとして充実させていく。

ア 魅力ある大学づくりと経営力の強化

- ・社会に期待される大学づくり
- ・大学の経営基盤の強化
- ・大学セーフティネットの整備の検討

イ 大学連携による京都の大学の魅力づく

り

- ・(財)大学コンソーシアム京都の充実・
発展
- ・大学院等共同サテライト拠点の設置
- ・大学院教育の充実
- ・大学連携型コミュニティーカレッジ
の創設
- ・京都の学生スタンダード（基準）の
構築
- ・高度な専門職業教育の充実
- ・幅広い教養教育の充実
- ・e-ラーニングの開発
- ・京都の大学・学生に関する情報発信
の強化
- ・京都の魅力を高める「京都学」研究・
普及の推進
- ・教育研究の高度化に向けた関係機関
との連携

ウ 地域の教育力の活用による高等教育京 都モデルの創出

- ・大学と初等・中等教育教員の相互交
流・共同研究の推進
- ・高大連携の推進（「京都高大連携研
究協議会」⁶⁾他）
- ・大学と小中学校等や地域との連携の
推進

エ 大学のまちにふさわしい都市環境づく り

- ・カレッジタウンの形成誘導
- ・まちなかキャンパスの設置

(2) 多文化交流時代に対応した人材の集積と 交流の促進

京都は古からわが国の文化首都であり、そ
の歴史・文化遺産の集積や知名度もあって、
学術教育研究に関わる学生・研究者の国内外
からの来訪意欲が高いが、今後さらに「京都
で学びたい」、「京都で研究したい」と考える、

優れた人材が世界から多数集まるまちを目指す。

また、留学生・海外からの研究者をまち全体で暖かく迎えるとともに、留学生等との様々な交流を行う取組を進め、京都に来れば、学ぶ大学を問わず、留学生等が高い満足感を得られるようにする。さらに、国内の学生が多様な文化との交流・理解の機会を得て、コミュニケーション能力を磨くことで、真の国際人として育つ環境を整備する。

併せて、「共楽（ともにたのしむ）」のまち・京都を目指す「京都市国際化推進大綱」⁷⁾に掲げる推進施策への、大学、学生の積極的な関わりをつくっていく。

ア 多文化交流時代をリードする人材の育成

- ・多文化交流時代を支える人材の育成
- ・「京都の知」体験プログラムの充実
- ・国際的な大学のまちの市民としての意識形成

イ 海外との学術教育研究の交流促進

- ・(各大学における客員教授制度等と連携した) ゲストスカラー制度の創設
- ・京都の大学に関する情報の海外への発信
- ・海外の大学との交流の促進
- ・京都に立地する外国の文化施設との学術交流

ウ 海外への派遣システムの整備

- ・連携による海外派遣システムの充実

エ 留学生・海外からの研究者の受入れ体制の充実

- ・留学生・海外からの研究者への住宅に関する情報提供の充実
- ・海外からの来訪者向け住宅の充実
- ・海外からの研究者・留学生とその家

族への必要なサービスの充実

- ・市民と留学生・海外からの研究者との交流促進
- ・留学生の社会的活動の拡大

(3) 産学公地域連携による活力あるまちづくりの推進

京都には産学公地域の連携により新しい産業が生まれ育ってきた歴史があり、今後もこうした特徴を継承し、市民生活の向上と地域産業の振興に向けた産学公地域の連携を進めることが必要である。また、芸術や文化等の分野において、産学公地域連携の効果が発揮されるよう、知識集約型産業の創出等により、地域の活性化を図る。

これらの産学公地域連携を円滑かつ効率的に進めるため、「京都 ONE 構想」⁸⁾で構築した京都の情報流通基盤「大学間情報ネットワーク」⁹⁾や、京都のインターネット拠点である「京都 IX」¹⁰⁾を効果的に活用する。

さらに、京都モデルのインターンシップ制度の構築や産業構造の転換に対応した新しい社会人職業教育を展開する。

また、大学や研究者が地域と連携する取組を一層推進し、地域や市民との信頼関係や身近なコミュニケーションを育むとともに、地域の側からも大学の知を活かした継続的な助力を求め、双方にメリットのある連携・協力を創り出していく。

ア 大学の知的資源を活かして新産業分野を創出する地域環境づくり

- ・大学発ベンチャーの創出
- ・TLO¹¹⁾機能の強化
- ・組織的な産学連携の推進による地域産業の活性化
- ・京都市スーパーテクノシティ構想¹²⁾の推進

- イ 大学と産業の新しい協働関係を開拓する産学公連携の強化
 - ・インターンシッププログラムの京都モデルの充実
 - ・高大企業連携による理工系分野の学習機会の充実
 - ・時代の先端を行く企業等との連携による大学講義の充実
- ウ 大学と地域の連携による地域活性化の推進
 - ・都市政策研究機能の強化
 - ・人文・社会科学系分野における地域との連携の推進
 - ・大学と地域を結ぶコーディネート機能の強化
 - ・大学の知的資源、施設の開放の促進

(4) 魅力ある「学生のまち」の充実と地域との交流促進

京都の大学で学ぶ学生にとってまち全体がキャンパスとなり、京都の有する歴史・文化や市民・地域とのふれあい、大学の枠を超えた学生同士の交流・体験活動等を通じて、広い教養を身に付け、豊かな人格を形成することができるよう、学び・遊び・働き・暮らしなどの全ての領域において、学生が自主的な活動を企画し、多様な参画を実現するために必要な情報や機会を提供する。

また、京都で学び暮らした学生や京都に関心を持つ学生が、将来にわたって知的好奇心・知識欲を持ちつづけ、京都に愛着を感じ、京都ファンや京都応援団となって、卒業してからも観光や学びなどの体験を求めて京都を訪れるよう、継続的な情報提供に努める。

併せて、「若き市民とともに築く21世紀の京都」を目指す「京都市ユースアクションプラン（第2次京都市青少年育成計画）」¹³⁾に掲げる推進施策への学生の積極的な関わりを

促進していく。

- ア まちとのふれあいによる豊かな学生生活の提供
 - ・キャンパスプラザ京都の機能の強化
 - ・学生向けまちなか住宅の提供
 - ・学生向けの多様なサービスの提供
- イ 学生の主体的活動の支援
 - ・学生が主体的に活動するための動機づくり
 - ・学生の多様な体験のための場づくり
 - ・学生文化の振興
- ウ 多様な市民活動への学生参画の推進
 - ・「学生のまち」推進の仕組みづくり
 - ・学生ボランティアの活動環境の整備
 - ・学生受入体制の充実
- エ 京都ファン・応援団づくりの推進
 - ・「学生にやさしいまち」の情報発信
 - ・卒業生への情報提供

3. (財)大学コンソーシアム京都の活動

(1) 設立趣意

京都は大学が多数集積しており、歴史的にも大学都市として発展し、学術研究・文化芸術活動等を通じて、大学と地域社会及び産業界の繋がりや大学相互の結びつきが育まれている。

学術の進展、技術革新による産業構造の変化、国際化・情報化の進展等によって社会が大きく変化を遂げつつある今日、大学はあらためてその存在意義を問われている。大学教育に対する社会の期待や学生ニーズの多様化にさらに対応していくためには、大学、地域社会及び産業界との連携や大学相互の結びつきをより一層深めていくことが必要である。

このような中において、(財)大学コンソーシアム京都は、大学、地域社会及び産業界との

協力による大学教育改善のための調査研究、情報発信交流、社会人教育に関する企画調整事業等を行い、これらを通じて大学と地域社会及び産業界の連携を強めるとともに大学相互の結びつきを深め、教育研究のさらなる向上とその成果の地域社会・産業界への還元を図る。

本財団は、このような活動を通して我が国の学術研究と高等教育の発展に寄与するものである。

〔(財)大学コンソーシアム京都設立趣意書〕
1998（平成10）年3月より抜粋）

(2) 組織概要

(財)大学コンソーシアム京都は、「大学のまち・京都21プラン」策定の翌年、1994（平成6）年3月に37の大学・短期大学の参加によって設立された「京都・大学センター」を前身としている。その後法人化に向けた準備を進め、1998（平成10）年3月には文部大臣から財団法人設立の許可を受け、(財)大学コンソーシアム京都に名称変更し、京都地域の49の大学・短期大学、経済4団体、京都市が加盟する日本で最初のかつ最大の大学コンソーシアム組織である。

(財)大学コンソーシアム京都は、顧問に榎本頼兼京都市長が就任し、加盟する大学・短期大学、経済団体の長や代表者約50名で構成される理事・評議委員によって運営され、事務局には加盟する大学・短期大学、京都市等から出向する事務職員や財団の専門職員等38名が後述する様々な幅広い事業に従事している。

(3) 2006年度の主な事業

ア 単位互換事業（文部科学省 特色ある大学教育支援プログラム採択事業）
単位互換事業は、他大学の科目を履修し、

それを所属大学の単位として認定する制度で、学生の幅広い関心と興味に応じて、文化、芸術、経済、自然科学などの科目を10テーマに分類したプログラムになっている。今年度は京都地域を中心に46大学・短期大学が単位互換包括協定を締結し、552科目を提供している。

イ インターンシップ事業（文部科学省 特色ある大学教育支援プログラム採択事業）

1997（平成9）年度に研究会を立ち上げ、1998（平成10）年度に全国に先駆けて教育プログラムと位置づけたインターンシッププログラムとして開始した。大学連合のメリットを活かして、これまでに約3,000名の学生と延べ1,600を超える企業や行政機関、非営利組織（NPO・NGO）がインターンシップに参加し、双方にとって高い効果を上げている。

ウ シティーカーレッジ事業

社会人の学習ニーズの高度化に 대응するため、1997（平成9）年度から京都市との連携事業としてスタートし、今年で10年目を迎える。大学のキャンパスやキャンパスプラザ京都において、京都の各大学・短期大学から提供された科目を受講することができる制度で、今年度は38大学・短期大学が412科目を提供している。

エ 京都の大学「学び」フォーラム

(財)大学コンソーシアム京都の加盟大学・短期大学の模擬授業や保護者向けの講座を通じて、高校生や保護者に向けて「京都の学び」を発信し、高校と大学の連携を促進し、大学の共同広報を行なうことを目的としており、フォーラムに参加する生徒の学習意欲の喚起や入学目的の明確化に貢献している。今年度は、東京（7月9日）、名古屋（7月16日）、大阪（7月22日）、神戸（9月9日）の4会場で既に開催し、今後、福知山（10月1日）、

京都（10月28日）の2会場で開催を予定している。

オ 京都学術研究機構

地域社会や市民への知の還元・情報発信を行う目的で、「京都学」、「21世紀学」、「都市政策」の3分野において共同研究推進、研究資源の公開、研究成果の発表、研究支援事務体制の構築、若手研究者の育成などを実施している。市民公開講座「プラザカレッジ」の開講や「京都学みやこに貢献するアカデミズム」（京都アカデミア叢書創刊号）の刊行など様々な取組を行っている。

カ 京都高等教育研究センター

大学連携のシステムを基礎として「厳しい社会情勢の中で個別大学が個性輝く改革」を実践するための基盤研究、及び「改革を推進するための人材育成」に関する研究を推進することを目的として、2005（平成17）年3月に設立された。高等教育実態の研究、FD（大学教員の資質向上を目的とするファカルティディベロップメント）研究、連携型教育システム研究、SD（大学職員の資質向上を目的とするスタッフディベロップメント）研究の4分野の研究推進を行っている。

キ 国際交流事業

留学生の賃貸住宅契約等をサポートする「京都地域留学生住宅保障機構」¹⁴⁾の運営、留学生や海外からの研究者の交流事業（「京都迎賓館訪問の催し」等）、留学生のキャリアサポート、海外留学を希望する学生や社会人のサポートプログラム「海外留学フェア」など、様々な国際交流事業を積極的に展開している。

ク 京都学生祭典

2003年度から産官学地域連携のもと、京都地域の学生が自ら運営する市民参加型の祭典を開催している。2005年度に行われた「第3回京都学生祭典」では、延べ約128,000人の



学生祭典

参加者・来場者でにぎわった。今年度は10月7日（京都駅ビル）、8日（平安神宮、岡崎周辺）の両日におどり、音楽、パフォーマンス、パレード、縁日など多彩な催しを企画している。

ケ 京都国際学生映画祭

学生が企画・運営する国内最大級の映画祭で、2005年度は、世界27カ国から414本の学生自主制作映画が寄せられ、16作品をコンペティション入賞作品として上映した。今年度は学生の自主作品の上映環境を整備するなど、より地域に根ざした映画祭を目指し、10月8日、20日から27日にかけて京都都会館第2ホールなど市内各会場で多彩な催しを企画している。

コ 芸術系大学作品展（ART UNIV.）

京都地域にある10の芸術系学部、学科を持つ大学・短期大学による合同作品展で、2005年度は、57作品の展示を行い、約3,000名の来場者があった。今年度も11月7日から11月26日にかけてキャンパスプラザ京都1階の情報交流プラザで作品展を企画している。

サ 大学コンソーシアム京都スポーツクラブ

スポーツ交流事業として、加盟大学・短期大学においてサッカーやアーチェリー、バスケットボール、卓球などのスポーツ教室を開催し、地域の児童や親子が参加する取組を行っている。またスポーツ文化研究についても積

極的に行っており、研究と実践の融合を目指している。

(4) その他の取組

ア 大学院等共同サテライト拠点の運営

近年、多様で高度な人材育成機能をもつ大学院への期待が高まる中、高度な専門教育を求める社会人等のニーズに対応するため、2005（平成16）年4月に大学院等のサテライト教室を交通アクセス等の利便性の高いキャンパスプラザ京都内に開設した。休日・夜間等、社会人が受講しやすい時間帯に対応できる、きめ細やかなカリキュラムを提供している。

イ 大学地域連携モデル創造支援事業

2005（平成17）年12月に内閣府の都市再生本部が「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を都市再生プロジェクトとして決定し、都市再生本部を事務局として、大学と地域が連携協働してまちづくりに取り組む地域が双方向で情報や意見の交換を行うことにより、各地域の自主的で自発的な取組を促進することを目的とした「大学地域連携まちづくりネットワーク」が形成されている。勸大学コンソーシアム京都と京都市は、このような全国的な動きに先立って、2004（平成16）年度から「大学地域連携モデル創造支援事業」を立ち上げ、大学と地域が連携・協働してまちづくりに取り組む事業を大学や地域団体・NPO等から募集し、選考のうえ助成金を交付し支援している。この事業は、地域の活性化を促すだけでなく各区役所と大学の連携強化や各区のまちづくり基本計画の推進にも大きく寄与している。

結びにかえて

京都の大学政策は、「大学のまち・わくわ

く京都推進計画」に基づき、勸大学コンソーシアム京都をはじめ、大学・学生、地域・市民、産業界・企業、行政の連携・協働によって推進されている。2004（平成16）年には、「大学のまち・京都」の推進と高等教育にかかる各種事業を高い水準で実現することを目指し、広い視野から大学のあり方や大学、大学と都市との関係について意見交換を行うことを目的に、勸大学コンソーシアム京都と京都市が合同して、「大学のまち京都推進会議」を設置し、毎年、施策や事業に関する進行管理を行うとともに、事業の評価や新たな事業の検討などを行い、次年度以降の取組に反映させている。

2005（平成17）年1月28日に公表された、中央教育審議会答申「我が国の高等教育機関の将来像」では、21世紀は「知識基盤社会」の時代であり、これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要であると位置づけ、中長期的に想定される我が国の高等教育のグランドビジョンが示され、その実現に向けた施策が提言されている。その内容を詳論することはできないが、「大学のまち・わくわく京都推進計画」と多くの部分で共通し、今後の事業展開の中でより整合が図られるものと考えている。

「大学のまち・京都」の将来像は、世界に誇る「大学のまち」であり、その具体像は、「世界に通用する大学」が集積するまち、「世界に誇る地域教育力」を持つまち、「グローバルな産業」を生み出すまち、「世界から集まる学生」が交流するまちである。京都では、そのビジョンの達成に向けて、勸大学コンソーシアム京都、大学・学生、地域・市民、産業界・企業、行政の良好なパートナーシップに

より、一步一步、着実な努力が続けられている。

※本稿は「大学のまち・わくわく京都推進計画」及び(財)大学コンソーシアム京都 案内冊子2006版を引用、要約及び一部手直しし、まとめたものである。

1) 大学のまち・京都21プラン

1993(平成5)年3月に、京都市が大学や関係機関との連携・協力のもとに、京都の優れた都市特性である大学の集積を活かし、大学と地域の総合的な発展を図るために策定。21世紀に向けた「大学のまち・京都」の将来像を示すとともに、21世紀を迎えるに当たっての事業計画を提示した、我が国初めての都市における長期的な大学政策のビジョン。

2) 京都市大学のまち交流センター(キャンパスプラザ京都)

京都市が、大学における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び産業界、地域社会等との連携及び交流を促進する活動その他の活動の用に供するために設置した施設。2000(平成12)年9月8日に開館し、(財)大学コンソーシアム京都の活動拠点になっている。

所在地：京都市下京区西洞院通塩小路下る(JR 京都駅前)

敷地面積：2,631㎡

延床面積：11,677㎡

構造・規模：鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階地上6階建て

開館時間 午前9:00～午後9:30

休館日 毎週月曜日、年末年始
(12月28日～1月4日)

3) 京都市大学施設整備支援・誘導制度

大学機能を充実するための施設整備に対し、都市計画法等に基づく規制緩和をはじめ、総合的に支援・誘導する制度。市民合意を図りつつ、大学とまちのより良いパートナーシップを形成することを目的としている。

4) 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改定方策について—競争的環境の中で個性が輝く

大学—」

1997(平成9)年10月に文部大臣の諮問を受け、1998(平成10)年10月に大学審議会から行われた答申。大学等の自主性・自律性を高めるシステムの柔構造化等の推進と、そのための基礎となる基本的枠組み等について整備を図ることを基本として審議を行い、①課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、②教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支える、③責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、④多角的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、の4つの理念を提言している。

5) 21世紀 COE プログラム

「大学の構造改革の方針」(2001(平成13)年6月)に基づき、2002(平成14)年度から文部科学省の新規事業として「研究拠点形成費補助金」として措置されたもの。我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的としている。

6) 京都高大連携研究協議会

2003(平成15)年5月に(財)大学コンソーシアム京都、京都府教育委員会、京都市教育委員会、京都府私立中学高等学校連合会、京都商工会議所により設立。京都にある全ての高校、全ての大学と産業界による「高・大、産・学」という全国初の総合的な組織連携で、高大連携を推進することを目的としている。

7) 京都市国際化推進大綱

1997(平成9)年11月に京都市が策定。京都市が目指す国際化の基本的な考え方として、将来に向けて、市民にとっても、外国籍市民にとっても、さらには外国からの訪問者にとっても、いきいきと生活でき、訪れて楽しく、活発で自由な交流ができるまち、『共楽(ともにたのしむ)』のまちを目指している。

8) 京都 ONE 構想

2002(平成14)年1月に、京都市が地域情報化施策として発表。京都地域に開かれた広域情報通信網である WAN(Wide Area Network)を構築し、それを活用して「京都地域内情報流

通基盤の向上」,「電子自治体への円滑な移行」,「大学間情報ネットワークの構築」,「地域企業の情報化」,「新規 IT 産業の集積」などの取組を推進し,インターネットという共通の基盤の上で,京都地域内を一つにまとめ (ONE),市民生活や産業活動などを一体的に向上させることを目指している。

9) 大学間情報ネットワーク

2002 (平成14) 年12月に京都市が発表。京都 ONE 構想の具体的展開として,多くの大学が集積する京都の特色を活かし,京都の大学を高速大容量の情報通信ネットワークで結ぶことにより,大学間連携,学際研究,産学公連携のより一層の促進を図ることが目的。京都大学, (財)京都高度技術研究所,キャンパスプラザ京都の3地点を接続拠点として,28の大学,研究機関が接続し,他の地域の追随を許さない情報流通基盤となっている。

10) 京都 IX (京都 Internet eXchange)

地域 IX は,ある地域を単位として複数のインターネット接続事業者がひとつの拠点 (地域 IX) に接続することにより,より安全で,高速,効率的な地域内でのインターネット利用環境を実現するもの。

11) TLO (Technology Licensing Organization)

大学や研究機関の技術に関する研究成果を産業界で企業化するための橋渡しをする目的で設けられる技術移転機関。研究者の研究成果の特許化したり,製品開発に利用する企業との仲介役を果たしながら,企業化が成功した際にロイヤリティーを受け取り,機関や個人に配当する。1998 (平成10) 年10月に京都市で設立された関西 TLO は,「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づいて設立された全国初の地域型技術移転機関。

12) 京都市スーパーテクノシティ構想

高度情報通信社会,環境調和型社会,長寿社会などの状況変化に対応していくため,「京都市21世紀産業振興ビジョン策定委員会」を設置し,同委員会における議論とパブリックコメントを踏まえ,京都経済の更なる活性化を図るための施策・事業を「ものづくり」の観点からまとめたビジョン。京都の優れた技術,研究成果等が活用できる環境づくりと,多彩な人材の能

力が結集できる仕組みづくりを進めることにより,新たなものづくりを創発 (次々と新しいものが湧き出てくること) し,活力あるまちづくりの実現を目指している。

13) 京都市ユースアクションプラン (第2次京都市青少年育成計画)

2002 (平成14) 年に京都市が策定。青少年を地域社会を構成する「若き市民」として捉え,地域社会における育成体制の確立と推進を図り,青少年の地域社会への「参加」を促進することを主眼とし,総合的・体系的に,青少年の成長,自立を支援することを目指している。

14) 京都地域留学生住宅保障機構

2001 (平成13) 年に,京都地域留学生交流推進協議会の構成員である京都府下16大学, (財)大学コンソーシアム京都, (財)京都府国際センター, (財)京都市国際交流協会, (財)内外学生センター等で設立。留学生が民間アパート等に入居するために必要な保証人を見つけることが難しい場合,個人に代わって,事務局である (財)大学コンソーシアム京都が保証人となって機関保障を行っている。

神戸市における大学との連携

神戸市大学連携支援室長 横山 公一

1. はじめに

近年、大学等を取り巻く環境が大きく変化している。平成15年10月の国立大学法人法の施行などにより、国立大学や公立大学における大学の法人化の動きが始まるとともに、本格的な少子高齢化の到来、特に急速な少子化や社会経済情勢の変化に伴い、大学等の経営環境は一層厳しさをを見せていると言われている。文部科学省の諮問機関である中央教育審議会は、少子化と大学志願者の頭打ちで、大学・短期大学の進学希望者と合格者総数が同じになるという、いわゆる「大学全入時代」が、平成21年度に到来すると試算していたが、平成16年7月には、2年早い平成19年度に到来するとの見通しを出している。

従来、行政と大学等との関係については、行政に対する専門知識の導入といった観点で、行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問、調査を行う機関として設置される各種審議会の委員に、大学等の学識経験者が就任するケースはあったが、これはあくまで個人レベルでの「知」を市政の専門性に活かすという市政参加であった。しかし、最近では、市民ニーズが複雑化・多様化・高度化している

中、行政に求められる水準はますます高まってきている。このような状況において、大学等の「知」の存在は、地域の大きな資源であり、本市が目指す「協働と参画のまちづくり」において、大学等の持つ「知」が地域住民、産業界、行政という各主体に還元されることで、各主体がともに高めあい、神戸の目指すべき将来像である「市民もまちもいきいき輝く豊かさ創造都市こうべ」を民・学・産と行政の一体的取組みにより実現していく必要がある。

そこで、本稿では、神戸市内における大学等の状況をはじめ、これまでの神戸市内における大学等との連携の具体的な取り組みなどを紹介していきたい。

2. 神戸市内における大学等の状況

(1) 大学等の設置目的

まず最初に、大学等の設置目的を見てみたい。学校教育法第52条において、大学は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とされている。また、同法第69条

の2では、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的」とし、同法第70条の2では、高等専門学校は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的としている。すなわち、大学、短期大学、高等専門学校という、いわゆる高等教育機関を本稿では「大学等」と述べることにするが、大学等の設置については、学校教育法上は、教育と研究を目的としている。

また、大学等が地域社会の構成員の一員としての役割を果たすことから、「開かれた大学」として、生涯学習の提供など地域社会への貢献が第3の使命として捉えられるようになってきている。この部分は大学の活動状況や経営方針などによって学校ごとにウェイトの置き方が異なっているのが現状であるが、市内の大学等では何らかの形で地域社会への貢献が行われているところである。

(2) 神戸市内の大学等の状況

神戸市内の大学等の状況であるが、平成17年度文部科学省の学校基本調査（平成17年5月時点）によると、大学数18大学、短期大学数7の合計25校、市内で学ぶ大学及び短期大学の学生数が、それぞれ65,816人、3,265人、合計69,081人となっている。

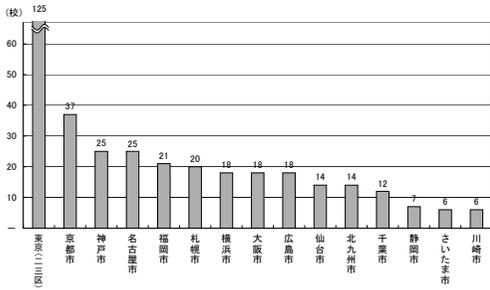
神戸市内の大学等の状況を15大都市別に比較してみると、大学及び短期大学の数であるが、図表1にあるように、東京（23区）、京都市に次いで、25校と3番目になっている。学生数については図表2にあるように6番目となっている。15大都市という大都市でもその人口規模が異なることから、人口あたりで学校数及び学生数を見てみると、図表3及び図表4にあるとおり、人口10万人あたり学校数は大都市中2番目、人口千人あたり学生数は5番目となっている。また、学生数のうち

女子学生が占める割合を図表5に示しているが、神戸市は50.32%であり、男子学生より女子学生が多いのは4大学・3短期大学を有する静岡市と本市のみである。ちなみに全国平均が43.67%であることから特徴的な傾向であるといえる。

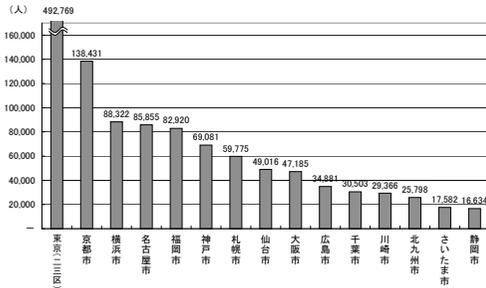
本調査では、個々の大学ごとの学生数などの数字は公表されていないが、例えば、市内で最大の学生数を有する神戸大学を例示に挙げると、神戸大学は11学部・9研究科を擁し、平成17年5月時点で、教職員数2,849人、学生総数17,557人と合わせて2万人を超える大学関係者が存在している。全ての大学関係者が市内で必ずしも居住しているわけではないが、昼間での活動を含め、市内で何らかの形で地域等との関わりを持っている。

その他、後述する「学長との懇談会」に参加している大学等を見てみると、47ページ、図表7にもあるとおり、その対象とする教育分野に多様性が見られるのが特徴ともいえる。具体的には、神戸大学をはじめ、甲南大学、神戸学院大学のように総合大学もあれば、保育者養成を行う頌栄短期大学、芸術系の大学としての神戸芸術工科大学、流通を専門に研究・教育を行い、サービス産業学部（観光・生活文化事業学科）を擁する流通科学大学、全国726大学のうち、8大学しか存在しない外国語大学（外語大学）としての神戸市外国語大学、社会的ニーズが増大している医療分野において薬学者等を養成する神戸薬科大学、看護活動を支える看護師を養成する神戸市看護大学などが存在する。また神戸大学には、海事科学部（旧神戸商船大学、平成15年10月神戸大学と統合）が存在するとともに、平成18年度には、甲南女子大学でメディア表現学科及び総合子ども学科が、神戸女子大学で健康社会福祉学部が、神戸山手大学で都市交流学科が、神戸芸術工科大学で先端芸術学部が

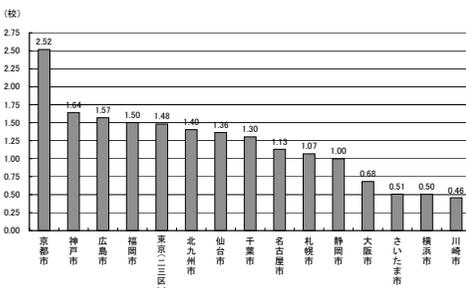
図表 1 15大都市別 大学・短期大学数(平成17年度)



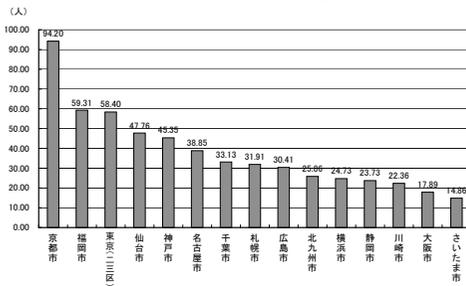
図表 2 15大都市別 大学・短期大学学生数(平成17年度)



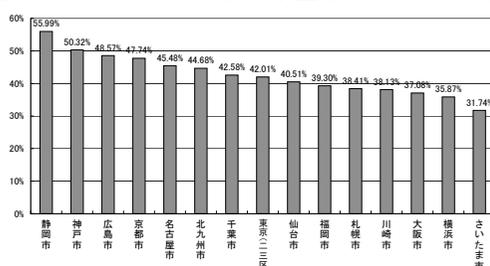
図表 3 15大都市別 人口10万人あたり学校数(平成17年度)



図表 4 15大都市別 人口千人あたり学生数(平成17年度)



図表 5 15大都市別 女子学生比率(平成17年度)



以上、図表1～5 文部科学省 平成17年度学校基本調査による

設置されるなど、神戸のまちの特性に対応した学校、学部・学科が存在している。なお、余談ではあるが、市内のほとんどの大学等がその名称に「神戸」というまちの名前をつけていただいている。これは、各大学等が地域に根ざした学校を目指しているとともに、「神戸」という都市ブランドに魅力を感じていただいているのではないかとこの意見がある。

3. 神戸市における取り組み

(1) 総合基本計画等における大学等の位置づけ

神戸のまちづくりの長期的・総合的な指針である「総合基本計画」では、これまで、研究教育機関としての大学の持つ知的資源を活用しながら、豊かな人間性の醸成や地域経済の活性化を目指してきた。2025年に向けた都市づくりを進めるための神戸市の最高理念として位置づけられている「新・神戸市基本構想」において、高等教育機関の充実・強化を示すとともに、この基本構想の実現のため平成7年10月に策定された現行の「第4次神戸市基本計画(目標年次:2010年)」においても、高等教育機関の充実・強化の基本方針として、(1)知的文化は21世紀においても都市発展の基礎となるという認識のもとに、学術・技術の創造・発信の核となる高等教育機関の充実・強化を図ること、(2)市民の高度な学習欲求に対応するため、高等教育機関が有する専門的な教育・学習機能を社会に開放し、地域文化の拠点となる高等教育機関づくりを進めることとされている。また具体的施策として、高等教育機関の誘致・整備、高等教育機関の交流の促進などが挙げられている。

また、本市では平成17年6月に、これからの神戸づくりの指針である「神戸2010ビジョン」を策定した。これは前述の「第4次神戸

市基本計画」の中期計画にあたるものであるが、この「神戸2010ビジョン」では5つの重点テーマと12のアクションプランを設けており、それぞれのアクションプランに「各主体に期待される主な役割」を掲げ、その中で、民・学・産と行政に期待される役割を明記し、特に、「学」として大学等の役割を強調した。これまで、地域を担う主体として、一般的には、「官と民」、「市民・事業者・行政」という枠組みで述べられることが多い中、「大学等」という主体を行政計画の中に位置づけていることは全国的にも珍しいといえる。これは、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、住民、ボランティア、NPOなど多様な市民が「公」を担う主体となったという歴史的転換点に位置づけられるとともに、神戸市では震災前の平成5年に全国に先駆けて「協働」という考え方を打ち出したことが背景にある。従来は行政が担う領域を公共領域と考えてきたが、近年、公共の再編として、官と民が協働して担う新しい公共という定義が生まれてきていることにもよる。

(2) 具体的な連携の取組み

① 学長との懇談会

学校教育法に基づき、大学（短期大学）及び高等専門学校を設置等については文部科学大臣の認可となっており、一般的に大学等に関する行政の対応については、地方自治体レベルでの窓口がない状況であった。そのような中、神戸市では平成13年度に発表した施政方針において、「市政に民間の知恵と能力を活かしていくこと」を掲げ、平成14年1月から、大学等が持つ優れた知的資源をまちづく



第10回学長との懇談会
(平成18年8月7日、神戸親和女子大学にて開催)

図表6 学長との懇談会の開催時期及びテーマ

回	日時	場所	テーマ
第1回	平成14年1月26日(土)	神戸ポートピアホテル	なし
第2回	平成14年7月9日(火)	甲南大学	神戸のまちの魅力づくり
第3回	平成15年3月28日(金)	神戸学院大学	大学の地域貢献
第4回	平成15年7月28日(月)	神戸国際大学	復興の総括・検証
第5回	平成15年11月4日(火)	神戸大学	学生からの提言募集 復興の総括・検証中間報告
第6回	平成16年7月12日(月)	神戸松蔭女子学院大学	新たなビジョン（中期計画）策定 における大学高等教育機関と地域等との連携
第7回	平成16年12月16日(木)	神戸山手大学	大学等高等教育機関と産業の連携 ・産業界が大学（大学生）に期待すること ・インターンシップ制度
第8回	平成17年5月12日(木)	流通科学大学	「新たなビジョン（中期計画）」 計画原案
第9回	平成18年1月30日(月)	神戸市外国語大学	神戸空港を活かしたまちづくり
第10回	平成18年8月7日(月)	神戸親和女子大学	大学と地域などとの連携

図表7 学長との懇談会 名簿（平成18年10月現在、大学名50音順、敬称略）

名 称	学長・校長名	所 在 地
甲南女子大学	坪内 良博	〒658-0001 東灘区森北町6丁目2-23
甲南大学	杉村 芳美	〒658-8501 東灘区岡本8丁目9-1
神戸海星女子学院大学	角本 尚紀	〒657-0805 灘区青谷町2丁目7-1
神戸学院大学	眞弓 忠範	〒651-2180 西区伊川谷町有瀬518
神戸芸術工科大学	土肥 博至	〒651-2196 西区学園西町8丁目1-1
神戸国際大学	吉田 弘	〒658-0032 東灘区向洋町中9丁目1-6
神戸市外国語大学	木村 榮一	〒651-2187 西区学園東町9丁目1
神戸市看護大学	池川 清子	〒651-2103 西区学園西町3丁目4
神戸市看護大学短期大学部		
神戸松蔭女子学院大学	後藤 博一	〒657-0015 灘区篠原伯母野山町1丁目2-1
神戸松蔭女子学院大学短期大学部		
神戸女子大学	河上 誓作	〒654-8585 須磨区東須磨青山2-1
神戸女子短期大学		〒650-0046 中央区港島中町4丁目7-2
神戸市立工業高等専門学校	黒田 勝彦	〒651-2194 西区学園東町8丁目3
神戸親和女子大学	山根 耕平	〒651-1111 北区鈴蘭台北町7丁目13-1
神戸大学	野上 智行	〒657-8501 灘区六甲台町1-1
神戸常盤短期大学	上田 國寛	〒653-0838 長田区大谷町2丁目6-2
神戸薬科大学	津波古 充朝	〒658-8558 東灘区本山北町4丁目19-1
神戸山手短期大学	石井 恭子	〒650-0006 中央区諏訪山町3-1
神戸山手大学	加藤 征史郎	〒650-0004 中央区中山手通6丁目5-2
頌栄短期大学	阿部 恩	〒658-0065 東灘区御影山手1丁目18-1
兵庫県立大学	熊谷 信昭	〒650-0044 中央区東川崎町1丁目3-3
流通科学大学	保坂 直達	〒651-2188 西区学園西町3丁目1

りや経済の活性化等に活かしていくための仕組みづくりをめざすため、「学長との懇談会」を開催してきた。これまで合計10回の懇談会を開催してきたが、懇談会では、市長等の出席のもと、市内大学、短期大学、高等専門学校の学長（校長）から神戸のまちづくりについて色々なご意見をいただいていたところである。これまでの懇談会の開催時期やテーマ及び懇談会名簿については、図表6及び図表7を参照いただきたい。

② 連携協定

都市再生本部が実施した「大学と地域との取り組み実態についてのアンケート調査」（平成17年7月調査）によると、全国の市区町村を対象とした調査で大学と連携に関する協定を締結している市区町村数は191件、協定数は250件となっており、協定締結数も図

表8にあるようにここ数年で全国的に増加している状況にある。

神戸市においても図表9にあるように、平成16年12月に締結した、国立大学法人神戸大学と神戸市灘区との連携協力に関する協定を

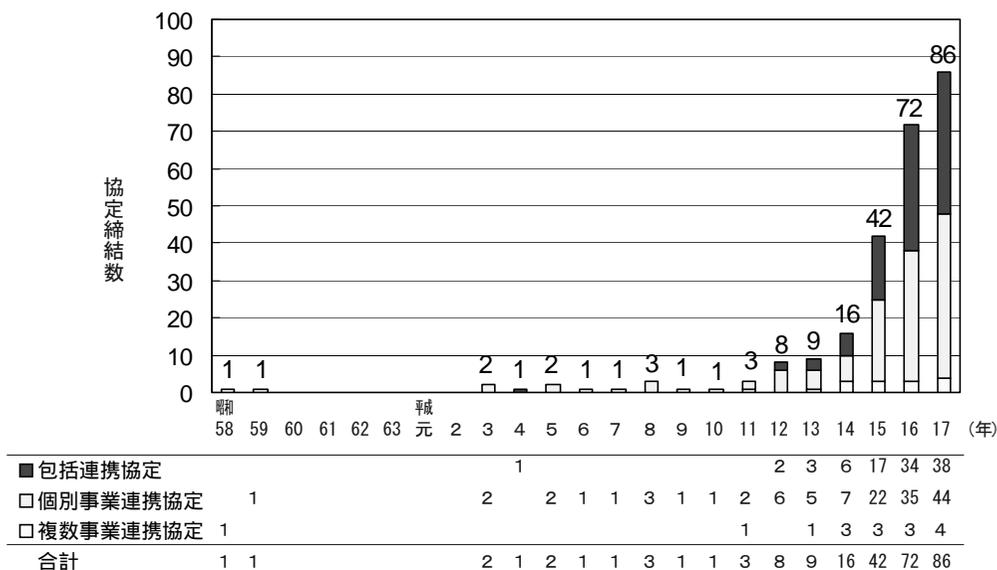


コーチや選手を招いた「ヴィッセル神戸&神戸親和女子大学親子サッカークリニック」では、学生の発案でできた公認サークル「ヴィッセル神戸を応援する会」がアシスタントを行った。

はじめ、大学等と区の協定は11大学において締結されている。また神戸市教育委員会においても甲南大学をはじめとする大学との包括的な協定やスクールサポーターなど個別の事業における協定締結が行われている。協定の一例として、国立大学法人神戸大学と神戸市

灘区との連携協力に関する協定書を図表10に示している。連携協定の締結自体は、あくまで手段であり、まちづくり等における大学等と行政の相互協力の確認という意味合いになるが、締結を行うことにより、連携がより促進されるとともに、大学等と行政以外の市民

図表 8 協定締結のトレンド



図表 9 神戸市における連携協定締結状況

- 【区】**
- 神戸大学と神戸市灘区との連携協力に関する協定（平成16年12月）
 - 神戸海星女子学院大学と神戸市灘区との連携協力に関する協定（平成17年 5月）
 - 神戸松蔭女子学院大学と神戸市灘区との連携協力に関する協定（平成17年11月）
 - 神戸松蔭女子学院大学短期大学部と神戸市灘区との連携協力に関する協定（平成17年11月）
 - 流通科学大学と神戸市西区との連携協力に関する協定（平成17年12月）
 - 学校法人神戸山手学園（神戸山手女子中学校・神戸山手女子高等学校・神戸山手短期大学・神戸山手大学）と神戸市中央区との連携協力に関する協定（平成18年 2月）
 - 神戸女子大学と神戸市須磨区との地域連携に関する協定（平成18年 3月）
 - 学園都市連絡会議と流通科学大学と神戸市西区との連携協力に関する協定（平成18年 4月）
 - 甲南大学と神戸市東灘区との地域連携協力に関する協定（平成18年 6月）
 - 甲南女子大学と神戸市東灘区との地域連携協力に関する協定（平成18年 7月）
 - 神戸国際大学と神戸市東灘区との地域連携協力に関する協定（平成18年 7月）
 - 神戸薬科大学と神戸市東灘区との地域連携協力に関する協定（平成18年 7月）
- 【教育委員会】**
- 教育委員会と立命館大学との連携協力に関する協定（平成15年 4月）
 - 教育委員会と甲南大学との連携協力に関する協定（平成15年 4月）
 - 教育委員会と関西大学との連携協力に関する協定（平成15年 4月）
 - 教育委員会と関西学院大学との連携協力に関する協定（平成16年 3月）
 - 教育委員会と兵庫教育大学との「分かる授業」の推進に関する協定（平成18年 5月）
- その他スクールサポーター制度、学校インターンシップに関する協定締結がある。

図表10 神戸大学との協定書

国立大学法人神戸大学と神戸市灘区との連携協力に関する協定書	
(目的) 第1条 この協定は、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」という。）と神戸市灘区が包括的な連携のもと、福祉、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。	
(協力事項) 第2条 神戸大学と神戸市灘区は、次の事項について協力する。 (1) 地域福祉向上のための連携 (2) 産業振興のための連携 (3) 教育・文化・スポーツの振興及び発展のための連携 (4) 人材育成のための連携 (5) まちづくりのための連携 (6) その他両者が協議して必要と認める連携	
(期間) 第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、神戸大学と神戸市灘区のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。	
(その他) 第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、神戸大学と神戸市灘区が協議して別に定めるものとする。	
本協定の証として本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通保有する。	
平成16年12月2日	
国立大学法人 神戸大学理事（地域）	神戸市灘区
	

レベルにとっても、大学等をまちづくり活動において意識することになるなど協定締結の効果は大きいものと考えられる。

また、大学と行政との連携協定以外に、神戸親和女子大学が平成16年12月にJリーグ「ヴィッセル神戸」とのパートナーシップ協定を締結し、試合会場に開設された託児所への学生や系列保育所の保育士の派遣、学生のインターンシップ実施や大学の授業や講演会への選手・コーチの派遣、親子サッカー教室実施などが行われている。なお、神戸学院大学も平成17年4月、「ヴィッセル神戸」と協定締結を行っている。

③ 「のびやかスペースあーち」における子育て支援

前述した神戸大学と神戸市灘区との連携協力に関する協定の具体的連携事例として、子育て支援ドロップインセンター「のびやかスペースあーち」の運営がある。これは灘区役

所の移転により空いた旧灘区役所庁舎の2階部分を活用して、平成17年9月から神戸大学大学院総合人間科学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センターが運営しているもので、「子育て支援をきっかけにした共生のまちづくり」を目指す施設である。

「あーち」には3つのスペースと1つのコーナーがある。「ふらっと・あーち」は、子供と保護者の方が自由に遊びながら必要に応じて子育て相談ができるスペース、「こらぼ・あーち」は各種講座、会議、交流会、音楽会など多目的に利用できるスペース、「あーと・あーち」は、様々な造形活動を通してコミュニケーションを深めるスペース、そして「情報こーなー」は利用者が必要な情報を主体的に受発信するスペースとなっている。

本施設では、単に親子だけでなく、大学生のボランティアをはじめ、地域の高齢者なども参加し、まちの人と人との結びつきを意識した取り組みがなされている。神戸大学大学院総合人間科学研究科の伊藤教授は「あーち」は、様々な人たちの居場所機能を目的としているが、大学の貢献として多様な子育て支援のモデル提示をしていきたい。また大学生のキャリア観形成支援にもつながり、研究と教育と地域貢献の3つが同時に果たせる場所で



大学生のボランティアが「ふらっと・あーち」で、子育ての協力を行っている。大学での授業とは別に、本施設で実体験を得ている。

ある」と述べている。

「あーち」の事業企画には利用者、地域住民などがプログラムを提案するしくみをつくっており、様々なプログラムが展開されている。また、神戸大学の発達科学部の実習観察室（農園）を活用したサイエンスプログラムといった施設外の事業の取り組みも行われている。

④ 児童館での環境教育

神戸山手大学人文学部中野教授とそのゼミ生が神戸市中央区の神戸諏訪山児童館で小学生を対象に行っている環境教育をゼミ単位の事例として紹介する。

本事業は、学生たちが環境教育用の映像プログラムを作成し、神戸市地球環境市民会議で発表したことがきっかけで、それを見た矢田神戸市長が児童館での活動を提案したことから生まれたものである。映像での教育からスタートし、劇、紙芝居など様々な媒体を試行錯誤のうえ取り組み、それがゼミの先輩・後輩と引き継がれ、現在の環境教育の取組みになっている。中野教授は、本事業について「単なる学生のボランティア活動として学生が子どもと遊んでいるわけではなく、大学のゼミ単位の教育活動として事業成果を卒業論



毎月1回実施している神戸諏訪山児童館での環境教育。今回のテーマは「野草」。押し花を使ったしおりづくりで、身近な自然を子どもにも興味を持ってもらう企画。

文にまでまとめさせている。学生の今後の人生のプラスになるようにと考えている」と述べられている。

本事業は神戸諏訪山児童館の指導員の協力を得て実施しているとともに、神戸諏訪山児童館と神戸山手大学は距離的に近い関係であるため、児童館の子どもだけでなく、子どもの保護者との交流も本事業から新たに生まれている。

⑤ 神戸市教育委員会及び神戸市立小・中学校、高等学校と大学との連携

神戸市教育委員会及び神戸市立小・中学校、高等学校と大学が連携し、児童・生徒、学生、教員が交流していくことにより、教育内容の一層の充実、学校現場の活力の向上を図っている。一方、大学においては、教員志望学生等に学校現場での多様な体験活動の機会が提供されることにより、実践力や目的意識を高めてもらうことを期待している。

具体的には、様々な事業を展開しているが、その中でも特筆すべきはスクールサポーター制度である。これは教員志望の大学生・大学院生を小学校（平成18年度からは小・中学校）に配置し、児童の学習活動の補助、生活習慣指導の補助、生活指導の補助、登下校指導等を行うもので、平成15年度からスタートしている。17年度は小学校38校に配置しており、18年度は大幅に拡充し、小学校124校、中学校16校に配置する予定である。また18年度には各区に拠点校を置き、大学との連携のもとに授業研究、授業改善、教育活動の評価や小中連携の推進を図っているところである。このほかにも、体育学習の指導補助等を行う、児童の体力アップ事業としてのスクールサポーター、LD児等特別支援事業などの事業を大学との連携において実施している。

事業に携わったスクールサポーターへのアンケートでは、「児童の接し方を学べた」、



市内小学校で教員志望の大学生・大学生が教育活動の補助を行っている。

「教職の厳しさ、やりがいを経験できた」、「教職への意欲が高まった」といった評価を得ている。学校側にとっても、参加する学生にとっても双方にメリットのある安定的な関係が築かれており、今後もこのような活動を拡大していく予定である。

⑥ 商店街での連携（甲南地域経営研究所（KRMI）と甲南本通商店街、神戸芸術工科大学と神戸新鮮市場など）

甲南地域経営研究所は、甲南大学で始まった学生ベンチャーに所属していた伊達康一氏が東灘区役所と甲南本通商店街との仕事の関係に携わったことをきっかけに、甲南本通商店街を拠点にして平成16年4月に立ち上げた団体で、学生の力を活かして、地域活性化につながる様々なプロジェクトを立ち上げている。甲南大学、神戸学院大学、兵庫県立大学など神戸市内の大学をはじめ関西の大学生で構成され、学生ネットワークを通じて神戸を盛り上げている。

一方、東灘区魚崎にある甲南本通商店街は昭和10年に発足し、現在約50軒の店舗からなる商店街。同商店街振興組合の海崎理事は「地域商店街は地域情報の収集発信基地になり得るし、地域に貢献できる機能や資源がある」と話している。

この甲南本通商店街とKRMIが連携して、

地域に密着した商店街の活性化のために夏祭り「甲南にぎわいフェスタ」を企画・開催したり、中学校2年生が地域の中で職場体験活動などを行う「トライやる・ウィーク」の商店街店舗の受入れ企画などを実施している。KRMIの伊達代表は、「人と人とのつながりを保てる価値が商店街には残っており、それを残していくとともに、色々な人に伝えていきたい。」と語っている。KRMIは、甲南本通商店街だけでなく、中央区の三宮センター街東通商店街や板宿商店街などにおいても、まちづくりの企画を実施している。

このほかに、神戸芸術工科大学デザイン学部の川北助教授のゼミでは、湊川プロジェクトとして、兵庫区の5つの市場・商店街からなる「神戸新鮮市場」の活性化事業に取り組んでいる。平成15年秋に川北研究室がミナチ地下広場の改装を手がけて以降、学生参画を通した様々な商店街活性化のための活動に関わっている。また、平成16年度後期に神戸芸術工科大学環境・建築デザイン学科が実習課題として「地区マスタープランの作成」の想定敷地のひとつとして湊川地域を設定したことから、課題調査に学生が入り、多くの学生が自主的な商店街の活性化に向けた活動を展開するようになってきている。



平成18年7月22日に開催された「第7回にぎわいフェスタ」での甲南大学ジャズ研究会の演奏。出演交渉をはじめ企画、演出をKRMIが担当した。

⑦ 「まち美化エンジェル」をはじめとするまちの美化活動

「まち美化エンジェル」とは、学生等を中心としたボランティアが、人通りの多い場所で清掃活動を実施することを通して、ポイ捨てや歩きタバコなどの防止を訴え、より多くの人に「神戸のまちを美しくしたい」という気持ちを広げていくために、毎月定期的に活動しているものである。

本事業は、平成15年5月、神戸まつりから事業を開始し、以降、中央区三宮周辺で毎月2回の定期的な活動を実施している。市の支援は、ユニフォームの作成やホームページの作成経費の一部助成を行っているが、基本的に学生自らが、気づき・考え・行動し、その活動を反省会などで振り返ることで、主体的な取り組みを行っている。また、商店街側から学生に対して活動後の打ち合わせ場所の提供を行っていただくとともに、協働で大クリーン作戦を実施するなど、地域商店街からのサポートや連携が進んでいる。

三宮地区以外の場所への拡大も検討されており、平成18年からは、従来から甲南大学と地域で実施していた東灘区岡本一斉クリーン作戦に、甲南女子大学や神戸薬科大学の学生も参加し、大学生と地域住民が一体となった



平成18年3月に実施した「岡本一斉クリーン作戦」。総勢250人を超える大学生が参加し、地域の方との交流が促進された。

クリーン作戦に発展している。

⑧ 神戸医療産業都市構想における産学連携の取り組みなど

神戸医療産業都市構想は、ポートアイランド第2期において先端医療技術の研究開発拠点を整備し、産官学の連携により、21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図り、市民の健康・福祉の向上、神戸経済の活性化、国際社会への貢献を目指すものである。本構想は、関西の大学、研究機関等の参画による研究会を中心に、中核機能の整備をはじめとする具体化のための検討を進めてきたところである。

また、本構想では、文部科学省の知的クラスター創成事業などの国のプロジェクトも活用しながら、神戸大学等の関西地域の大学・研究機関や企業の幅広い参画のもと、先端医療の実用化に必要な技術開発に取り組むとともに、基礎研究の成果の臨床応用、発明の知的財産化・事業化へとつなげるトランスレーショナルリサーチを可能とする仕組みを備えたクラスターの形成を目指している。

さらに、神戸大学においては、平成16年3月に神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター（神戸BTセンター）を設置し、バイオテクノロジー分野において新たなニーズの高まりのある先端・融合領域の研究、人材育成などを実施している。併せて神戸大学インキュベーションセンターを整備し、神戸大学発ベンチャーの支援や起業準備及び研究開発成果の実用化の促進に向けた支援等を行っている。

また、医療産業都市構想の対象分野を健康・福祉に広げ、市民の自発的な健康づくりを市民生活の豊かさやまちの魅力に結び付け、市民や来訪者が健康を実感し、楽しむことのできる「健康を楽しむまちづくり」を進めており、神戸大学等と連携して、個人の健康づく



神戸大学がバイオテクノロジー研究・人材育成センターで共同研究を実施。

りを支援するシステム構築やウォーキングイベント「こうべ健康ウォーク」の開催等に取り組んでいる。

「健康を楽しむまちづくり」は、平成18年7月に国の地域再生計画認定を受けており、大学と連携した地域の自主的な取り組みに対する支援措置「地域の知の拠点再生プログラム」を活用して、神戸大学等と連携した高齢者の活力創造と生活習慣病予防のための科学的な検証を行う予定である。

4. 今後の連携の促進に向けて

(1) 全国的な動き

近年、全国的にも大学等と地域との連携の取り組みが各地で進んでいる中、国では文部科学省において、^{*1}21世紀 COE プログラムといった教育研究活動の支援をはじめ、^{*2}特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）、^{*3}現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）といった高等教育の活性化促進に取り組んでいるところである。また、内閣官房に設置されている都市再生本部においても、平成17年12月6日、都市再生プロジェクト（第10次決定）として、大学と地域の連携協働による都市再生の推進を決定し、関係省庁、地方公共団体、民間企業等様々な主体が

協力して推進することとされている。

(2) 連携に向けた課題と神戸市大学連携支援室の設置

神戸市内では、「3. 神戸市における取り組み」にもあるように、近年、大学等が地域を意識し、さまざまな地域貢献の取り組みが行われるようになってきた。その背景には、地域や行政などが大学の持つ「知」に魅力を感じているとともに、大学にとっては日頃の研修成果のフィールドワークとしての実証、社会貢献の一環として地域貢献の取り組みが行われている。

これまでの「学長との懇談会」での議論においても、一般論としては、大学等と地域・産業等と連携の必要性については各学校とも一致している中、これからは具体的な協力関係を数多く積み重ねていくことが大切であるといった意見が大半を占めている。これまでも市内での連携事業が進められてきているが、その課題として次の点が挙げられる。

- ①これまでの大学等と行政の連携については、行政の各部局が個別の事業ごとに、またその多くは大学教員と行政職員との個人的な関係に依存して進められてきた。個人的な関係を否定するものではないが、継続的な連携のためには組織的な体制が必要である。
- ②行政は大きな組織であり、行政へアプローチをしようとしても、最初にどこに相談に行ってもよいかわからない。
- ③大学等や地域、産業界のニーズがわからない。

このほか、大学側からは、市の事業で学生を活用してほしい、連携を支援する体制・窓口の整備が必要といった意見があるとともに、近年、学内にボランティア支援の組織や、連携推進組織を設置する動きもみられている。また、連携を継続的に続けていくためには、

連携主体相互においてメリットが導かれることが必要である。

このような中、大学等との連携を進め、大学等の有する知的資源を地域課題の解決、産業界における経営力・技術開発の向上、市の行政運営に活かすため、「大学」と「地域」「産業界」「行政」の連携に関する神戸市のワンストップ窓口として、「大学連携支援室」を本年4月に設置し、現在、大学等や地域などからの相談に対応しているところである。

(3) 大学間での連携

大学間での連携について、西区にある神戸研究学園都市の近隣の5大学、1高等専門学校では、平成2年に神戸研究学園都市大学連絡協議会を設置し、その活動の中心施設として「大学共同利用施設（ユニティ）」を設置している。このユニティを中心に大学相互が補完・連携し、集積のメリットと地理的条件を活用して、単位互換講座、教員の共同研究、高大連携講座、公開講座などの、教育の充実と地域に開かれた大学のための各種事業を共同で企画・実施している。単位互換制度について、学生へのアンケートでは、「自分の大学にはない授業を受けることができた」、「自分の専門以外の分野を良く知ることができた」という意見があり、また、担当した教員へのアンケートでは、「他大学の学生と一緒に受

講することにより、良い刺激を受けた」といった高い評価があった。高大連携講座でも受講した高校生からは、「高校にはない分野の授業や専門的な授業を受けられた」、「進路を考える参考になった」といった感想が寄せられ、進路選択のためだけでなく、大学の授業や学問自体に興味を持つきっかけとなっている。

また、来年4月には中央区ポートアイランドに神戸学院大学、神戸夙川学院大学、兵庫医療大学が進出し、神戸女子大学（神戸女子短期大学）を含めて4大学が揃うことになる。4大学では、相互に連携し、地域との連携を図っていこうとする動きが見られている。ポートアイランド第2期で本市が進めている神戸医療産業都市構想との連携の展開についても期待されることである。

さらに、本年6月12日、兵庫県下の大学等が「大学コンソーシアムひょうご神戸」を設立した。これは大学相互の連携を深めるとともに、地域社会等と協力しあうことにより、大学における教育・研究活動の一層の向上を図り、地域社会の振興と発展に寄与することを目的に設立されたもので、国際交流、社会連携、地域交流、高大交流などの事業を実施していくこととされている。

このような大学間での連携や地域等との連携を行っていく動きが見られることは、地域の活性化等に寄与するなど非常に歓迎すべきことであると考えている。

(4) 大学等の存在を神戸の強みに

平成17年度文部科学省の学校基本調査（平成17年5月時点）において、都道府県別大学入学者数が示されている。指定都市レベルの調査データはないが、兵庫県内の大学等に入学した入学者（31,563人：大学26,195人、短期大学5,368人）のうち、兵庫県出身者の割合は、大学で47%、短期大学で63%である。



ユニティにおける市民向け公開講座

逆にみると、兵庫県の大学、短期大学に、兵庫県以外の都道府県の出身者が約15,800人通学していることになる。

知の拠点としての大学等がまちに存在すること及び教育分野に多様性が見られ、神戸らしさが表れていることは、神戸の強みであり、大学等の持つ「知」や教職員や学生のマンパワーや大学施設といった大学等の資源が、地域等にこれまで以上に活用されることで、新たな「協働と参画」の関係が形成され、「大学等」と「地域」「産業界」「行政」といった各主体がともに高めあい、相互に発展することを願って止まない。また、そのような神戸を創りあげることにより、さらに多くの学生が全国から神戸に集まり、大学等での生活を過ごし、さらには神戸の発展に寄与していただけることを願っている。

今後とも、大学連携支援室が必要に応じて支援を行い、「大学等」と「地域」「産業界」「行政」と協働、連携を図っていくことによって、神戸が「市民もまちもいきいき輝く 豊かさを実感できるまち」にしてまいりたいと考えている。

※1 21世紀 COE プログラム

日本の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行うことを通じて、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とするもの。なお、兵庫県においても21世紀の兵庫を担う成長産業クラスターをはじめとした新産業・新事業の創出を促進するため、立ち上がり期の産学官連携プロジェクトを支援する研究補助制度「兵庫県 COE プログラム推進事業」を平成15年度から実施している。

※2 特色ある大学教育支援プログラム

(特色 GP)

大学教育の改善に資する種々の取り組みのうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行

うことにより、国公立大学を通じ、教育改善の取組みについて、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組みの参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

※3 現代的教育ニーズ取組支援プログラム (現代 GP)

社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から応募された取組みの中から、特に優れた教育プロジェクト（取組み）を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の活性化が促進されることを目的とするもの。

データから見た関西における 産学官連携の現状

(財)関西社会経済研究所 総括調査役 道本 裕

1. わが国の産学官連携の経緯と現状

産業界と大学の連携については、1960年代には既に「産学共同」という言葉が使われていた。ただし、当時の産業界の関心は、もっぱら優秀な人材の産業界への供給であり、研究面においては、優れた研究室とのつながりがあれば十分といったものであった。

1980年代に入り、政府は、研究開発機能と技術水準を高めるため、テクノポリス法や頭脳立地促進法を施行、また国立大学等の企業等との共同研究制度を整備した。これにより、産学官連携を推進する上での下地は整備されたものの、共同研究件数は大きく増えなかった。その背景としては、当時は、欧米技術へのキャッチアップから、独自の自主技術の開発を推進するフロントランナー時代の幕開けを迎えていた時期であり、企業においても、中央研究所設置等、基礎研究から開発までを自社で手掛けようとする「自前主義」が浸透しており、大学との連携に対する意識もまだ限定的であった。また、大学側としても「教育」「研究」は重視するものの、産業界との連携意識はそれほど高くなかった。

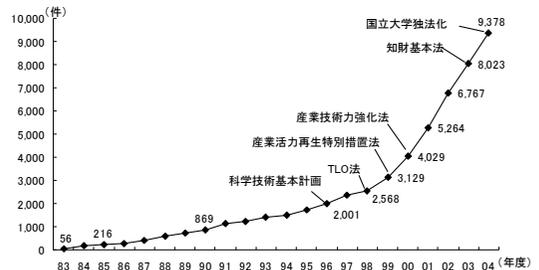
1990年代に入り「バブル経済」が崩壊すると、わが国経済は、長引く経済の低迷、国際競争力の低下、産業空洞化等の危機に見舞われる。政府は科学技術の振興が日本経済の回復・発展に不可欠と捉え、1995年科学技術基本法、1998年大学等技術移転促進法（TLO法）、2003年知的財産基本法、2004年国立大学法人法等、大学の「知」を社会に還元することを目的とした各種制度整備を進めた。こうした政府の強化策のもと、大学や企業も積極的な取り組みを行うようになり、その結果、産学連携件数は90年代後半から飛躍的に増加した。

図1と図2はそれぞれ、継続的なデータが入手可能な国立大学の共同研究契約件数の推移と発明・

特許出願件数の推移を示している。私立大学を含めると、2004年度時点で、共同研究契約件数は10,728件と1万件を突破し、発明届は8,833件、国内出願5,085件、外国出願909件となっている。

大学発ベンチャーについては、2001年「新市場・雇用創出に向けた重点プラン（平沼プラン）」において“3年間で1,000社創出”を目標として取り組んだ結果、2005年度時点で1,503社を達成している<図3>。また、TLO（技術移転機関）の活動も、1998年のTLO法策定以降着実に進み、2004年のロイヤリティ収入は29億円となっている

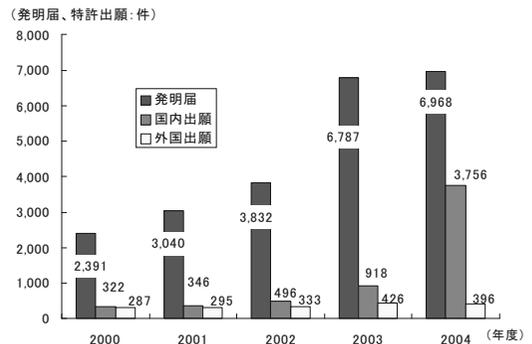
図1 国立大学等の共同研究契約件数の推移



(注) 対象は国立大学等のみ

(資料) 文部科学省「産学連携1983-2001」、同「大学等における産学連携等実施状況について」

図2 国立大学等の発明・特許出願件数の推移



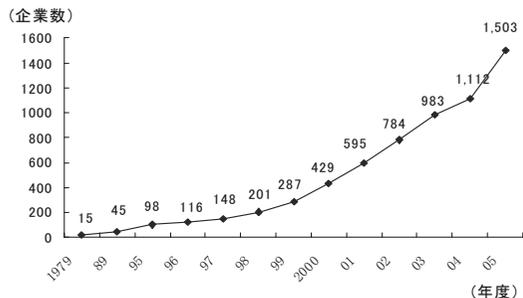
(注) 対象は国立大学等のみ、出案は特許のみ

(資料) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

<図4>。

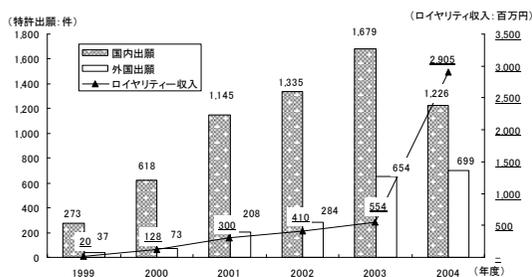
わが国の産学官連携は、このように90年代後半から急速に進展してきたが、'20年先行する'と言

図3 大学発ベンチャーの設立数



(資料) 経済産業省「平成17年度大学発ベンチャーに関する基礎調査」

図4 承認 TLO の特許出願件数とロイヤリティ収入の推移



(注) 2004年度のロイヤリティ収入額については、エクイティ売却収入を含む

(資料) 経済産業省 HP

表1 TLO による技術移転活動の日米比較

	日本	米国
TLO 数	39機関	165機関
特許出願件数	1,226件	7,203件
ライセンス件数	626件	3,855件
ロイヤリティ収入	29億円	10.3億ドル(1,164.2億円)

(注) 日本の TLO 数は2005年4月現在(2005年9月現在では41機関)。日本の特許出願件数、ライセンス件数、ロイヤリティ収入は2004年度(単年度)実績、米国のデータは2003年度実績。200年度1ドル=113.03円

表2 関西の産学官連携件数(共同・受託合計)

	共同研究+受託研究		共同研究		受託研究	
	件数	受入額(百万円)	件数	受入額(百万円)	件数	受入額(百万円)
全国の合計	25,964	127,603	10,728	26,376	15,236	101,227
関西の合計	4,906	28,203	1,767	5,144	3,139	23,058
関西の対全国シェア(%)	18.9	22.1	16.5	19.5	20.6	22.8

(資料) 文部科学省データより関西社会経済研究所作成

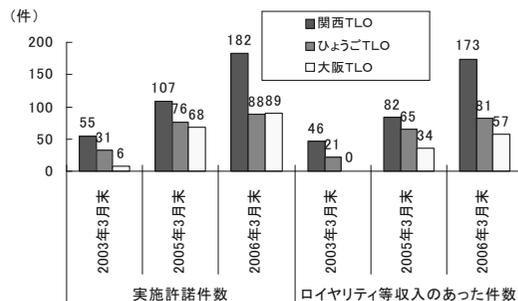
われている米国と比較すると格差は今尚大きい。一例として TLO による技術移転活動の日米比較を表1に示す。

2. 関西の産学官連携の特徴

金額ベースでは全国上回るも件数ベースではほぼ全国並み

2004年度における関西の国立・公立・私立大学の産学官連携件数(共同・受託研究の合計)は4,906件であり、全国の18.9%を占める。金額ベースでは282億円(同)で全国の22.1%を占める(表2)。関西にある三つの TLO(関西 TLO, ひょうご TLO, 大阪 TLO)の実績(2005年度)は、実施許諾件数は対全国シェア22.6%, ロイヤリティ等収入件数26.4%とであり(図5), 関西の大学発ベンチャーの対全国シェアは19.9%(2004年度全国1,112社のうち関西221社)である。これらの関西の対全国シェアを、関西の大学数、学生数、教員数、域内総生産の対全国シェア(それぞれ、20.0%, 21.0%, 18.4%, 16.6%)と比較すると、関西の産学官連携は、総じて、金額ベースでは全国を上回るも件数ベースではほぼ全国並みと言える。

図5 関西3 TLO の実施許諾件数とロイヤリティ等収入の推移



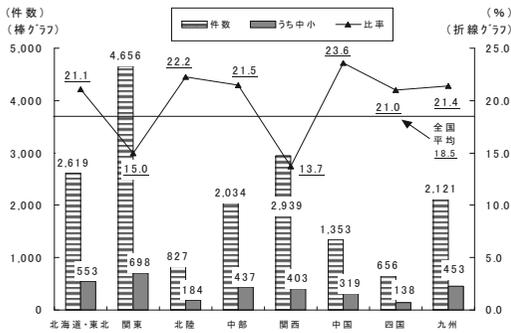
関西3 TLO の対全国シェア (13.1%)(18.5%)(22.6%) (14.0%)(19.0%)(26.4%)

(資料) 経済産業省

中小企業との連携面で劣る

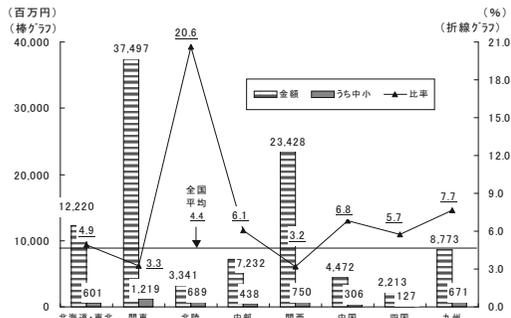
関西の国立大学の中小企業との連携比率を他地域と比較すると、件数ベース、金額ベースともに最下位となっている<図6, 図7>。関東の国立大学の連携比率が関西に次いで低くなっていることから、総じて大都市圏に立地する国立大学では大手企業との連携が多く、地方の国立大学では地元を中心とした中小企業との連携が多いという傾向が伺える。一方、公立大学、私立大学では関西の中小企業連携比率は、それぞれ20.4%（全国平均18.2%）、22.0%（同18.7%）と全国平均を上回っているものの、国立・公立・私立大学合計では16.8%と全国平均18.5%を下回る。

図6 国立大学の共同・受託研究における中小企業との連携（件数ベース）



(注) 2004年度実績
(資料) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

図7 国立大学の共同・受託研究における中小企業との連携（金額ベース）



(注) 2004年度実績
(資料) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

産学官連携のポテンシャルは高い

関西は、一般に、産学官連携に関して高いポテンシャルを持つと言われている。以下、その幾つかの例を示す^{注1)}。

- ① 研究機関の数を首都圏と比較すると、対GDP比（首都圏100に対し関西45）では、国立試験研究機関は首都圏に劣るものの、公設試験研究機関、民間企業研究所、大学附属研究機関は上回っている。
- ② 1大学あたりの科学研究費補助金採択件数及び金額はトップ。
- ③ 文部科学省「21世紀COEプログラム」（2004）採択件数の全国シェア24.1%。
- ④ 文部科学省「スーパー産学連携本部」採択大学は、全国6大学のうち3大学は関西。
- ⑤ 経済産業省「産業界による大学の産学官連携体制への評価」（2005）は、上位10大学のうち関西は3大学。
- ⑥ 関西企業の特許出願件数及び登録件数の対全国シェアはそれぞれ22.7%、22.9%（2004）。
- ⑦ 経済産業省「地域新生コンソーシアム研究開発事業」採択件数シェアは、2005年度20.8%と関東を抜き全国トップ。

社文系・芸術系が強みの一つ

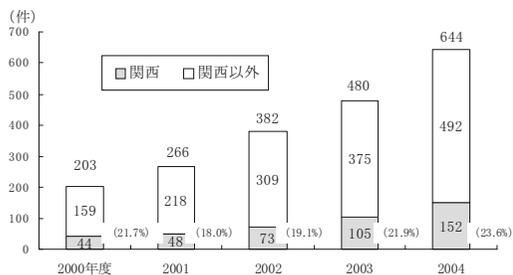
産学官連携進展のきっかけが科学技術基本法の制定（1995）であったことや、国の予算配分が科学技術にウェイトをおいていること等の事情から、産学官連携は理工系分野が中心となっている。しかし、経済のサービス化・ソフト化、消費者ニーズの多様化、企業の社会的責任意識の高まりといった社会背景のもと、技術面の優位性だけでは市場で有利な立場に立つのは難しくなっており、社文系・芸術系分野における大学の知的資源の活用が必要となってきた。2005年11月に関西社会経済研究所で実施したアンケート調査^{注2)}によると、以下のような結果が得られた。

表3 社文系・芸術系の産学連携の事業予算額

事業予算額(万円/年)	全国		関西	
	件数	(%)	件数	(%)
0～ 100	249	48.3	39	66.1
101～ 500	205	39.7	18	30.5
501～ 1,000	26	5.0	1	1.7
1,001～ 5,000	27	5.2	1	1.7
5,001～ 10,000	3	0.6	0	0.0
10,001～ 50,000	6	1.2	0	0.0
計	516	100.0	59	100.0

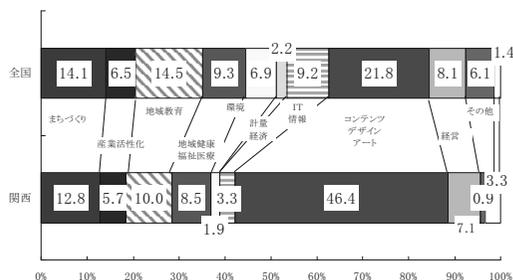
(資料) 関西社会経済研究所

図8 社文系・芸術系の産学官連携の実績



(資料) 関西社会経済研究所

図9 社文系・芸術系の産学官連携テーマ



(資料) 関西社会経済研究所

- ① 社文系・芸術系の産学官連携の実績は、理工系分野に比べると非常に少なく、かつ1件あたりの金額も小さいものの、着実に増加している<図8、表3>
- ② 関西の実績は152件(全国644件)で対全国シェア23.6%(2004)と健闘している。
- ③ 社文系・芸術系の産学官連携テーマは、多岐にわたっている<表4>。関西は、「コンテンツ・デザイン・アート」分野が多い半面、「計量経済」「環境」が少ないのが特徴<図9>。
- ④ 連携推進上の課題としては「企業や地域のニーズの把握が難しい」「教員の時間的余裕がない」「教員の産学連携に対する意識が乏しい」等が挙げられている。
- ⑤ 国・自治体への要望では「成功事例を広報して欲しい」「連携の際の手本となるようなマニュアルを作成して欲しい」、産業界等連携相手への要望では「積極的に大学にアクセスして欲しい」「研究成果に見合った費用を負担して欲しい」が上位に挙げられている。

表4 アンケートからみた連携テーマの具体的事例

連携テーマ	アンケートに回答が寄せられた具体的事例
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のコミュニティ活性化に向けた県民協働状況調査 • 商店街の活性化事業 • 観光産業振興策調査
産業活性化	<ul style="list-style-type: none"> • 県産農水産物を活用した産業振興モデル • 地域の経済活性化と産業ビジョンの策定 • 産学官連携システムの構築に向けた調査・研究
地域教育	<ul style="list-style-type: none"> • 古墳出土試料の研究 • 地域の歴史的建造物調査 • 有形文化財等基礎調査
地域健康福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> • 遠距離介護システム構築のための基礎調査 • 障害者福祉長期計画策定の調査及び原案作成 • 第三次地域福祉活動計画の策定における地域生活実態の調査・分析
環境	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物処理業優良化推進事業における実態調査結果解析 • 放射性廃棄物共通技術調査 • CO₂大気濃度観測システムを利用した環境教育に関する調査研究
計量経済	<ul style="list-style-type: none"> • イベント開催に伴う経済効果予測 • 賃貸住宅需要の長期予測 • 学生の能力の新しい指標についての研究
IT・情報	<ul style="list-style-type: none"> • 金融資産管理支援ソフトの研究開発 • ITを活用した企業経営の調査研究 • 若年層を対象とした携帯電話コンテンツの利用実態に関する調査研究
コンテンツ、デザイン、アート	<ul style="list-style-type: none"> • 短編映画の制作 • 銀行の通帳・空間デザインなど • 国際交流アートプロジェクトの研究
経営	<ul style="list-style-type: none"> • 流通企業のマーケティング調査 • 多品種製品の在庫管理手法 • 中国市場調査

(資料) 関西社会経済研究所

注1) 関西社会経済研究所『2006年版関西活性化白書』の特集テーマ「関西がひらく産学官連携の新たな地平」より抜粋。

注2) 全国4年制大学692大学に発送、回答大学数261大学、回答率37.7%。

清盛の对中国外交と大輪田泊の改修



清盛塚（兵庫区切戸町）。鎌倉時代後期の十三重石塔。清盛の墓といわれるが、一九二三年、都市計画道路松原線工事の際、発掘した結果、墳墓でない事が確認された。

日宋貿易の発端～中国(南宋)からの贈物

平家の对中国貿易が盛んになる画期となったのは、源平内乱開始の八年前、承安二年（一一七二）のことと思われる。この年九月、中国から、後白河法皇と清盛入道に贈物が届く。貴族たちは、南宋（宋は前半までの北宋と、一一二七年北方の金に追われて南下し、現浙江省の杭州に都を移した後半の南宋に分かれる）の皇帝直々の使ではなく、地方官たる明州の長官からのもので、しかも後白河宛の送り状に「国王に賜ふ」とあり、対等であるべき外交慣例を破って無礼だ、と反発した。明州は今日の寧波のことで、南シナ海・東シナ海の海上交通が集中し、隋・唐以来、中国の最重要海港の一つとして栄えた。日本からも遣隋使・遣唐使以来、多くの船舶が向かっている。

清盛が返書を作成する

当時撰津福原（現神戸市兵庫区平野）に住

神戸大学文学部教授 高橋昌明

んでいた清盛は、翌承安三年三月、後白河法皇の命により返書を作成。その内容も贈物の立派で珍しいさまを讃えたもので、外交慣例と違うことを詰問せよ、との声は無視した。

明州の沿海制置使からの使いだったが…

不思議にもこれまで誰も注目していないが、貴族たちが明州の長官といっているのは、正確には沿海制置使のことである。沿海制置使は南宋の時代、水軍を統轄して南海貿易（中国と東南アジア・南アジア間の貿易）に害をなす海賊を取り締まり、海路の平静を実現するため、浙江・福建などの沿岸地方に設けられた制度である。浙江では明州に役所が置かれ、明州の長官（ちめいしゅう 知明州という）が兼任していた。

貴族たちは、皇帝からの使じゃないと反発したが、宋は高度に中央集権的な国家だから、建国当初の全国約二五〇の州は皇帝直属、長官も中央の官僚が派遣されてきた。だから、知明州兼沿海制置使からのそれといっても、一地方官の独断専行ではありえない。また同時期にこの職に起用された人物たちは、いずれも王族や皇帝の外戚、皇帝親衛軍の最高司令官を経験したような大物たちだった。

…実質は宋皇帝の使い

実際、同年五月清盛からの返事と贈答品が宋皇帝のもとにもたらされたとき、時の皇帝孝宗は枢密院に命じ、沿海制置司に、日本へ往復した綱首（船頭であり同時に海商）と使節として派遣された水軍の臣の労を、ねぎらわせている。枢密院は、いわば参謀本部にあたる中央の軍令（国防・用兵に関する統帥事

務) 機関で、宋の時代、それぞれの軍の司令官は、枢密院を介して皇帝の命令がこなければ、一兵たりとも動かすことができなかつた。日本への使節派遣に孝宗皇帝の意志が働いていることには、疑問の余地がない。

中国には「海賊」制圧の依頼の意図も

ところで、これまでは、日本への使が同一人の兼務とはいえ、知明州ではなく、沿海制置使からの外交文書を携えてきた点に気づいていなかった。だから、その目的が治安・軍事問題、つまり海賊制圧にかかわるものであったことを、見落としてきた。察するに、中国側の言い分は、日本との貿易を本格化するにあたって、貿易船の安全保障が条件、ということなのだろう。

海賊は、獲物を探すのに苦勞の多い大海原のまっただ中には出ない。宋船の目的地が撰津大輪田泊おおわだのとまり(現代の兵庫港、中世・近世の兵庫津の前身)ならば、そこにいたる九州近海・瀬戸内海は、日本における海賊の本場である。海賊の除去が不可欠となれば、日本の軍事面での最高実力者・清盛入道の力が欠かせない。しかも、清盛は父・忠盛以来瀬戸内海よろいの海賊平定に顕著な実績をもっている。こう考えてくると、清盛が剣と鎧(甲冑)を返礼の際の贈物にしたのは、それへの同意の意志を形で現したものと解することができるだろう。



宋代の中国外洋船の模型(福岡市博物館蔵、神戸市立博物館発行『日中歴史海道2000年』より)

清盛・後白河法皇の意図

以上要するに、この時の日中の接触は、貿易本格化の前提として海賊の除去を求める宋側と、貿易港は九州の博多に限って大宰府の管理下で行わせるという、これまでの保守的な外交姿勢を実質的に踏み越えていこうとする清盛・後白河の動きが交差し、合意を見た一幕といえる。後白河法皇が、清盛に返書を出すことを命じたのは、実質推進者というだけでなく、貴族たちの反発に配慮し、相手方の沿海制置使とつり合わせるためだろう。

瀬戸内最大の港「兵庫津」誕生の前提としての「大輪田泊」の大改修

清盛が古代以来の大輪田泊を大改修し始めたのは、まさにその同じ承安三年だった。これは貿易促進という合意をバネに、着手されたものだろう。工事の中心は、波よけ風よけの船溜りを造ることを目的とした平安版ポートアイランドの築造で、舟に石をどんどん積みこみ、舟ごと沈める方法で島を築いていった。無数の石の面にお経の文句を書いたので、その名を経の島という。

工事責任者になったのは、阿波(現徳島県)を本拠とする平家の家人・田口成良しげよし(木下順二の戯曲『子午線の祀り』では、阿波民部重能として登場する)である。成良は平氏水軍の一翼を担う有力者で、吉野川下流域さくらばの桜庭を中心に勢力をふるっていた。成良は、当時の中国への最大の輸出品である木材の漕運にかかわりながら、富と勢力を拡大していった可能性がある。

阿波から淡路島以西の瀬戸内海に向かうには、鳴門の渦潮を避けて、明石海峡を通らねばならないから、大輪田泊の改修は自らの利害にも合致し、また港修築のノウ・ハウももっていたのだろう。

■ 地方分権21世紀ビジョン懇談会最終報告

2000年の分権改革は「未完の改革」といわれ、昨年の三位一体改革も不十分さを残したまま決着した。三位一体改革に引き続く分権改革の将来をめぐって、最近、二つの報告が公表された。その一つは、竹中総務相が私的諮問機関として設置した「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の最終報告である。あと一つは、全国知事会など地方六団体が設置した「新地方分権構想検討委員会」の中間報告である。ここでは、前者の報告について紹介する。

「地方分権21世紀ビジョン懇談会」は、交付税改革など地方財政の将来像を、今年7月に報告として公表した。同報告書では、具体的方策として、次のような提言を打ち出した。①新分権一括法の提出（国と地方の権限の再整理）、②地方債の完全自由化、③いわゆる再生型破綻法制の整備、④税源配分の見直し、⑤交付税改革、⑥国庫補助金改革、⑦地方の歳出削減、歳入面の検討、⑧地方行革、⑨道州制、市町村合併、都道府県と市町村の関係見直しが列挙されている。

また、同報告書の工程表によると、長期的には、国税と地方税の配分を事務配分に等しい四対六に近づけて地方交付税の余地をなくし、新分権一括法で財政保障すべき事務を縮小し、地方債発行での総務省と地方との協議

制を廃止し、公債費への財源保障をしないと構想を示した。

この地方行政改革案で地方自治体に与える影響が最も大きいものは、地方交付税のあり方と地方債の発行・償還のルールが大きく変わることや、新しい財政再建のルール「再生型破綻法制」が盛り込まれたことである。人口と面積を基準にする「新型交付税」の導入は、複雑な現行算定基準の簡素化を強調しているが、総額削減や財源保障機能の廃止・縮小に重点があるように思われる。起債の完全自由化と破綻法制を認める考え方は、自治体を市場競争にさらして、自治体の経営効率を高めようという論理に支えられている。

今後の地方分権改革を展望するにあたり、同提言は、新分権一括法の究極の狙いが国と地方の役割分担の明確化にある点や地方の自立には税源移譲による地方税収の充実強化が不可欠であるという認識が背景にある点で評価できる。一方、問題なのは、現状では自由度が増すかどうか不透明にもかかわらず責任追及が強調されている点や税源移譲の具体案がなければ地方歳出削減だけがまみ食いされる恐れがあるという点である。

■ 実質公債費比率

地方分権推進の一環として、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重するとともに、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障等を図る観点から、平成18年度より地方債協議制度が実施され、地方債の発行が許可制から（事前）協議制に移行した。（法制上は、平成11年の地方分権一括法により新設された、地方財政法の規定が適用されるもの（第5条の3、附則第33条の7）。）

この協議制への移行に伴い、新たな財政指標として「実質公債費比率」が導入された。

実質公債費比率は、標準財政規模に占める地方債の元利償還金の割合を示すもので、普通会計の公債費のほか、公営企業債の公債費に対する普通会計からの繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずる経費、満期一括償還のための減債基金の充足率などが加味されることとなった。

実質公債費比率が、18%未満の場合は協議団体となるが、18%以上の場合は許可団体となり、公債費負担適正化計画が必要となる。25%以上では、一般単独事業債等一部の起債が制限され、35%以上では、災害関連事業を除くほとんどの起債が制限されることとなる。

神戸市の実質公債費比率は、24.0%（15～17年の3年平均）で、引き続き起債許可団体となる。

震災の影響を除けば16%程度となるが、都道府県・政令指定都市の中では最も高い水準である。

現在、行政経営方針に基づき、平成22年度までに一般会計の実質市債残高約5,000億円の削減に取り組んでいるところであるが、起債協議団体への移行に向けて実質公債費比率の低減化を図ることも必要である。

■ 医療制度改革関連法

日本は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、少子高齢化が進む一方、医療費の膨張が大きな課題となる中、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、医療制度改革が喫緊の課題となった。

これらを背景に、平成17年12月に「医療制度改革大綱」がまとめられ、基本的な考え方として、

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視
2. 医療費適正化の総合的な推進
3. 超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

の3つが示され、その実現のために、先の国会へ医療制度改革関連法案が提出された。

法案の概要は以下の通りである。

1. 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律
 - ①都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設など情報提供の推進
 - ②医療計画制度の見直し
 - ③地域や診療科による医師不足問題への対応
 - ④医療安全の確保
 - ⑤医療従事者の資質の向上
 - ⑥医療法人制度改革 等
2. 健康保険法等の一部を改正する法律
 - ①医療費適正化の総合的な推進

- ②新たな高齢者医療制度の創設
 - ③都道府県単位の保険者の再編・統合
- 法案に基づく制度改革の主な例は以下の通りである。

1. 新たな高齢者医療制度の創設（平成20年4月）

75歳以上の後期高齢者については、独立した医療制度を創設する。
2. 療養病床の再編（平成24年4月）
 - ①医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに
 - ②医療の必要性の低い患者については、病院ではなくケアハウス等を含む在宅又は老人保健施設等で受け止めることで対応する。
 - ③療養病床を23万床削減（現行：38万床 → 平成24年度：15万床）する。

法案は6月14日に成立し、10月から順次実施されるが、審議の過程で附帯決議が出されるなど課題も抱えている。

1. 高齢者の患者負担見直しが過度の負担とならないかどうか。

70歳以上の高齢者の患者負担（平成18年10月～）
現役並み所得者 2割 → 3割
70歳以上の高齢者の患者負担（平成20年4月～）
70歳～74歳 1割 → 2割
2. 療養病床の円滑な転換が可能かどうか。

希望する全ての療養病床を確実に転換するために、厚生労働省では、地域ケア整備構想の策定や病床の転換に係る支援を打ち出しているが、実際に受け皿となる老健施設整備の促進などが進むかどうかは不透明である。

■ 自殺対策基本法

国と地方公共団体、事業主、国民に自殺対策の責務を課した自殺対策基本法が平成18年6月15日に成立した。

わが国の自殺者は、平成10年以降毎年3万人を超え、交通事故死者数の4倍以上に及ぶ状況にある。政府は平成17年7月の参議院厚生労働委員会の決議を受け、12月に自殺者を25,000人前後まで減らす数値目標を含む初の総合対策を策定したが、法的な裏付けがなく、平成18年3月に発出した地方公共団体への取り組みの通知は要請の範囲にとどまっていた。本法は、超党派の議員の取り組みによる議員立法であるが、今春、全国の市民団体が展開した法制化を求める署名活動で、わずか1ヵ月半の間に10万人を超える署名が集まるなど、社会的関心の高さも早期の法制化を後押しした。

本法は、その基本理念で、自殺を、個人的問題としてのみ捉えるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があると明記し、自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないとしている。そして、この基本理念に則り、国、地方公共団体、事業主、国民の自殺対策への責務を課している。また、基本的施策として、国と地方公共団体は、(1)自殺防止等の調査研究の推進・施策実施体制の整備、(2)国民理解増

進のための広報・教育、(3)人材の確保、(4)職域・学校・地域等における心の健康の保持にかかる体制の整備、(5)医療提供体制の整備、(6)相談その他自殺の発生を回避するための体制の整備、(7)自殺未遂者が再び自殺を図ることのないような適切な施策、(8)自殺者・自殺未遂者の親族等に対する心理的影響の緩和の支援、(9)民間団体の活動支援、を講ずるものとしている。また、内閣官房長官と関係閣僚から成る自殺総合対策会議を内閣府に設置し、施策の指針となる大綱案の作成や関係行政機関の調整にあたることとした。更に、政府には、国会に対して自殺の概要や自殺対策の実施状況に関する年次報告を義務付けている。

政府では、年内といわれる法の施行や、大綱策定の準備に動き出したところでまだ具体的な施策は明らかではない。全国の自殺者数には改善傾向が見られないが、新潟県松之山町（現十日町市）が、地域の取り組みで65歳以上の自殺率を10年間で4分の1に低減した例や、保健師らを中心に町・村おこしを通じて健康づくりの一環として成果をあげている東北地方の例もあり、プライバシーや匿名性を守りながら、いかに関係機関・関係者が連携を築くことが出来るかが重要な課題のひとつであるとの指摘がある。

■ ゼロ金利解除

日本銀行は、平成18年7月13～14日に開催した政策委員会・金融政策決定会合で、金融市場調節方針について「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.25%前後で推移するよう促す」旨を決定し、14日の公表後直ちに実施した。同レートの従前の誘導目標は概ねゼロ%であったことから、この決定はゼロ金利（政策）解除と呼ばれている。わが国の中央銀行の政策金利は、平成13年3月以来、約5年4ヶ月ぶりに復活したことになる。（なお、無担保コールレートとは、各金融機関の日々の営業活動の結果生じる資金の過不足を調整し合うインターバンク市場において、担保を必要としない短期（＝1年以内）の資金取引の利率のことで、このうち取引期間が最短の翌日物をオーバーナイト（O/N）物という。）

ゼロ金利政策は、バブル景気崩壊後の金融緩和と政策の中で、平成11年2月に同レートの誘導目標を当時史上最低の0.15%とする際、当時の日本銀行総裁がゼロ%でも良い旨の発言を行ったことに由来する。政策金利をほぼゼロにすることは、中央銀行がこれ以下の金利を目標とした金融緩和が出来なくなることを意味するため、経済における金利の機能の低下や経済の先行きの不透明感を醸成する恐れがあることから、当時は一時的な緊急措置

としたい意向であった。しかしながら、IT（情報技術）分野の好況で景気の小康局面にあった平成12年8月に一旦解除されたゼロ金利政策は、直後の世界的な同時景気後退を受けて半年後の平成13年2月には再び0.15%に引き下げられ、翌3月に大量の資金を市場に供給する量的金融緩和と政策が開始されると、実質的にゼロ%に低下していた。

今般の景気回復局面を受け、日本銀行は平成18年3月に量的金融緩和と政策を解除するとともに、同レートの誘導目標を概ねゼロ%とし、資金供給量を減らしながら、金融政策を正常化する政策金利の復活時期を見極めてきたものである。今回の決定により、金融政策は実効性を取り戻し、景気回復局面におけるインフレ期待発生を抑制する効果があるとされる。しかしながら、一方で、久々の政策金利上昇が必要以上に金利の先高感を強め、長期金利の急上昇を招くことになれば、投資の抑制を招く恐れがあるほか、国・地方の債券発行条件を通じて財政状況の悪化にも繋がるため、利上げについては小幅にとどめ、緩和的な金融環境を継続することによって景気の持続的な回復を目指すべきであるという指摘もなされている。

■ TOB

最近わが国でも企業戦略の一環として、M&A（企業買収）取引が多くなされるようになってきた。バブル崩壊後の厳しい経営環境の変化に迅速に対応するためには、収益力の低い事業部門を売却し、逆に成長可能性のある事業部門を他社から買収することにより、事業の再構築（リストラクチャリング）のための「時間を買う」ことが必要となっている。M&Aには様々な手法があるが、その中で不特定多数の者に対し証券取引所を bypass して新聞などで株券の買い付けを公告して応募者を募り、株式を買い集めることで企業の支配権を確立する方法を、「TOB（公開買い付け）」と呼んでいる。

TOBは証券取引法第27条の2に規定された株式買収方法である。わが国では証券取引所以外での取引は、原則としてTOBによることが義務づけられている。1971年の証券取引法の改正で導入されたが、70年代、80年代にはほとんど活用されることはなかった。その理由として、メインバンク制度を背景とした間接金融による資金調達や事業展開が主流であったことや企業間での安定的な株式の持ち合いが行われTOBを行っても安定株主が応募しなければ現実的には経営支配権を握ることが困難であったこと、「TOB＝乗っ取り」というイメージが強く社会的評価を考慮すれば積極的には取り組めない風土があったこと等が挙げられる。しかし、バブル崩壊後は、株式持ち合いの解消、企業戦略として「選択と集中」が必要となり事業の再構築が急がれたこと、独占禁止法の改正やM&A法制の整備など環境整備が進み、多くの取り組み事例が現れるようになった。

手続き内容として、①日刊新聞紙に公告を掲載、②当局に公開買付届出書を提出、③公開買付期間の決定（20日以上60日以内）、④公開買付説明書を交付、⑤応募株主への通知書送付・公開買付報告書の提出、⑥公開買付完了報告が規定されている。TOBの買収側のメリットとして、買付価格を一定にでき、予定の買付株数に満たない場合は買付を行わない条項を付与することができるなど、リスクを低減しながら新たな事業スキームを構築できるという点が挙げられる。

1999年にドイツ医薬品メーカーによる日本の医薬品メーカー買収にTOBが活用されて以来、大企業の買収にもTOBが一手法として活用されるようになった。当事者が互いにメリットを感じる場合はスムーズに進行するが、買収される企業側がTOBを否定的に考える場合、「敵対的買収」となり激しい攻防戦が繰り広げられることとなる。最近では、ライブドアによるニッポン放送株の買い占め、村上ファンドによる阪神電鉄株の買い占め、王子製紙による北越製紙に対するTOB宣言などが該当する。買収される側は買収を阻止するため、対抗手段として「ポイズンピル（非友好的な買収者が現れた場合優先株や転換社債を発行することを規定しておき買収コストを飛躍的に増大させる方法）」等をあらかじめ用意する企業も増加しつつある。単なるマネーゲームを防止するという点では一定の評価が与えられているが、迅速な事業の再構築や株主利益の最大化という視点に立てば、過剰な防衛策は経済全体にマイナスを与えることにも留意する必要がある。

■ 格差社会

バブル崩壊以来の不況の長期化の中で、「1億総中流社会」が崩壊しつつあると多くの人が感じるようになり、「格差社会」を巡る議論が活発化しつつある。

格差を分析する際の代表的な指標の一つに「ジニ係数」がある。係数の範囲は0から1で、係数の値が1に近いほど格差が大きい状態であることを意味する。厚生労働省が実施している所得再分配調査や全国消費実態調査などのデータを使ったジニ係数をみると、80年代のバブル期以来、ジニ係数は上がり続けている。このジニ係数の上昇には、高齢者世帯の増加という人口動態要因、あるいは世帯人員数の縮小などの家族形態の変化要因などが大きく寄与しているという研究がされている。また、中流意識を感じる人は依然として多数を占めている。このことから格差は思ったほどに拡大していないというのが通説になっている。

しかし、全体として生活水準に関する中流意識は安定しているにもかかわらず、最近では経済的格差が拡大していると感じている人々が多くなっている。また、資産に関する貯蓄ゼロ世帯や生活保護の受給者の増加、若年層を中心としたフリーターなどの非正規雇用者と正規雇用の賃金格差、自殺者の増加など格差の拡大を示す社会指標が多数ある。

この生活水準への意識は安定しているにも関わらず、

経済的格差感が強まっている関係について、平成18年版経済財政白書では、次のように指摘されている。一つは、長期のデフレの影響や全体の所得が伸びないということによって人々が格差に対して敏感になっている可能性があること。二つは、年功序列制に基づいた賃金制度が変化し、成果主義などの新しい賃金方式が導入され、横並びが崩れてきたこと。三つは、極めて成長性の高い企業部門で新規株式公開などによる突出した高所得者が出現する一方、リストラの進展で社会的地位を失い、経済的にも厳しい状況に陥る人々も存在する事例があること。

高齢化要因を含めて格差拡大の認識について、少し格差がある方が社会全体に活力がみなぎるし、個人個人のインセンティブも高まるという意見がある。また、格差が発生することは仕方がないにしても格差が固定するのはいけないという意見もある。一方で、格差は拡大しないのが望ましいという意見がある。このように様々な認識があるが、格差という視点から、次の点については注視すべきであるというコンセンサスができていく。一つは、若年層における所得格差の拡大や賃金格差の拡大の動き。二つは、非正規雇用者が増大している動き。三つは、高齢者層で増加する生活保護受給世帯への対応のあり方である。

■ 公益法人改革関連法

公益法人は、明治以来非営利部門を担う代表的な主体として大きな役割を果たしてきたが、現行制度では「民間も公益を担う」という考え方に十分対応できないことや、主として国・自治体等が設立した「行政委託型公益法人」の不透明な運営問題を解決する必要があるとされてきた。そのため、公益法人制度に関する「明治以来の大改革」とされる「公益法人改革3法」が今年5月に成立し、平成20年を目途に施行が行われることとなった。

今回の大改正に至る経緯として、まず2000年に閣議決定された「行政改革大綱」により公益法人に対する関与のあり方を改める方針が示され、その後2002年の閣議決定（公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて）により、NPO・中間法人・公益信託・税制など関連制度を含め、公益法人制度全般にわたる体系的かつ抜本的な見直しを行う方針が決定され、その方針に基づき改革関連法案が作成された。

今回成立した改革関連3法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び両法関連法案整備法）は、主として以下の内容になる。公益法人の設立にあたって、これまでは「主務官庁制・許可主義」により各主務官庁が「縦割り」に「自由裁量で公益性の判断」、すなわち法人設立と公益性の判断を「一体的」に行っていたもの

を、改正後は「法人の設立」と「公益性の判断」を「分離」して、法人の設立（一般財団法人等）は登記のみで行えるようにし、公益性の判断は内閣総理大臣や都道府県知事の下に「統一的に判断」（縦割りの排除）することとし、判断基準の透明化も図ることとした。また税制についてはこれまで「法人格と税の優遇が連動」していたものを、今後は公益性が認定された法人のみ優遇する方向で検討されている。また「中間法人法の廃止」「民法改正」など関連法の整備も図っている。なお現行の公益法人は「特例民法法人」とされ、法律施行日から5年以内に新制度に移行するものとされている。

今回の改正ではNPO法人は対象から除くなど、民間が公益性を担うための制度づくりという点では課題が残った。また、今回の関連法成立にあたって出された国会の付帯決議によると、①公益性の認定を行う「公益認定等委員会」の運営に関して中立性・独立性を確保し専門的知見に基づく判断が行われるようにすること、②民間が担う公益活動の促進及び寄付文化醸成を図る観点から寄付金等の税制支援制を整備する必要があることなどが求められている。公益活動を「民間のための民間のものにする」という大方針を貫くためには、今回の取り組みを第一歩として、さらなる制度改革や環境整備が必要である。

最近、ウェブ上で「Web2.0」という言葉が盛んに用いられるようになった。Web2.0は、2005年に米国のテクノロジー関連の出版社CEOであるティム・オライリー氏が論文「What is Web2.0?」を発表して急速に広がった言葉で、従来のWebのあり方（Web1.0）とは根本的に異なるあり方や方向性（Web2.0）が出現していることを表している。Web2.0の歴史は浅くまだ様々な定義がなされている段階であるが、概ね「Webの主導権が、情報の提供・供給サイド中心から情報の利用者・需要サイド中心に移行」や「Webの情報内容やシステムが、技術的・閉鎖的なものからユーザーフレンドリー・開放的なものに変化」している傾向等を指すと言われている。

1969年に米国でインターネットが開発され、ユーザーや情報量の増大にあわせて通信環境の整備（ダイヤルアップ→ADSL→光ファイバー）と通信料金の価格破壊が起こり、文字だけでなく画像や動画、音声を常時接続で利用できるようになるなど、ユーザーがウェブを様々な用途で活用できるチャンスが広がっている。またユーザー人口が増えることでの「ネットワーク効果」、自らのアプリケーションを公開して共通利用者を増やす「オープンソース効果」等によりWebの利用が一般の市民に広がっていることなどがWeb2.0の傾向を生み出す背景にあるとされている。

具体的な内容としてオライリー氏の論文に指摘されている事例等を挙げると、まず企業や組織が作成し情報を網羅的に掲載している「ホームページ」中心の一方的な

情報提供から、個人等が個別情報を提供する「ブログ」によりユーザーとの双方向の情報交換等を行う傾向が強まっていることが挙げられる。またWebを活用したビジネスにおいても一部の顧客の購入が全体の需要のほとんどを占めるという一般則「パレートの法則」が崩れ、書籍を販売するアマゾンドットコムのようにWeb上で店舗や在庫の限界によるボトルネックを考えなくてよくなった結果、「ロングテール」という多品種少量の販売トレンド現象が起こりつつあることが指摘されている。またこれまでは一部の知識人や専門家による「知や情報発信の独占」がなされてきたが、Web上でのネットワークにより「集合知」という概念が生まれ知識人等の独占性が崩れつつある。たとえば「ウィキペディア」というオンライン型百科事典はWebでつながった複数の執筆者による合作であり誰もが執筆し利用できることが特徴となっている。またSNS（ソーシャルネットワーキングサイト）という会員制の親和性の高いコミュニティが形成され濃密な情報交換等がなされることで、新たな知の創造につながるステージが提供されている。

以上述べた変化以外にも、「バナー広告」が「クリック連動型広告」へ移行など、多くのWeb上の変化が予想されている。今後、Webを活用した情報提供、ビジネスを検討するうえで、双方向性・連動性・利便性などをいっそう考慮したシステム構築が求められていくものと考えられる。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

急激に進む高齢化によって医療費は増加し、日本の医療保険制度は財政的に厳しい状態にある。そこで総医療費約30兆円で20%を占める薬剤費（約6兆円）を減らすために、注目されているのが、成分や効き目が同じで、価格が安い後発医薬品「ジェネリック医薬品」である。

医薬品には大きく分けて処方薬（医師が処方する薬）と市販薬（薬局で販売している薬）の2種類あり、さらに処方薬には「新薬（先発医薬品）」と、同じ成分・同じ効果で価格の安い後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある。新薬として最初に発売された薬は特許に守られ、開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができる。しかし、20～25年の特許期間が切れると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬を製造できるようになる。これがジェネリック医薬品と呼ばれるもので、新薬に比べて開発時間や研究費などが少なく済み、価格は新薬の2～8割に設定されている。

ジェネリック医薬品の効果は先発医薬品と同じであり、個人の薬代の負担減や医療費の抑制にもつながるという点で、国もその利用を推奨している。またジェネリック医薬品を製造するメーカーもその利用促進キャンペーン

を展開している。

一方、海外でのジェネリック医薬品のシェアはすでに40～50%にものぼるが、日本のシェアはまだ20%に届いていない。一般にジェネリック医薬品を採用している病院の前にあるいわゆる門前薬局などでは取り扱っているが、かかりつけの薬局にいくと取り扱っていない事が多いのである。これはジェネリック医薬品の知名度による流通や在庫管理の問題もあるが、根本的には、日本と海外での薬の処方せんの書き方の違いにある。

海外ではジェネリック医薬品の名前の由来となる generic name によって処方せんが書かれているのが一般的で、患者が一般名に相当するブランド品やジェネリック医薬品の中から薬局で選ぶようになっている。日本の場合には製品名で書かれるのが一般的で、その場合には書かれている製品を使って調剤しなくてはいけない事になっている。しかし、一般名で記入してはいけないということでもなく、海外の様に一般名で書いて患者が薬局と相談して製品を選ぶ事も可能である。最近では徐々にではあるが一般名処方普及しつつあり、ジェネリック医薬品を使う機会が増えている状況である。

■ 大学を核とした地域再生計画—こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想—

地域再生計画とは、地域再生法（平成17年4月1日施行）に基づき、地方公共団体が地域経済の活性化や雇用機会の創出等を目的に、各省庁の支援措置を盛り込んだ構想を立案し、国からその認定を受けて、地域の自主的・自立的な取組みを推進するもので、平成18年2月には、新たな国の支援策として「地域の知の拠点再生プログラム」が策定され、地域に貢献している大学等の取組みに対して省庁が連携して支援することとなった。

神戸市では、「神戸2010ビジョン—健康まちづくりプラン」の具体策の一つとして、平成18年7月、大学を核とした地域再生計画「こうべ『健康を楽しむまちづくり』構想—安心で健やかな地域社会をめざして—」がその認定を受けたところである。

「健康を楽しむまちづくり」は、「神戸医療産業都市構想」の対象分野を「健康・福祉」に広げ、同構想での研究成果や神戸の都市資源を活用し、市民の健康増進やまちの活性化につながる総合的な都市戦略で、平成17年7月、「健康を楽しむまちづくり懇話会（井村座長）」から報告書が提出されており、生活習慣を「食・動・眠」から捉えた科学的根拠に基づくプログラムとして、①「健康づくり支援システム」、②「喫煙被害防止プログラム」、③「地域の食育拠点づくり」、④「健康安心配食サービス」、⑤「健康づくりの小径」、⑥「歩く健康づくり」、⑦「地域の運動拠点づくり」、⑧「こうべ健康回廊」が

提案されている。

今回認定された地域再生計画では、この8つのプログラムを主要な事業とし、「地域の知の拠点再生プログラム」を活用した具体的な取組みとして、①歩行支援プログラム（足に適合した靴の選択、歩行指導等）の科学性検証とそれを踏まえた「歩行指導システム」、食生活情報を科学的に分析評価する「栄養指導システム」の基盤構築（厚生労働省）、②「ICウォーキングシステム」を活用した健康増進・地域活性化プロジェクト（内閣府）の2つの事業を提案しており、すでに各省庁の採択を得て、神戸大学やNPO法人アスリートタウンクラブを中心としたコンソーシアムにより取組みがスタートしている。

今後、医療産業都市構想の将来計画「神戸健康科学（ライフサイエンス）振興ビジョン」との整合を図りつつ、プログラムの進捗状況や国の施策（支援措置等）の動向を踏まえながら、適宜、地域再生計画を検証・改善するなどPDCAサイクルによる取組みを進めていく必要がある。また、神戸大学をはじめ神戸女子大学、来春ポートアイランドに進出予定の神戸学院大学、兵庫医療大学、神戸夙川学院大学など、地域の大学の特色を活かした新たなコンソーシアムの形成によるプログラムの着実な実行が期待されるところである。

■ 神戸市公正職務検討委員会答申

平成18年4月の市会議員の逮捕・起訴事件を契機に、行政組織として取るべき適切な対応策及び新たなしくみづくりを検討してもらうことを目的に「神戸市公正職務検討委員会」を4月26日に立上げ、約1か月の間で5回の審議を経て6月7日に答申を得た。以下、答申の概要を説明する。

「1. 今回の事件から提起された職務執行上の課題」としては、(1)議員等公職者からの働きかけを正確に記録するしくみがなかった。(2)要綱制定・改正が行政内部で行われるなど、透明な手続が十分に確保されておらず、市民理解が得られにくい。(3)職員一人ひとりの意識に差があり、実務知識や倫理意識が希薄な部分があった。

「2. 現行制度の課題」としては、現行の「職員の適正な職務執行の確保に関する指針（不当要求行為対策）」と「契約業務等に関する働きかけについての取扱要綱」において、(1)それぞれの制度の目的・根拠が異なり、不当要求に該当するのかわき、働きかけに該当するのかわき判断基準が複雑など運用上も分かりにくい。(2)要綱では行政処分・行政指導、道路の側溝補修など生活関連のものが、指針では議会活動のためになされる要望が、対象とされていない。

「3. 正当な議員活動と働きかけの区分」としては、(1)市民の代表として行う正当な議員活動を尊重し、保障するべきである。一方で、議員の発言には重みがあり、行政とのやりとりは正確に記録する必要がある。(2)働きかけに該当するかどうかの判断は、専門家でも難しく、現場の窓口職員に任せるのは事実上不可能である。

「4. 新たなしくみづくりへの提言」としては、(1)公正な職務執行の確保及び行政の透明化の推進に関する条例（コンプライアンス条例）を制定する。①基本原則として、公職者からの要望等は原則全部記録・全部公開とし、公職者以外の者からの要望等は軽易なものを除き記録する。②新条例制定に当たり市民意見を募集。③市会

との相互協力。(2)要望等の記録の制度化に関する留意事項として、①記録のルールづくり。②要望者への告知は原則不要。また、要望者の要請による訂正等はしない。③審査会への付議案件に限り訂正申出や意見書等の提出を求める。(3)①コンプライアンス担当組織の新設、②庁内体制の整備。(4)①外部アドバイザーや②審査会の設置、③法務監設置の検討。(5)その他①法令等遵守調査の実施、②研修など職員の意識啓発。

「5. 行政手続の透明性の向上のための行政手続条例改正」としては、改正行政手続法を受け、議会の議決を要しない規則、要綱、要領の制定・改廃には市民意見公募手続を導入する旨の行政手続条例の改正を行うこと。

「6. 職員の倫理規範の確立」としては、職員が市民と地域のために希望を持って活動できるよう前向きで将来に向かっての展望を切り開けるような基調の職員の倫理規範の整備を提言。

「7. 市長のリーダーシップの発揮と権限・責任の明確化」としては、(1)市長自らの言葉で市民と職員に対し適時適切に市の方針を明確に発信するなど、市長のリーダーシップの発揮。(2)①現行の専決区分における実際の運用状況を点検。②委任規則や専決規程の適正な運用を徹底し、責任ある決裁権限の行使により市民に対する説明責任を果たす。

その後、6月12日に行財政局内に監察室が発足し、答申を最大限尊重した条例案の概要により市民意見を募集した。そして、その意見と市会の審議における意見を踏まえ、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」、及び「神戸市行政手続条例（改正）」議案を提出し、9月11日に可決・成立した。

今後は、条例の1月施行に向け、具体的な運用に向けたマニュアルを作成し、条例の周知徹底を図り、公正な職務執行の推進に全市をあげて取り組んでいかなければならない。

市民参画推進局が取り組んだ地域力強化のための仕組みづくり（上）

平成18年9月
神戸市市民参画推進局

〔問い合わせ先：地域力強化推進課 TEL 078-322-6491〕

当資料は、全5章で構成されておりますが、今回は第2章までを掲載し、第3章以降は次号以降に掲載します。

はじめに

神戸市では、震災の教訓を踏まえつつ、ますます複雑多様化する市民の需要及び新たな地域の課題に対応し、一人ひとりの市民が主役のまちを実現するため、市民と市がお互いの役割を尊重し、共に課題解決に協力して取り組む関係を築き、ともに考え、ともに汗を流すという「協働と参画のまちづくり」を進めている。

平成5年に策定された「新・神戸市基本構想」の中に、政策形成から実践の過程として「協働」の概念が取り入れられ、平成10年には「第4次神戸市基本計画」にこれからのまちづくりの指針として位置づけられた。また、同年、NPO法の施行に対応すべく、協働と参画の新たな担い手であるNPOの育成を図り、NPOとの協働を進めるため「市民活動支援課」を設置した。

平成14年には、協働と参画の仕組みとして条例づくりを進めるとともに、協働と参画の取り組みの社会実験を行う「市民参画推進局」を設置し、平成16年にいわゆる「協働・参画3条例」を制定した。

さらに、平成17年には、協働と参画のまちづくりの具体的な実施計画書である「新たなビジョン」を策定し、具体的なアクションプラン「協働と参画による地域力強化プラン」の実施、検証、評価に取り組んでいる。

平成18年には、協働と参画のまちづくりを進める上で地域力の強化が必要不可欠であるため、「市民活動支援課」を「地域力強化推進課」と改めた。

本稿では、市民参画推進局が発足後4年間で取り組んできた、市民との協働と参画を推進するためのさまざまな仕組みづくりについて紹介する。

1. 協働・参画3条例の制定

神戸市では、市政の計画・実施・評価の各段階での市民との協働と参画のまちづくりを制度的に保障するため、いわゆる「協働・参画3条例」（「神戸市民の意見提出手続に関する条例」「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」「神戸市行政評価条例」）を平成16年3月に制定した。

(1) 条例制定の経緯

① これまでの神戸のまちづくり

神戸市は、これまで個別の事業や施策で、市民の市政への参加に力を入れて取り組んできた。具体的には、全国に先駆け、全世帯アンケート調査や婦人市政懇談会、市政アドバイザーなど市民参加の仕組みを設け、市政に反映させるとともに出前トークを実施して積極的に情報を提供し、市民の市政への参加を促すなど、特色ある取り組みを進めてきた。

とりわけ、公害問題に端を發し、まちづくり運動へとつながった真野地区の事例は全国的にも有名である。これを機に制定した「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」（いわゆる「まちづくり条例」）は、地域住民が主役となった、意思形成過程から地域住民が参加するハード面のまちづくりを可能にした。

さらに、高齢化社会をにらんで、平成2年には「神戸市ふれあいのまちづくり条例」を制定した。この条例によって小学校区ごとに地域福祉の活動拠点となる「地域福祉センター」を建設し、これを管理運営するとともに、地域福祉活動を自主的に推進する組織として「ふれあいのまちづくり協議会」の結成を促し、地域の視点からのまちづくりを進めてきた。このような状況下で、多くの市民がまちに愛着を持ち、地域での主体的な活動の拡がりをみせていた。

② 阪神・淡路大震災

しかし、公共の担い手としての市民の力が社会的に認識される直接のきっかけは阪神・淡路大震災である。被災直後、行政機能が麻痺する中での救出・救援活動やその後の復旧・復興のまちづくりは、地域活動が活発で、住民同士のつながりが深い地域ほど円滑に進んだ。この震災で、行政まかせにせず、自分たちで動くことが大切だということを、市民が身をもって経験したといえる。

また、震災を契機とするボランティア活動の盛り上がりによって、社会貢献意欲のある市民の存在が社会的に認められた。さらに、平成10年の「特定非営利活動促進法」（NPO法）の制定によって、これまで任意団体として活動してきた団体も、一定の手続きを経て法人格を取得できる途が開かれることとなった。

③ 複雑多様化する地域課題と協働の概念

現在、地域では、落書き、放置自転車、違法駐車、商店街の空き店舗、一人暮らし老人の増加、子育て、ひたくりや空き巣など様々な問題がある。そして本格的な少子高齢社会の進展により、ますます複雑・多様化することが予想される。しかし、例えばごみ出しマナーが悪いという問題のように、地域の中で市民が被害者であり、原因者であり、また解決できる主体でもあるという問題は、行政が一律に規制して解決できる問題ではない。

こうした地域性が高い問題や具体的な行動を伴う問題は、市民が行政の意思決定に影響を与えるだけの「参加」だけでは解決できない。市民が行政とより良い政策をともに考え、実施に当たっても行政とともに積極的に参加していかなければ解決できない。神戸ではいち早くこうした政策形成－実践の過程を「協働」という概念でとらえてきた。平成5年9月「新・神戸市基本構想」には既に「協働」の文言が使われている。

④ 国や地方の動き

市民ニーズや社会が複雑多様化する中で、わが国では明治以来の官主導の統治体制から民主導へ、そして国から地方への大きな改革が進んでいる。バブル崩壊後の第3次行革審（平成2～5年）に端を發する地方分権の流れは、平成12年4月の地方分権一括法の施行へとつながり、国の機関委任事務が廃止された。こうした中、北海道ニセコ町が平成13年4月1日施行した「まちづくり基本条例」が先駆となり、全国の自治体では自己決定・自己責任による自治体運営の基本となる条例（自治基本条例）を制定する動きが加速している。

県内でも兵庫県が平成15年4月1日、県民同士や、県民と行政の連携による地域づくりを定めた「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、宝塚市（平成14年4月1日施行）と生野町（平成14年6月1日施行）が同様の条例を施行した。

⑤ これまでの神戸市の状況

神戸市が持つ協働と参画の仕組みとしては、市政に対する「参加」の要素が強いものとして、「情報公開条例」「個人情報保護条例」「行政手続条例」がある。また、「協働」の要素については、「神戸市民のくらしをまもる条例」（昭和49年5月31日制定）、「神戸市市民公園条例」（昭和51年4月1日制定）、「神戸市都市景観条例」（昭和53年10月20日制定）など早くから個別行政分野の条例に「協働」の要素がみられる。その中でも、住民主体のまちづくりの進め方を総合的に示した「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」（昭和56年12月23日制定）の制定によって、ハード面での住民主体のまちづくりの仕組みができ、震災復興における住民主体のまちづくりにも大きな役割を果たしている。

⑥ 協働と参画の仕組みづくりへ

平成11年7月から始まった神戸市の広報広聴制度や市民参加の仕組みづくりについての検討を行う「市民参加研究会」では、市政運営にあたって、これまでの「参加」から、それぞれが互いに役割と責任を担う「参画」型への移行。さらに、これまで以上に、市民と市がともに考え、ともに実践する「協働」のまちづくりが重要となることを示唆し、市政運営にあたって、「参画」と「協働」の理念を明文化することも念頭に置きながら、市民とともに、市民福祉の向上につとめるべきであるとの報告がなされた。

このような社会の変化、地方分権への流れをふまえ、神戸市では、平成13年から始まった矢田市政第1期の柱の一つとして「一人ひとりの市民が主役のまち」を掲げ、市民参画条例（仮称）の制定に向けて動き始めた。

⑦ 条例づくりに着手

平成13年12月、専門家、市職員などで組織した市民参画推進プロジェクトチームにより、まず、協働、参画の概念の整理をはじめることから着手し、あわせて、条例づくりにあたっては、策定の過程を重視し、市民の意見を十分得ながら取り組みを進めていくことを決めた。

具体的には、まず、平成14年2月から、9区それぞれで公募市民と市職員による第1回区別ワークショップを実施した。その後、同年4月の市民参画推進局発足以降は、同年6月から第2回区別ワークショップ、市民1万人アンケート、さらに、地域における様々な課題の解決に取り組んでいる人を対象にした地域課題別ワークショップを順次実施し、それらの成果として、平成15年6月に公開フォーラムを開催し、広くその結果を市民に公表した。

なお、このときのワークショップなど仕組みづくりの経過の中で出てきた意見は、

- ・市民自ら地域や市政に愛着・関心をもつことが大切
- ・住民同士の合意形成や人まかせにせず自分たちで決めるといった市民の自律と連帯が大切
- ・市政に対し市民参加・参画を権利として保障してほしい
- ・場の提供や財政支援など具体的に地域の活動を支援してほしい
- ・行政の組織や職員の対応を改革してほしい

などであった。

⑧ どのような条例をつくるか

現在の地方自治法をはじめとする法の枠組みでは、国と自治体との関係は詳細に定められている。一方、行政と住民との関係については定めがなく、自治基本条例で定めても理念や行政のルールを網羅的に並べるものにはならないという懸念がある。

市が定める条例は、やはり市民生活にとって具体的に役に立つものでなければ協働と参画のまちづくりを進めるツールとしての活用は期待できない。神戸市がつくろうとした条例に必要なものは、神戸市という自治体が置かれた状況の中で、協働と参画のまちづくりを進めるために、市民と行政にとって必要かつ具体的な要素を定めることである。

そこで、既に実施したワークショップなどから明らかになった市民の意見や地域の状況をふまえるとともに、既存の条例を検討し、議論を重ねた結果、神戸にとって早急に整備すべき条例の方向性として、市政の①計画、②実施、③評価のそれぞれの段階における3種類の条例を検討することとし、市民と行政にとって分りやすく利用しやすい具体的な手続なども定めることにした。

これが、①これからの神戸のまちをどんなまちにしていくのかという過程で必要な事項、いわゆる計画段階での「神戸市民の意見提出手続に関する条例」、②それぞれの地域の課題や目標にどのように取り組んでいくのかという過程で必要な事項、いわゆる実施段階での「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」、そして、③市民とともに考え、協力してまちづくりに取り組み、その成果をともに評価する過程で必要な事項、いわゆる評価段階での「神戸市行政評価条例」の3つの条例であり、総称して「協働・参画3条例」と呼ぶこととした。

⑨ 条例案の策定

3条例のうち、「神戸市民の意見提出手続に関する条例」と「神戸市行政評価条例」は国や他都市の積み上げた事例があることから、それらを整理して素案をつくり、それに対して市民の意見を聞くという手

順で条例案を策定した。

これに対し、「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」は、実際に地域の活動に携わっている市民に地域の状況を踏まえた内容の整理を行ってもらうことが相応しいと考え、ワークショップに参加した市民やNPOに学識経験者を加えた『『協働と参画による市民・地域活動の支援に関する条例』検討会』での議論を経て、その議論の結果に対し、上記2つの条例と同様に、広く市民の意見を聞くという手順を経て、条例案を策定した。

その後、これらの条例案は、平成16年第1回神戸市会に上程され、3月に可決された。

⑩ 条例施行後の動き

「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」に基づき、条例制定時の検討メンバーをベースに「神戸地域活動推進委員会」を設置・運営している。

委員会では市民が自主的、自立的に地域活動を推進していくうえでどのような施策が望ましいか検討を続けている。

具体的には、市民が地域課題に気づいたとき、地域でどう活動を進めたらよいのか、様々な事例を交えながらその手法を提供するマニュアル「地域活動ちえぶくろ」を神戸市地域活動推進委員会と神戸市で共同制作・発行している。(平成17年5月)

また平成17年度には、平成22(2010)年を目標にした計画「神戸2010ビジョン」のアクションプランである「協働と参画による地域力強化プラン」に基づき、地域力を強化していくうえで、地域力をどう評価・検証し、実践していけばよいか議論しているところである。

平成17年6月13日、条例に基づくパートナーシップ協定を野田北部地区と締結した。現在、野田北部地区では、駐輪場の指定管理を活用した美しいまち実現に向けた取り組みなど新たな活動に取り組んでいるところである。

(2) まとめ

3条例により協働と参画のまちづくりを着実に進めていく足がかりができあがった。この条例は人口150万人を超える都市型自治体にあつて、日々課題と取り組む一線からの積み上げを重視した条例であり、他の自治体に見られる理念列挙型の条例とは異なるものである。神戸市では、3条例に既存の条例も含め、新たな公共とその営み、仕組み、方法を考え、実践する中から理念を作り出していきたい。

3条例はスタートしたばかりである。今後、条例に基づき、実際のケースに対応し、試行錯誤を繰り返しながら、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現を目指し、あわせて制度をよりよいものにしていく必要がある。

2. 協働と参画のプラットフォーム

(1) 概要

協働と参画のプラットフォームは、神戸21世紀・復興記念事業の理念を継承し、「市民が主役のまちづくり」を進める場、市民と市の協働と参画の場・発信拠点として、平成14年4月に1号館24階に設置したものであり、多様な人材・資源が集合・交流する中でネットワークを形成し、事業目的に応じたネットワークを適切に編集し、発信させていく拠点である。

そのための必要な要素として、市民が訪れやすい雰囲気であり、①支援機能(場の提供・助成制度など)、②情報機能(収集・発信)、③編集機能(コーディネート)という3つの機能を有することが必要である。

また、美しいまち実現に向けた協働プロジェクトを地域とともに取り組むとともに、協働と参画のプラットフォーム通信やホームページを通じて市内の様々な地域の取り組みを紹介するなど、開設以来、協働と参画のまちづくりを進めるにあたっての社会実験による手法開発や普及・啓発に努めてきたところである。

(2) 経緯

① 神戸21世紀・復興記念事業

阪神・淡路大震災から6年を経て、21世紀の第一歩を踏み出す平成13（2001）年に、震災時の支援に感謝の気持ちを伝え、元気になった神戸をみなさんにお披露目しようと、市内全域で神戸21世紀・復興記念事業（KOBE 2001 ひと・まち・みらい）が開催された。神戸21世紀・復興記念事業では企画当初から、市民参画と協働をその理念に掲げ、市民・事業者・行政の協働と参画の取り組みの大きな実験の場となった。

その閉幕にあたる平成13（2001）年9月29日と30日の二日間、震災で支援活動をした全国のみなさんと神戸市民が共に集い「神戸から何を学び、神戸が何を学んだのか」を考える「ボランティア国際年・市民サミット in 神戸」が、震災当時約2000人が避難していた中央区の旧吾妻小学校「コムスタこうべ」を会場に開催された。

「市民サミット in 神戸」には、震災当時、神戸にボランティアで駆けつけた方々など全国からおよそ300名が参加。参加者による意見交換は深夜まで及び、その内容は「市民宣言」にまとめられた。

1995年1月17日 午前5時46分 阪神・淡路大震災

あの日あの時、多様な市民が自らの意志と責任で動きはじめそこに新しい出会いが生まれました。市民が市民を支える活動は、その後各地で起こった災害救援にも活かされています。今日、ここ神戸に集った私たちは、人と人との絆の大切さを改めて確認しました。その絆は「1.17希望の灯り」によって、まちからまちへと広がっています。震災をきっかけとして芽生えた市民の自発的な活動が、社会に根を張り「市民社会」という実をみのらせるためにも市民と行政とを結びつなぐしくみの大切さを学びました。

私たちは、市民サミットで得た多くの知恵と思いを自分たちのまちに持ち帰り、より多くの方々に伝えます。そして「いま」、そして「未来」の子どもたちが「このまちが好き」と誇れる社会をつくることをここに宣言します。

協働と参画のプラットフォームはその理念を受け継いで誕生した「協働のオフィス」である。

② 市民参画の推進の検討

「市民が主役のまち」を実現していくため、神戸21世紀・復興記念事業での事業の計画・実施・評価の各過程を市民とともにに行い、社会実験の場となったモデルを踏まえ、市民からも人材を登用し、縦割りでない横断的なプラットフォーム型の「参画と協働の場」をつくろうと、まず「市民参画推進プロジェクトチーム」を設置した。

プロジェクトチームの検討で、市民参画条例づくり、参画・協働・評価の各段階における現状・課題・展望について議論するとともに、市民・事業者・ボランティア・NPOなどの多様なセクターと行政マンが集い多様な参画事業・協働事業を創る場、協働アイデアを実現、発信させていく場づくりの検討、市民参画モデルプロジェクトの検討が行われた。

なお、プロジェクトチームは平成14年4月の市民参画推進局の設置により発展的に解消した。

③ 市民参画推進局の発足

市民参画推進局の発足とともに、旧市民局の広聴課の（仮称）市民参画条例検討チームと新たなメンバーにより市民活動支援課の体制が拡充された。協働と参画のプラットフォームの運営は、新たな市民活動支援課職員と解散した神戸21世紀・復興記念事業の市民スタッフが行うこととなった。

協働と参画のプラットフォームは、協働と参画の事業の支援、発信、コーディネートを行う機能を有する場であり、組織上は、市民活動支援課の分室と位置づけた。

④ 新たな取り組み

1年弱が経ち、協働と参画のプラットフォームの存在が市民に認知され始めた頃、協働と参画のプラットフォームが、美しいまちの実現をテーマに取り組むこととなり、どのようなスタンスで取り組むべきか市長を交えて意見交換を行った。

(3) 現状

このように、社会実験として試行錯誤をくり返ししながら、協働と参画のプラットフォームは、現在の姿に固まりつつある。

現時点での「協働と参画のプラットフォーム」の定義は、協働のまちづくりを①編集、②支援、③情報発

信する場であるということである¹⁾。

市民参画推進局市民活動支援課の分室として市役所庁舎24階に設置されたもののほか、現在各区役所に順次設置されているが、両者の機能的な棲み分けは、地域課題解決型のまちづくりは区役所で、区を超えるテーマ型のまちづくりや区の後方支援は市民参画推進局で実施するというものである。

- 1) 他都市の一般的な市民活動支援のセンターでは、これに市民団体同士の「交流」の機能を含めているものもあるが、神戸市の協働と参画のプラットフォームでは、「交流」機能は求めている。あくまで、協働のパートナーの一方が行政である場合のコーディネートを行う場であるとの位置づけである。

そのため、打ち合わせスペースの利用も、市との協働の場合に限り利用できることとし、いわゆる貸し会議室的な運用は行っていない。

以下では、編集・支援・情報発信の各機能別に、どのような業務内容を行っていくのか、そのために必要な条件についての検討を行っていききたい。

① 編集機能に必要なもの

まず、編集（協働をコーディネート）機能のためには、市職員が常駐する環境になければならない。市職員によって、協働のまちづくりに関する市民（地域組織、NPO、ボランティア団体）からの提案や市からの提案を効果的に編集していくことになる。さらに、市民の知恵や感覚、ネットワークを活かすうえで、メリットシステムで採用された公務員ではない、これまで、市民活動に実績のある市民スタッフをプラットフォーム職員として配置し、お互いの弱点を補い合いながら協働事業を進めていくことが望ましい。

次に、編集業務に必要な事は、地域の団体、活動情報の集積である。本庁プラットフォームでは、協働と参画のプラットフォーム通信の取材を通じて、市内の多くの協働事例のモデルケースの集積が図られている。また、パートナーシップ活動助成採択団体へのその後の活動のフォロー、NPO データマップの運営委員会や、NPO 等育成アドバイザー派遣の事業を通して、多くの市民活動団体の情報のネットワークが構築されている。

区役所でプラットフォームの展開が図られる場合は、ほとんどの区で、まちづくり推進部に設置されるが、地域提案型活動助成や広報紙編集等の事務を担当しているため、これらの事務を通じて、情報の集積につとめる必要がある。また、部内の情報だけでなく、保健福祉部等と緊密に連携しながら、区としての活動情報センターとしての機能が期待される。

編集業務にとって必要なもうひとつの大きな要因は、事務所のレイアウトが、多様な市民が訪れやすい雰囲気で作られていることである。開放的で、敷居の高くないようにレイアウトする事も必要であり、地域組織とNPO、ボランティア団体が共に訪れやすいよう、打ち合わせテーブル・椅子のレイアウトの工夫が必要である。また、区においては、ボランティアセンターとの併設なども検討すべきと思われる。

また、設置場所に関しては、市民が訪れやすく、市職員が常駐できる場として、本庁、区役所を問わず、庁舎外ではなく庁舎内が適当である。それによって、迅速な編集業務がワンストップサービスで実施できることになる。

② 支援機能（財政・場・人材）に必要なもの

財政的支援

支援の機能については、財政的支援に関しては、プラットフォームが各種活動助成の窓口になることが必要である。本庁ではプラットフォームがパートナーシップ活動助成を実施し、区では地域提案型活動助成を実施することが望ましい。また、区においては、その他の活動助成もできるだけプラットフォームで実施し、市民へのワンストップサービスの向上に努めるとともに、プラットフォームへの情報集約もはかることができる。

活動の場の提供

支援機能の2番目の活動の場の提供もプラットフォームで実施する。これは、遊休施設の暫定利活用により、市民活動団体に地域での活動拠点を提供するものである。プラットフォームでは、灘区の成徳老人いこいの家を「灘つどいの家」へ、兵庫区の永沢老人いこいの家を「プロジェクト1-2」にそれぞれ活動の場として提供している。

各区独自の取り組みでは、垂水区:東垂水、北区:ひよどり台などで実施の例がある。

人材支援

プラットフォームで実施しているもうひとつの重要な支援機能は、人材支援である。これは、人材を派遣することにより、地域課題を地域自らでの解決する端緒を開こうとするもので、神戸市の独自の手法である。

プラットフォームでは、地域団体に対しては、まち育てサポーター、ワークショップ隊などの派遣のコーディネートを行い、NPO等に対しては、中間支援NPOを通じて、NPO等アドバイザー派遣を実施している。

③ 情報発信機能に必要なもの

情報の発信の役割は、市民と行政の協働と参画の好事例をモデルケースとして広く紹介し、市民・職員の意識啓発をはかるものだけでなく、参画の前提となる情報の積極的な開示が重要である。

そのため、自ら情報発信のツールを持つことが必要である。協働と参画のプラットフォームでは、紙媒体による情報発信手段としてのプラットフォーム通信と、ICTを活用した、協働と参画のプラットフォームホームページを開設している。

「第5次神戸市青少年育成中期計画」 こうべスマイルハートプラン ～青少年のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指して～ (概要)

平成18年3月
神戸市市民参画推進局
[問い合わせ先：青少年課 TEL 078-322-5181]

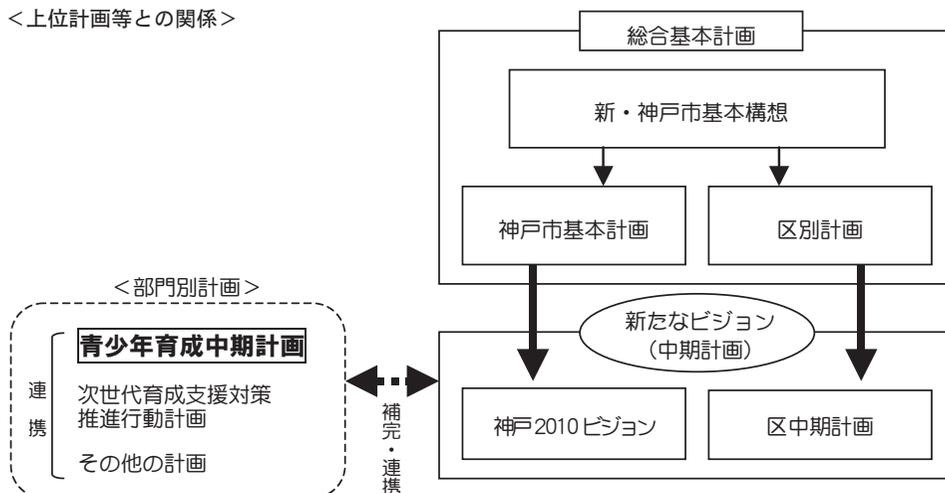
1. 計画策定の趣旨

一人ひとりの青少年が未来に希望を持ち、自立と自己実現ができるよう、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係する青少年の健全育成への取り組みを広く進めるため、「第5次神戸市青少年育成中期計画」を策定するものである。

2. 計画の位置付け

青少年の健全育成と青少年問題の解決を目的とし、総合的な青少年行政を展開していくための部門別計画であり、平成17年6月に策定した「新たなビジョン（中期計画）」とは、補完・連携関係にある。

<上位計画等との関係>



3. 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5か年間

4. 計画の対象

本計画の対象は、6歳（小学校1年生）から24歳までのすべての青少年(*)とし、主として12歳から18

歳までの青少年に対する施策を中心に展開する。施策によっては対象年齢の幅を柔軟に解釈する。

* 「青少年」の呼称について

「青少年」の法令上の確定した年齢区分はなく、法令上の呼称も法律等によって、「青少年」「児童」「生徒」「未成年者」あるいは「年少者」などと表記されている。本計画においては、上記の年齢を対象としているが、施策の内容等に応じて、「子ども」「児童」「生徒」「青少年」という呼称を使い分けている。

5. 市民意見の収集・反映

「第4次神戸市青少年育成中期計画」の効果の検証において実施した「神戸市における青少年・保護者の意識と行動調査」、神戸市民1万人アンケート及び市政アドバイザー意識調査並びに策定段階において実施した青少年育成関係者ヒアリング、神戸市青少年育成協議会地区会長・支部長アンケート、青少年アンケート及びパブリックコメントなど、多様な手段により青少年をはじめとする市民の意見を収集・反映している。

6. 計画のキャッチフレーズ

本計画のキャッチフレーズを「こうべスマイルハートプランー青少年のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指してー」とする。家庭、学校、地域及び行政が協働・連携して青少年の自立と自己実現を支援することにより、青少年の「クオリティ・オブ・ライフ（**）」を向上し、青少年がいきいきと輝き、笑顔で毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりの心をつなげて取り組んでいくものとする。

**クオリティ・オブ・ライフ

平成16年1月の「復興の総括・検証の提言」において「これからの神戸づくり」の視点として示された概念で「市民生活の豊かさ」を表す。また、平成17年6月に策定された「新たなビジョン（中期計画）」においては、この「クオリティ・オブ・ライフ（市民生活の豊かさ）」の視点に立った“神戸らしい豊かさ”を追求する取り組みを進めるとしている。「第5次神戸市青少年育成中期計画」では、「青少年が将来に夢と希望を持ち、安心して毎日を過ごせること」を「青少年の生活の豊かさ（クオリティ・オブ・ライフ）」と位置付け、これを向上させることを目指す。

7. 青少年施策の基本目標

次の3点を基本目標として、今後必要な施策を展開していく。

- 青少年の自立と自己実現の支援 ～青少年の「夢」を応援する～
- 青少年の安全・安心の確保 ～青少年の「笑顔」を守る～
- 家庭・学校・地域の教育力の向上と協働・連携の強化 ～青少年を社会全体で支える～

8. 施策体系と重点施策

青少年が未来に希望を持ち、自立と自己実現が図れるよう、青少年の主体性を尊重しながら、その成長発達を援助するため、上記の基本目標を3本柱として、青少年育成施策を展開していく。

施策の体系

(◎は重点施策)

青少年の自立と自己実現の支援

- 青少年の自主的活動の支援
 - ◎青少年の居場所づくりの推進
 - ・青少年の発表の場、参画の場の確保
- 自然に親しむ場づくり
 - ◎自然とのふれあい体験の促進
 - ・野外活動リーダーの育成
- スポーツ・文化・国際交流に親しむ場づくり
 - ・芸術・文化活動の促進
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の振興
 - ・国際交流活動の促進
- 若年者就業支援
 - ◎若年者就業支援の推進
 - ・キャリア教育の推進

青少年の安全・安心の確保

- 地域環境の整備
 - ◎青少年の安全の確保
 - ◎ネット社会・ケータイ社会への対応
 - ・有害環境の浄化と非行・問題行動の防止
- 心身の健康づくり
 - ・健康づくり運動の推進
 - ・健康教育の推進
 - ・性教育の充実
- 青少年の相談体制の充実
 - ・相談体制の充実

家庭・学校・地域の教育力の向上と協働・連携の強化

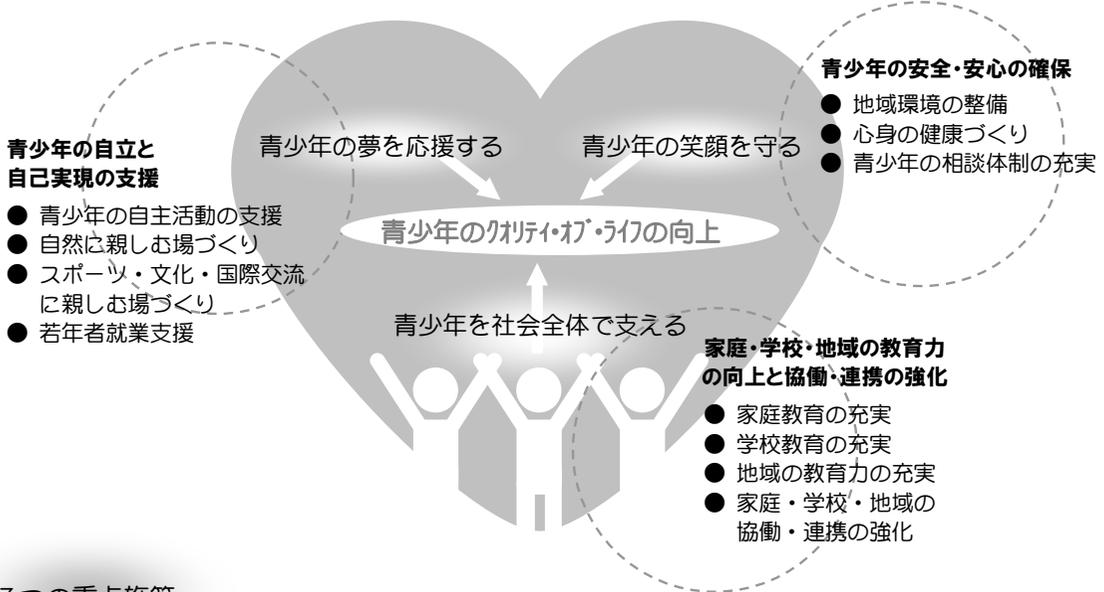
- 家庭教育の充実
 - ・親の意識改革の推進
 - ・家庭の教育機能の強化
 - ・家庭機能の補完
 - ◎親子のふれあいの促進
- 学校教育の充実
 - ・生きる力を育む学校教育の推進
 - ・豊かな心の育成
 - ・体験学習の充実
 - ・地域に開かれた学校教育の推進
- 地域の教育力の充実
 - ・青少年団体・青少年育成団体への支援
 - ・地域施設の充実、活用
 - ・青少年指導者の養成
- 家庭・学校・地域の協働・連携の強化
 - ◎協働・連携の強化

第5次神戸市青少年育成中期計画
こうべスマイルハートプラン
 -青少年のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指して-

計画の枠組み

- ・期 間：平成 18 年度から 22 年度（目標年次 2010 年）
- ・対 象：6 歳（小学校 1 年生）から概ね 24 歳までのすべての青少年

- 3つの基本目標
- ・「青少年の夢を応援する」・・・ **青少年の自立と自己実現の支援**
 - ・「青少年の笑顔を守る」・・・ **青少年の安全・安心の確保**
 - ・「青少年を社会全体で支える」・・・ **家庭・学校・地域の教育力の向上と協働・連携の強化**



7つの重点施策

- ス** すべての青少年に自分らしくいられる場所を → **青少年の居場所づくりの推進**
- マ** 学ぼう、もっと 自然から → **自然とのふれあい体験の促進**
- イ** 「一歩」を踏み出す若者をサポート → **若年者就業支援の推進**
- ル** ルールを守って、メディアと上手に付き合おう → **ネット社会・ケータイ社会への対応**
- ハ** 心（ハート）のふれあうコミュニケーション → **親子のふれあいの促進**
- ー** 安全をつなぐ心と 見守る目 → **青少年の安全の確保**
- ト** 取り組もう、家庭・学校・地域のコラボレーション → **協働・連携の強化**

9. 重点施策

青少年育成施策のうち、次の7点を重点施策として、特に力を入れて取り組んでいく。

- ① **青少年の居場所づくりの推進**
 - ・中高生の活動拠点を概ね各区1箇所整備する
 - ・地域団体による身近な青少年の居場所づくりを支援する
- ② **自然とのふれあい体験の促進**
 - ・家族での自然体験を目的とするプログラムを実施する
 - ・学校において子どもたちが自然の中で学べるカリキュラムを実施する
- ③ **若年者就業支援の推進**
 - ・関係行政機関、企業、民間団体と連携し、若年者の就業支援体制を整備する
 - ・青少年会館のユースサポート機能を強化する
- ④ **青少年の安全の確保**
 - ・こども110番「青少年を守る店・家」、「地域の安全・安心を守る車」の拡大を図る
 - ・学校園での安全対策を強化する
- ⑤ **ネット社会・ケータイ社会への対応**
 - ・青少年が情報を主体的・合理的に選択、判断する能力を身につけさせる
 - ・大人と子どもがケータイやインターネットについて考える機会をつくる
- ⑥ **親子のふれあいの促進**
 - ・地域で親子が一緒に楽しめるような行事を積極的に開催する
- ⑦ **協働・連携の強化**
 - ・地域の教育力を学校活動へ活用する
 - ・子育てネットワーク作りの促進など、地域社会が一体となって家庭の子育てを支援する
 - ・民間教育機関、NPO、青少年団体と連携し子どものケアをはかる

10. 協働による努力目標値

施策の進捗を測るものさしとして、神戸2010ビジョンのチャレンジ指標に加えて、施策項目ごとに指標を設定した。また、目標年次である平成22年を基準時点とし、市民と行政の協働により目標の実現を目指す具体的な目安として、指標項目ごとに「協働による努力目標値」を設定した。

※ 指標については、神戸市民参画推進局のホームページをご参照下さい。

(<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/070/smileheartplan/index.htm>)

11. 計画の推進について

- (1) **推進体制の整備**
 - ・神戸市青少年育成推進本部における各局相互の密接な連携・調整
 - ・神戸市青少年育成協議会をはじめとする青少年育成団体、関係機関等との連携
 - ・青少年育成市民運動の展開
 - ・青少年に関する情報発信の充実と青少年の参画推進

- (2) **中期計画の検証**

計画の推進にあたっては、各事業の進捗状況を定期的に把握、分析するとともに、市民に広く情報提供する。また、市民、学識経験者等による「第5次神戸市青少年育成中期計画 効果の検証検討委員会」を設け、中間年次（平成19年度・21年度）にアンケート調査等を実施し、今回設定した指標等により、計画の効果の検証を行う。

「新中央市民病院基本計画」(概要)

平成18年6月
神戸市保健福祉局

[問い合わせ先：病院経営管理部経営管理課 TEL 078-322-6244]

新中央市民病院整備事業については、救急医療の更なる充実やチーム医療による質の高い医療の提供などにより、新しい中央市民病院を21世紀にふさわしい病院として、平成22年度を目標に整備していくという「基本構想」を平成16年11月に策定した。

この「基本構想」をもとに、中央市民病院の今後あるべき将来像を実現するために必要な機能や施設、最適な整備手法などについて検討した結果を「新中央市民病院基本計画(案)」としてまとめ、公表するとともに、この案に対する市民意見を広く募集した。

このたび、市民意見の募集で頂いた意見を踏まえて「新中央市民病院基本計画」を策定した。

1. 新中央市民病院の概要

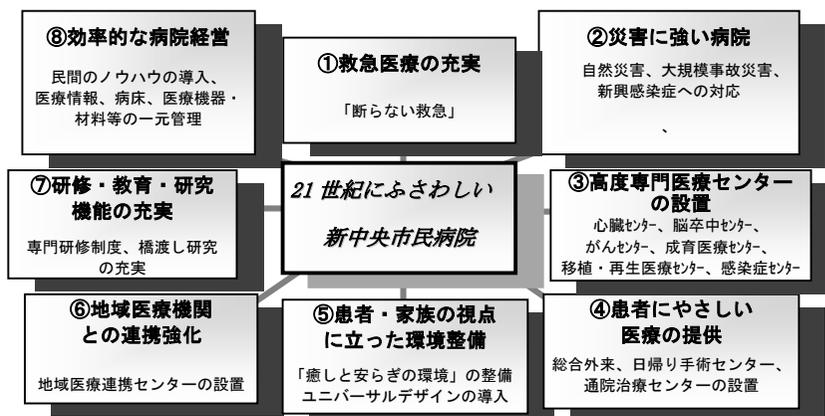
(1) 基本方針

- ①地域医療機関との連携や役割分担のもと、救急医療・高度医療・急性期医療を重点に担い、引き続き24時間365日市民の生命と健康を守ります。
- ②医療産業都市構想の臨床部門の核として、高度先進医療を市民に早期に提供します。
- ③癒しと安らぎの環境をあわせ持った病院となり、患者本位の医療を提供します。

(2) 施設概要

- ①場所 神戸市中央区港島南町2丁目
- ②地域・地区等 市街化区域
商業地域 建ぺい率80% 容積率400%
高度地区指定なし、防火指定なし
※航空法による絶対高さ制限あり：標高50.6m
- ③敷地面積 約45,000㎡
- ④延床面積 約64,000㎡
- ⑤予定病床数 640床(一般病床630床、感染症病床10床)
災害時には、これに加え、別途300人程度の患者を収容できるような工夫をし、あわせて1,000床規模での運用が可能となるよう整備します。
- ⑥駐車場 約400台(患者用)

(3) 特徴



2. 部門別基本計画

(1) 救急部門

- ①地域の救急医療システムにおける地域医療機関との適切な役割分担のもと、高性能総合救命救急センターとして、初期救急から3次救急まであらゆる救急医療需要に対応します。
- ②第一種及び第二種感染症指定病院として、保健所や地域医療機関等との感染症に関するネットワークの中で役割を果たしていきます。
- ③災害拠点病院として、災害時の救急患者の受け入れや医療救護班の派遣など、県内はもちろん広域的な災害救急医療に対応します。

(2) 外来部門

- ①初診機能重視の外来を実施し、治療方針確定後の継続治療については、地域医療機関との連携・役割分担を図ることで、「地域完結型医療」を推進していきます。
- ②診察や検査、会計の待ち時間短縮を図るとともに、携帯端末呼び出しシステムの導入や市民健康ライブラリーの設置など、待ち時間を快適に過ごしていただけるような工夫を取り入れ、患者サービスの向上に努めます。

(3) 病棟部門

- ①患者のプライバシーに配慮した癒しと安らぎの療養環境を整備し、患者中心の医療・看護サービスを提供します。
- ②重症患者用個室や看取りに配慮した個室など、適切に機能分化された病棟・病室で、患者の病態に応じた最適な治療・看護を行います。

(4) 診療部門

- ①患者の人権と生命を尊重した、患者本位の医療を提供します。
- ②市の基幹病院としての機能を果たすため、急性期医療を重点として高度先進医療を提供します。
- ③患者に対し、内科系医師、外科系医師、放射線治療の専門医師、看護師、薬剤師、技師、管理栄養士、リハビリスタッフなどがチームを組んで治療にあたることで、最適な治療方法により、来院当初から急性期を脱するまで一貫した治療を行います。

(5) 医療安全管理部門

- ①医療事故の発生を、組織として未然に防止する仕組みを構築するなど、医療安全管理体制を整備します。
- ②患者の安全性に最大限の注意を払い、医療事故防止に積極的に努めます。

(6) 地域連携部門

- ①「地域完結型医療」を推進する病院の中核として、「地域医療連携センター」を設置し、地域の医療・介護・福祉施設との連携を図り、紹介患者の診療予約、逆紹介、入院患者の退院・転院調整などを行

い、患者サービスの向上を図ります。

②地域の関連機関との双方向の情報交換が適切にできる仕組みを検討し、より一層の連携向上を図ります。

(7) サービス支援部門

①患者、家族にとって快適な院内環境を整備するとともに、ボランティアがこれまで以上に活発に自発的活動ができる場を提供することにより、患者サービスの充実を図ります。

②診療の支援や各部門のマネジメント・経営企画等を行い、患者サービスの向上を図るとともに、より健全な病院経営に努めます。

③質の高い医療従事者の確保を図るとともに、臨床研修・教育及び臨床研究に取り組みます。

3. 施設基本計画

(1) 患者・家族の視点に立った病院

①患者本位で利用しやすく、快適に診断や治療が受けられる病院づくりをめざします。

②患者・家族にとって分かりやすい施設配置とするとともに、「癒しと安らぎの環境」の実現のため、アメニティ豊かなゆとりのある空間や、利便性の高い施設・設備を整備します。

③患者・家族のプライバシーの確保やユニバーサルデザインに配慮した施設とします。

(2) 安全で安心な災害に強い病院

①救急医療、高度医療、急性期医療を重点に担う、神戸市の基幹病院に求められる、機能性・安全性・防災性・耐震性の高い病院づくりをめざします。

②免震構造の導入や災害時活動スペースの設置などを行い、災害拠点病院として自然災害、大規模事故災害、新興感染症流行などに対しても、機能を十分に発揮し、迅速な対応が行える施設を整備します。

(3) 環境にやさしい病院

①施設の計画・建設・運営を通じて自然環境・地球環境の保全の一端を担い、環境にやさしい病院づくりをめざします。

②省エネルギー化・省資源化や自然エネルギーの活用に努め、環境負荷軽減や地球温暖化防止を図るなど「環境共生都市」の実現に資する取り組みを進めます。

(4) 弾力的な運用が可能な病院

①将来の医療技術の進歩や医療環境の変化などに対し、弾力的な運用が可能な病院づくりをめざします。

②経済性、耐久性、維持管理の容易性などを考慮した効率的な施設整備を行い、病院の「成長と変化」に対応できる施設構造とし、施設の長寿命化を図ります。

4. 整備手法

(1) 整備手法

設計・施工等を個別に発注する「従来方式」と、設計を含む施設整備に加え運営の一部も含め包括的に委託する「PFI (Private Finance Initiative) 方式」について、先行他病院事例、市場動向を調査した上で、定性的評価と定量的評価を行いました。

その結果、官民パートナーシップが発揮しやすく、将来の変化への対応もより行いやすいうえ、VFMが最も期待できる、以下のようなPFI方式で整備・運営を進めていくことが最適と考えます。

〈整備・運営(案)〉

①事業方式：BTO方式

- 施設や大型医療機器・医療情報システムなどの付帯設備の所有権を開院時に市側に移すことにより、将来の変化に対応した施設改修や機能改善をより柔軟に行える方式とします。

②事業期間：整備期間+30年間

- ・施設の平均耐用年数を踏まえた、計画的な施設維持管理や運営ができる期間とします。
- ・但し、医療情報システムについては、開発サイクルの短さを考慮し、その保守管理の事業期間を当初5年間とします。

③業務範囲：施設等の設計・整備・維持管理、物品・物流管理、各運営業務

- ・民間事業者のノウハウが期待できる業務についてはできる限り業務範囲とします。
- ・但し、技術等の進歩が早い医療機器及び医療情報システムについては、初期整備のみを業務範囲とし、更新業務は除きます。
- ・将来の価格等の変動が予測しにくい薬剤等については、価格情報の提供などの調達支援のみを業務範囲とし、契約業務は除きます。

④モニタリング：

- ・市と民間事業者が実施するセルフモニタリングだけでなく、定期的な市場動向調査や第三者評価によるモニタリングを導入することで、事業期間中の適切なサービス水準の確保を図ります。

(2) 整備スケジュール

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基本計画策定		→				
PFI法に基づく事業者選定手続き(※)		⇨				
設計～建築工事			■	■	■	■
開院準備 (移行, テスト)						→

5. 事業計画

(1) 建設事業費

概算事業費 480億円

(内訳)

- ①建設費(設計費含む) 280億円
- ②医療機器・情報システム整備費等 90億円
- ③用地取得費 110億円

(2) 財政収支

開業費の償却が終わる、開院後6年目の単年度償却後収支黒字を目指します。

(3) 運営形態

地方公営企業法の全部適用または地方独立行政法人への移行のいずれかの導入について、外部委員も参画したワーキンググループ等において検討を進め、第5次市民病院経営計画期間中(平成17年～19年度)に市として結論を出す。

6. 現病院の資産活用

(1) 現病院の概要

- ①敷地面積 30,427㎡
- ②建築面積 8,065㎡

- ③延床面積 72,306㎡
- ④構造 地下1階（鉄骨鉄筋コンクリート造）
地上12階（鉄骨造）
- ⑤用途地域 商業地域
- ⑥建蔽率／容積率 80％／400％

(2) 今後の進め方

①活用策検討にあたっての視点

- ・ 現施設の有効活用 ・ 健康・福祉・医療の向上
- ・ 地域まちづくりへの貢献 ・ 民間活力の導入
- ・ 財政負担の軽減

②スケジュール（案）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業化調査	→					
事業者選定				□□ →		

平成17年度 神戸市チャレンジ研究員研究報告書

(概要)

平成18年3月

財団法人神戸都市問題研究所

[問い合わせ先：TEL 078-252-0984]

1. 趣旨

市民ニーズの複雑化・多様化，地方分権の進展や深刻な財政状況など自治体を取り巻く状況が変化の中で，施策の企画・立案にあたっては従来の方法だけでなく，職員の経験に根ざした実践的かつ柔軟な発想を活かしていく必要性が高まっている。

そのため神戸市では，平成16年度に「チャレンジ研究員」制度を新たに創設し，研究員を広く職員から公募して，現在の職務内容に限定されずに新たな市施策を実施していくうえで，具体化に向けた取り組み等を調査・研究してもらい，その成果を今後の市施策への反映することを目指している。

神戸都市問題研究所では，神戸市より委託を受け，チャレンジ研究員の調査研究活動の支援を行った。

2. 研究員・研究テーマ

氏名	所属	テーマ
須藤 晃司	保健福祉局総務部計画調整課	行政保有情報を活用した災害時要援護者支援について
向井 茂樹	産業振興局西農政事務所	食育の推進による市民の健康づくりと環境創出型農業の展開
小淵 康宏	都市計画総局区画整理部区画整理課	こうべ2100まちづくり構想
表原 靖史	消防局兵庫消防署	PFIの発展的手法を用いた火災保険事業者による消防施設整備の提案
露口 伸二	財団法人神戸市都市整備公社 こうべまちづくりセンター	神戸市職員防災力パワーアップ計画

※所属は，平成18年3月31日現在

3. 研究報告（概要）

I 行政保有情報を活用した災害時要援護者支援について

保健福祉局総務部計画調整課 須藤 晃司

【関係局室区】危機管理室，企画調整局，市民参画推進局，保健福祉局

1. 要旨

災害時要援護者の避難支援活動を円滑に行うために、行政内部において、保健福祉部門が有する福祉サービスの利用者等の情報を、防災部門と共有する。また、地域の共助の枠組みを拡充するものとして、福祉サービス提供事業者や社会福祉施設の活用による避難支援活動の実効性について検討する。

2. 当市における災害対応の現状

神戸市では、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて災害に強いまちづくりに取り組んで来た。

「神戸2010ビジョン」においても「減災・防犯から始まる安全都市推進プラン」を策定し、自助・共助の概念を中心とした災害対応等を掲げているが、地域内には福祉サービスを利用している高齢者や障害者などいわゆる「要援護者」も生活しており、災害時には「災害弱者」として孤立する恐れが高い。災害時の要援護者支援は、地域の自助・共助を基本としつつも、それだけでは限界があり、行政や事業者も連携して取り組む必要がある。特に重要なことは要援護者の事前把握である。阪神・淡路大震災では、発生から2ヵ月後に倒壊家屋内から餓死と推測される遺体が発見された例もある等、都市部では市民の安否確認が思うように進まなかった。一方、北淡町では、消防団員が地域住民の状況を十分に把握していたために、災害発生日当日中に住民全員の安否確認を完了しているという大きな差がある。

神戸市の場合、保健福祉局や区役所保健福祉部等が、個々の業務で収集した福祉施策の利用者の情報を把握しているだけであり、「要援護者台帳」のように体系的に整備されたデータベースはなく、ましてや防災担当部局との情報共有となると、本人同意を得て在宅重度心身障害者の情報を共有している例（消防局－保健福祉局）を除けばほとんど存在しない（図1参照）。一方、地域でも民生委員や防災福祉コミュニティ等が存在するが、災害時に機能的に連携し迅速に対応できるかは未知数である。

このような背景を踏まえ、日頃、情報処理部門に携わっている立場から、行政保有情報を有効活用して要援護者支援に資する施策について提案したい。

3. 施策の具体的内容

- (1) 福祉五法業務をシステム化した「神戸市福祉情報システム」を改修し、高齢福祉・障害福祉施策等の利用者の情報を住所コード単位で抽出・集約できる「災害時要援護者台帳」の作成機能を設け、行政内部で共有する（＝行政管理版）。・・・各地域の要援護者の所在と人数を把握する概要版
- (2) 地域では、要援護者のうち同意を得られる者について、避難支援プランとして登録された情報を共有する（＝地域管理版）。・・・個別の要援護者の詳細をまとめた詳細版
- (3) 災害時には、(1)と(2)を照合し、迅速な避難支援・救助活動・安否確認に努める（図2参照）。
- (4) 地域における避難支援活動を円滑に進めるため、介護保険における地域包括支援センターなど福祉サービス提供事業者や社会福祉施設の活用を検討する。
- (5) GIS（地理情報システム）を活用して要援護者情報を地理的に解析し、救援物資の効率的配分や、ハザードマップや避難誘導ルート等の資料作成、自主防災訓練への活用を検討する。
- (6) 災害時に庁舎が被災しても、貴重な情報資産が滅失することがないように既にHOST・コンピュータでは実践しているバックアップ・データの遠隔地保管体制を確立する。

4. 期待される効果

- (1) 平時における効果
 - ① 要援護者数や分布状況が把握できるため、災害時の被害想定精度が上がるほか、避難場所の設定、備蓄すべき救援物資の推計等が容易となる。
 - ② 行政管理版については、要援護者本人の同意の有無を問わず「公益性」を根拠に行政保有情報の目的外利用を行うため、対象者総数など本市における要援護者の概要を正確に把握できる。
 - ③ 地域管理版については、要援護者本人の同意に基づいて地域内の関係者間で情報共有が行われているため、平時の段階から当該情報を活用して、より実践的な避難訓練等を行うことができる。
 - ④ 行政管理版と地域管理版との照合により、地域の共助の枠組みから漏れている要援護者の洗い出し

が容易となり、該当者に対する避難支援アプローチをどうするかという検討が可能となる。

(2) 災害時における効果

- ① 平時の段階から要援護者情報を保有しているため災害時における初動対応を迅速に行える。
- ② 行政管理版と地域管理版の照合により、避難状況や、避難行動が遅れている地域の把握が容易になるため、適宜必要な措置を講ずることができる。
- ③ 行政管理版と地域管理版の2層構成で情報を管理するため、災害発生時間帯や被災状況によって、行政・地域のいずれかの機能が制限されているような場合でも、避難支援活動を進めることができる。

5. 実施にあたっての課題

(1) 個人情報の目的外利用及び提供の可否と根拠

福祉情報システムのデータを要援護者情報として利用することは、個人情報保護条例第9条における「個人情報の目的外利用及び提供」にあたることから、いかなる論拠によりこの課題を克服するかという問題がある。

迅速な避難支援活動の観点からは「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」を根拠とすることは実用性に欠ける。一方、「本人同意」を目的外利用の根拠とした場合も同意する者が少なければ実用性に欠ける。先進他都市の状況を見ても平時のうちから災害に備えて同意する人は意外に少ない。その上、要援護者と知りながら同意がないことを理由に避難支援の対象から外すことも妥当ではない。従って、「公益性」を理由に、本人同意の有無にかかわらず行政内部で要援護者情報を共有する仕組みが必要である。学識経験者や関係省庁などの職員で構成される「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」でも同様の議論があり、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂された。このことが行政内部での要援護者情報共有体制の確立を促進する契機となるものと期待される。

(2) 要援護者情報共有による減災の実効性～要援護者情報を活用すれば被害が抑制されるのか？

要援護者情報を行政内部で共有しても、実際に避難支援活動に従事出来るマンパワーがあるのかという指摘がある。確かに大規模災害時には、消防職員の大半は防災活動の最前線に出勤し、他の行政職員も避難所開設、救援物資の搬送等に追われる等、避難支援に割り当てられるマンパワーは限定される。

しかしながら、要援護者情報の行政内部共有には以下のような役割も期待できる。

- ① 本市における要援護者の実数や分布状況を正確に把握できるため、被害想定が容易になり、平時のうちから避難場所の設定や備蓄すべき救援物資の量を推計して災害に備えることができる。
- ② 地域の共助の枠組みから漏れてしまった要援護者がいないかどうかを平時から把握し、かかる要援護者が共助の枠組みの中に円滑に移行できるような働きかけや支援策を検討することができる。

(3) 情報とマンパワーの偏在・散在

例えば、民生委員は、ひとりぐらし老人等の情報のほか、地域に密着しているため個々の要援護者の詳細な状況を把握しているが、担当区域が広範で自らも高齢者である場合が多く、避難誘導を行うだけのマンパワーまでは望めない。防災福祉コミュニティには、それなりにマンパワーはあるが、特に要援護者の情報を把握するような義務付けもなく、地域によって取組内容に差があるため災害時に避難支援活動を円滑に行うことが出来るのか未知数である。それ故、「3. 施策の具体的内容」で提案したように福祉サービス提供事業者や社会福祉施設の活用方法を検討すべきである。

(4) 災害発生時間帯等に応じた複数の対応策の検討

平日の昼間帯には、防災福祉コミュニティなど地域組織のメンバーの大半は、就業・就学のため地域外に出ているものと考えられる。この時間帯に災害が発生すれば、地域組織による避難支援は十分機能しないことが想定される。一方、夜間や休日に災害が発生した場合には、この逆の事態が想定される。行政・地域のいずれかに要援護者情報が偏在している場合、どちらかの機能が停止すると重要な情報も取り出せず、それに伴って避難支援活動も停止する恐れがある。情報の均質化を図ることは困難でも、「3. 施策の具体的内容」で提案したように、行政と地域の双方が情報を保有することで危険を分散し被害を最小に抑える努力が必要である。

6. 国及び他都市等の動向

(1) 国（内閣府及び総務省消防庁）

平成17年3月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を提示。各自治体に要援護者情報の把握・共有と避難支援プランの策定を求めている。

その後、学識経験者や関係省庁などの職員で構成される「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」での議論を踏まえて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」は平成18年3月に改訂され、要援護者情報の行政内部共有についてもより積極的に取り組むよう求める内容となっている。

(2) 藤井寺市

希望者からの申請に基づき、健康福祉部福祉課において災害時要援護者台帳を作成し、住民基本台帳や外国人登録との照合を行うと共に、防災部門、自治区長等との間で当該情報を共有している。対象は、市内在住で、自力避難が困難と予想される障害者または65歳以上の高齢者のうち、①身体障害者手帳2級以上、②療育手帳A判定、③精神障害保健福祉手帳1級、④要介護度3以上のいずれかに該当する方。

(3) 横須賀市

個人情報保護審議会の諮問を経て、福祉部門と消防局の間で要援護者情報（要介護度3以上の要介護認定者、一人暮らし高齢者、重度障害者）を共有。消防総合システムにおいてデータ管理し、火災の際における迅速な救助活動、救急要請時の医療機関選定時間の短縮などに役立っている。

(4) 社会福祉法人 涌谷町社会福祉協議会

地域のリーダーとしての役割を担う行政区長、民生委員・児童委員、福祉会長の三者の協働により「災害救援福祉マップ」を作成し、年1回の頻度で更新作業を行っている。

(5) 神戸市老人福祉施設連盟

対応範囲を局地的災害に限定しながらも、阪神・淡路大震災の記憶の風化に対する危惧と、社会福祉施設の使命である「公益性」に鑑みて、災害発生当初における避難支援活動を積極的に行う方向で検討を進めており、具体策についても議論されている。

災害時における要援護者支援の現状と将来像

図1 【現状】

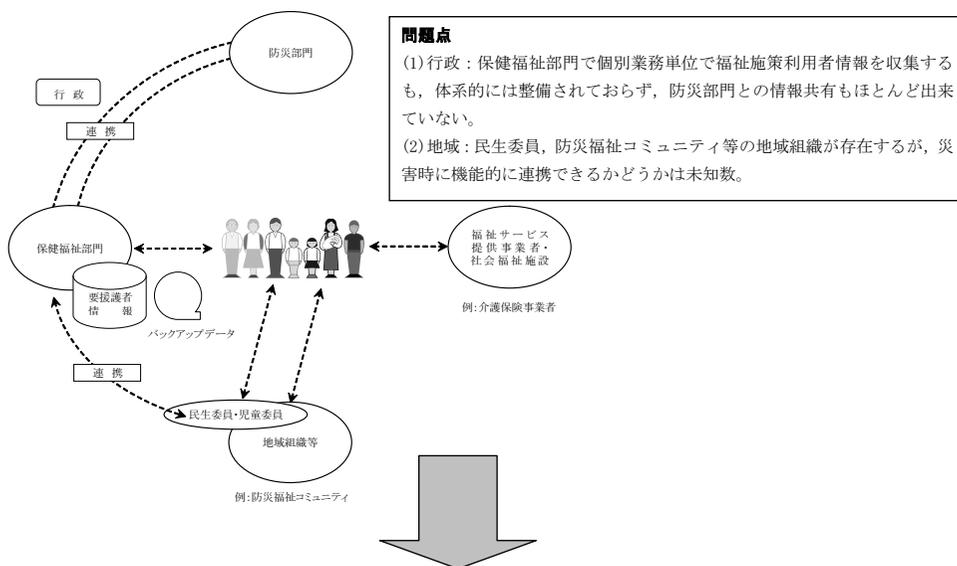
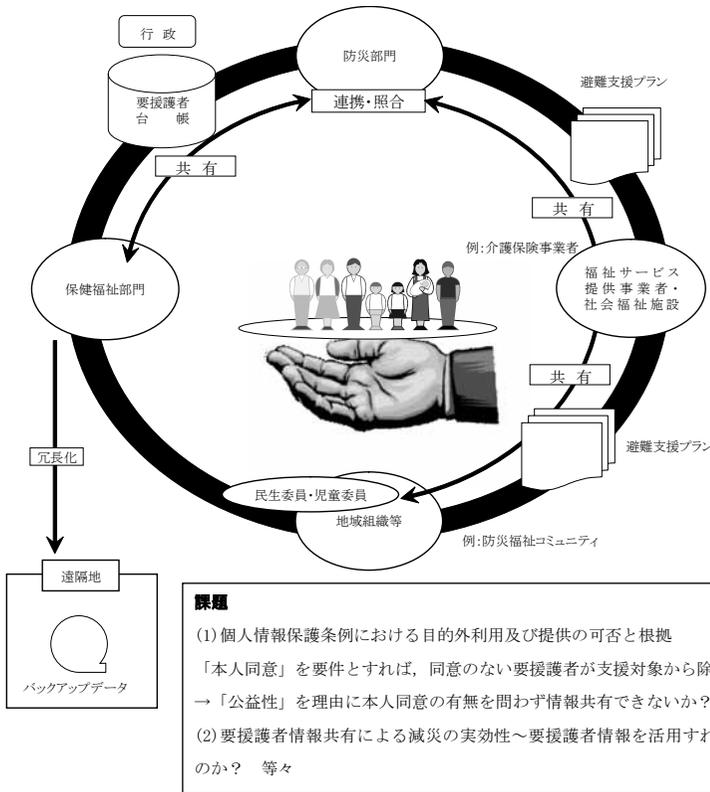


図2 【将来像】



II 食育の推進による市民の健康づくりと環境創出型農業の展開

産業振興局西農政事務所 向井茂樹

【関係局室区】保健福祉局，産業振興局，教育委員会事務局

1. はじめに

平成17年7月に施行された「食育基本法」や平成17年10月に農林水産省が環境保全と農業生産をリンクさせる新たな農政の方向転換を含めた「経営所得安定対策等大綱」を策定するなど、「食」や農産物生産を取り巻く情勢が変化してきている。

この中で、「神戸2010ビジョン」のアクションプラン「健康まちづくりプラン」・「環境共生都市推進プラン」の実現に向けて、食育を推進することにより①市民の健康づくりと②新たな環境創出型農業を進める施策のあり方について研究した。

2. 神戸市における食育の取組状況と課題

神戸市においては、保健福祉局・各区での栄養面からの健康づくり、また農産物の生産過程の学習や農作業体験を通じて地場産農産物をPRする産業振興局の取り組み、さらに学校園を中心とした教育委員会の事業や各区の特性を活かした食育事業などが展開されている。

「神戸2010ビジョン」の健康まちづくりプランにおいては、課題として①いかに自主的な健康づくり運動を盛り上げるか、②保健事業だけでなく市の全施策の中で健康づくりの推進、健康情報を市民に伝える仕組みづくりなどが求められている。

また、同プランの重点事業の中に①「毎食野菜をとろう」運動、②健康づくりの人材活用、③地域に集

う市民と事業者との連携による食育モデル事業の実施、④健康づくりを支援する情報化の取組の4項目が食育に関する事業として位置づけられている。

食育は多局にまたがる裾野の広い分野であり、健康まちづくりプランの実現、事業の効果的推進に向けての関係局区間の役割分担と連携が重要である。現在、イベントなどで連携した情報発信、地場産農産物・食品と栄養の合同講座、学校給食への市内産農産物の利用拡大、学童稲作体験での農家指導など「食」を通じた連携が深まりつつある。

3. 施策の具体的内容 その1

(1) 市民・事業者と食育関係部局による『(仮称) こうべ食育推進プラン』の策定

食育基本法第18条による市町村食育推進会議を設置し、地域で食育活動を実践している市民・事業者等の参画のもと、全庁横断的な食育の推進方向を定める。

(2) こうべ食育支援ネットワーク』の構築

①「こうべ食育市民応援団」の創設

地域の自治会、婦人会、ふれまち協、子ども会など食育に関する自主活動組織が食育応援団に加盟する。食育に関する活動支援情報を市から一元的に発信し、食育の自主活動を拡大させる。

②「こうべ食育支援チーム」の結成

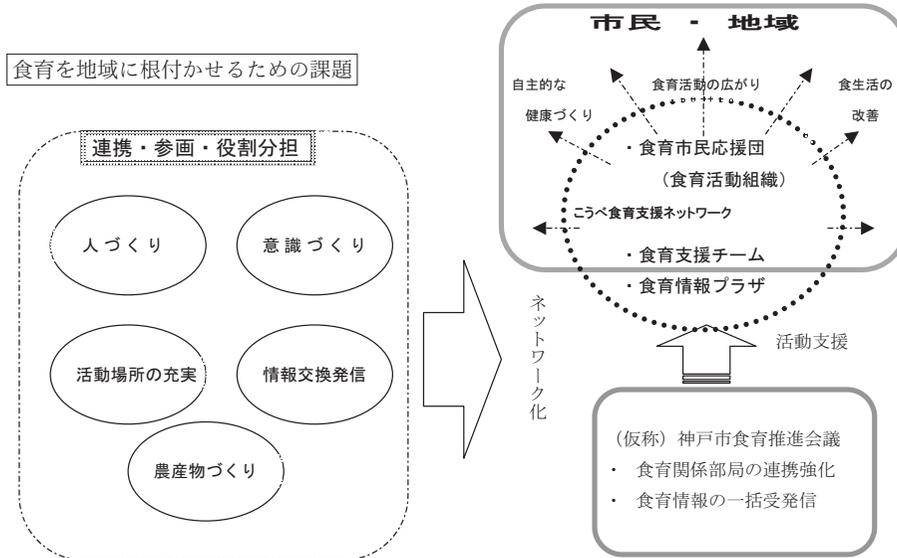
市民・企業・農家など食育の推進に協力していただける指導・協力人材を登録し、保健分野以外の分野の人材情報も盛り込んだ情報を発信する。

これにより、地域の事業企画者が地域の個性に応じた食育活動が展開できるように支援する。

③情報の共有と効率的発信「こうべ食育情報プラザ」

各局の食育関連事業をホームページ等でまとめて紹介する。また、一体的に募集できる事業がある場合には、連携した募集内容とする。

【概念図1】



(3) 期待される効果

- ① 市民の自主的な健康づくりの促進による健康寿命の延伸と医療コストの低減。
- ② 多分野の専門家活用により、地域ごとに特色ある自主活動が展開できる。

4. 食育から発展する新たな農業施策の展開

(1) 農業振興施策の展開の好機

食育の推進により、食生活が改善され市民の健康増進が期待される。一方、農業部門においては、食育

を進める中で、市民の「野菜1人1日350g摂取」推進と合わせた市内産農産物のPR、また農村地域における食育体験を通じた生産者と消費者との交流等、市内産農産物消費拡大のチャンスでもある。

そこで、平成19年度から日本農政が大きく方針転換するこの時期に、「食育」・「環境創出」をキーワードに、新たな神戸の農業振興施策を展開することは、絶好の機会と考えられる。

(2) 農産物ブランドの新たな傾向と国の方針転換

① 安全・安心+αが求められる時代

食の安全・安心ニーズの高まりに対し、生産履歴に加えて、消費者の信頼や産地の話題性（環境面の情報など）が求められつつある。

② 農村環境の回復貢献度も付加価値の一つ

環境にやさしい農法により定着した生物を新たな地域ブランドとする手法が全国で成功しつつある。通常の価格より高値でも完売する事例も多い。

③ 農林水産省では、環境支払いについて19年度実施を目標にモデル地域への支援を始めた。（17年度：福岡県「農の恵み事業」、18年度全国で600箇所）

(3) 神戸における環境創造型農業の可能性

① 神戸ブランド野菜育成推進事業「こうべ旬菜」の経験と技術

② 大都市の中で豊かな田園環境と市街地が近接する立地条件

③ 豊かな自然・田園環境のイメージが評価〔定年後住みたい町ランキング全国1位（神戸の都市イメージで都市の利便性と自然・農村資源の双方が評価された。）〕

④ 生き物・環境への関心の高さ（活動団体が多数。生き物調査への参加動向）

⑤ 農作業体験や環境保全活動、地産地消に対し意欲的であるとの調査結果

5. 施策の具体的内容 その2

(1) 市民参画による「神戸型環境創造農業」の実施

市民が育てる神戸の田園環境 『(仮称) こうべ自然の恵み農産物認証事業』の創設

① 神戸市の恵まれた田園環境の維持・向上と合わせて、消費者の信頼づくりを進める、新たな地域農産物ブランドを創設する。

② 食育の一環として、市民が生産過程や田園環境の回復状況を自らチェックできるシステムと生産者側の環境規範（ルール）遵守を基に農産物の認証を行う。

《「神戸型環境創造農業」の内容》

ア. 農業者は、一定のルール（環境規範）に基づき、環境にやさしい農作業を行い、作業内容を記帳する。

イ. 農作業のみでなく、生態系の回復状況もデータ収集する。

ウ. 農業者は、生産履歴を情報発信、市民の調査を受入。

エ. 市民は、生態系のデータ収集や生産履歴の確認などチェックを行う。一定規模以上の上記取組みに対して市が支援を行う。

③ 神戸ブランド野菜育成推進事業（こうべ旬菜）を核にし、平成19年度以降に新事業への移行を目指す。

(2) 「食の恵み」田園学習事業の実施

既存の農業農村体験事業を総括・整理し、農業者・里づくり協議会・農協など民間の自主的な食育活動を行政が支援する。食育活動の財源として平成19年度から国が実施する「農地・水・環境保全向上対策」の農業集落への直接支払金の一部を活用する。個別事業の実施においては、農業分野の体験を中心に、健康・自然環境・歴史など他分野との連携を視野に入れ実施する。

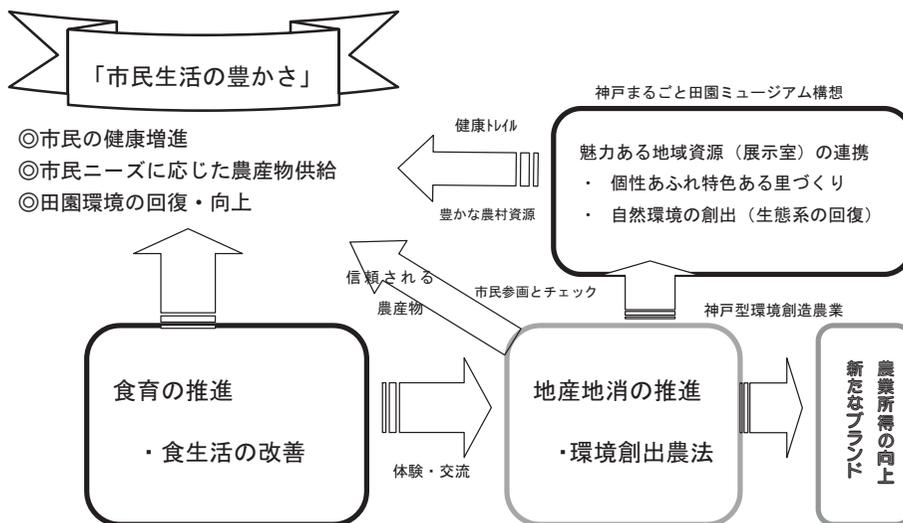
(3) 期待される効果

① 環境創出とリンクした農産物のブランド化による農業所得の向上

② 食育を通じた地産地消の推進（神戸産農産物のファンづくり）

③ 野菜摂取量の増加（「毎食野菜をとろう」運動）による市民の健康づくり

【概念図3】 市民参画による『神戸型環境創造農業』の展開



Ⅲ こうべ2100まちづくり構想

都市計画総局区画整理部区画整理課 小 瀨 康 宏

【関係局室区】企画調整局，都市計画総局

1. 神戸を取り巻く社会経済情勢の大きな変化（現状・課題）

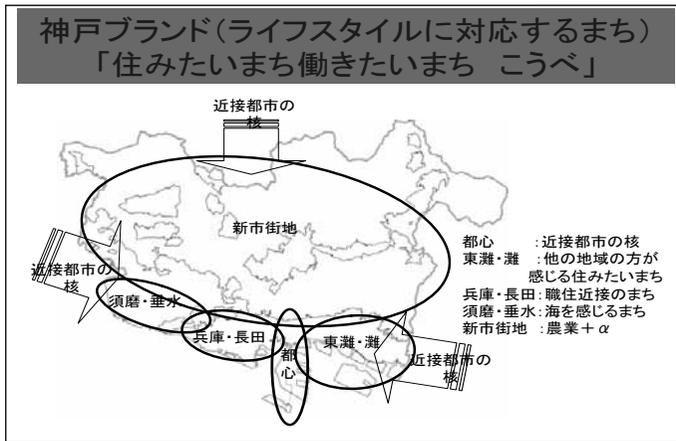
20世紀の反省を踏まえ、21世紀を生きる我々がすべきことを住民、民間事業者、行政がそれぞれの立場で認識し、都市の再生に取り組んでいかなければならない。今後、豊かな市民生活の実現と次世代に誇れるまちづくりを進めるためには、新しい時代を見据えたビジョンや長期的かつ継続的な都市再生プログラムが必要である。

2. 施策の具体的内容

その中でも土地利用は行政運営の根幹となるものであり、生活・経済の場を規定している土地利用をどの方向へ誘導するかを決め、他のシステムについても適正化の方向を図る必要がある。農村集落にいたるまで、全体の土地利用計画を、今後の人口減少、少子高齢社会にふさわしいものに書き直す必要がある。

(1) 神戸ブランドの確立（ライフスタイルに対応したまち）

そのためには「選択と集中」により、コンパクトで社会的費用と環境負荷が小さく、独特の景観と誇り高い市街地としていくことが必要である。また、それは将来世代の価値観にも耐えられる質の高い空間でなければならない。そのためには、個人のライフスタイルに対応し、地域ごとの役割を再認識し、全体のイメージ（「神戸ブランド」）を確立する必要があると考える。そこで私見ではあるが「神戸の向かうべき姿」を「住みたいまち・働きたいまち こうべ」とし全体の土地利用について簡単なイメージ図にまとめてみた。



図「住みたいまち働きたいまち こうべ」イメージ図

(2) 具体的な方法

① 継続的かつ緊急的な都市再生プログラムの構築

これらの実現のために、まず大枠は都市計画により市街地を縮小し、ゆとり型のグランドデザインへと長期的に誘導する。そのイメージは、今の神戸の既成市街地は、より南北が短く（山ろく部を縮小する）、東西に長いイメージのまちの広がりをもつものとし、新市街地は駅を中心としたコンパクトタウンの形成により利便性の高いまちに再編し、高齢者にもやさしいまちの広がりとする。既成市街地の山ろく部や駅から遠い新市街地の外縁部など利便性の低い地域においては、今より一つ一つの敷地がゆとりを持ち、必要に応じて段階的に市街地を自然に戻す仕組みづくりが必要である。そのために、都市計画の市街化区域と市街化調整区域の間のレベルとなる区域（「里山市街地」）を創設することにより、高齢者や労働者が余暇に身近に農業に打ち込めるような生きがい作りを誘導する。

② 多様なインセンティブと行政によるコーディネート事業の展開による誘導

次に街区などの小さな単位ごとにおいて、行政によるコーディネート事業の展開と多様なインセンティブにより住民ニーズへの対応と敷地を集約化する。

地域ごとに「自分たちのまちをどのようなまちにしていくのか」ということを考え、その実現に向けて、「行政はコーディネート事業により地域を支援すること」に徹する。そのためには住民と行政による協働のまちづくりを粘り強く継続的に行う必要がある。

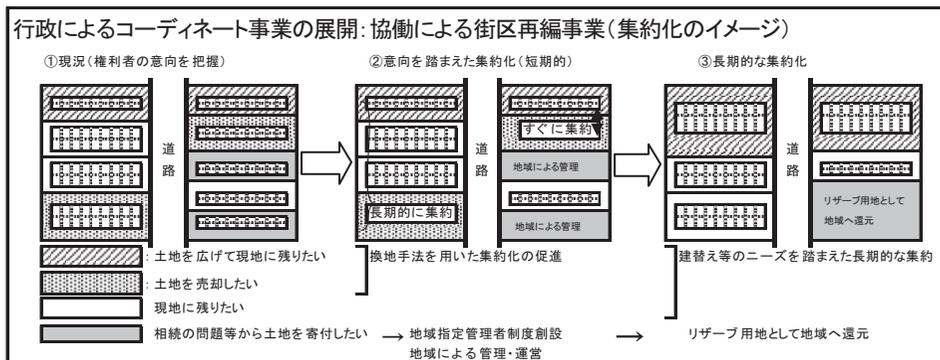


図 行政によるコーディネート事業の展開(街区再編型区画整理事業)

3. 期待される効果

こういった政策パッケージにより、人口が既成市街地に戻り、郊外のスプロール地域が自然を回復することが重要である。今の市街地を安全で安心な質の高い市街地へと再編し、密集市街地の改善、オールドニュータウン拡大の防止の一助となることに期待する。

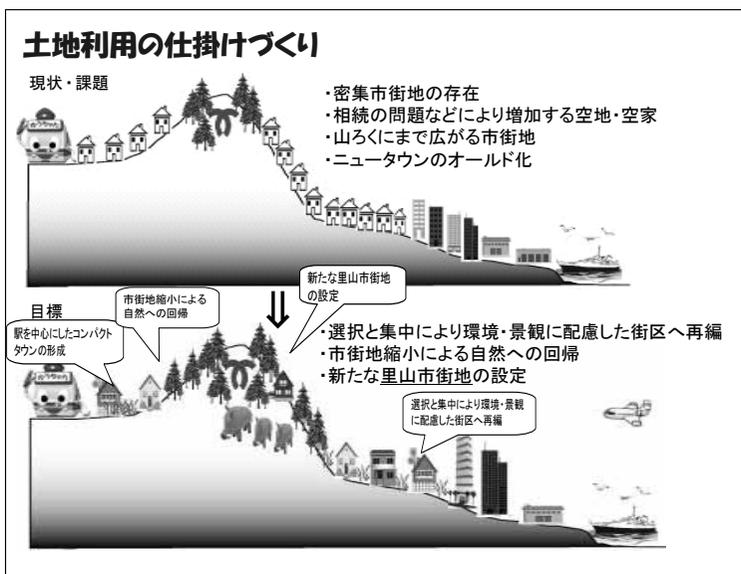


図 神戸の断面イメージ図（現状・課題と目標）

4. 実施にあたっての課題

一番大きな問題は、日本独特の問題である土地の私有意識の強さである。市街地の誘導施策として提案した「里山市街地」や「街区再編型土地地区画整理事業」などは現在の法では限界がある。これらの課題については、パブリックコメントなどを利用して市民の意見も聞き、その必要性などともあわせて、今後、議論していく必要があると考える。

5. 他自治体、民間企業等の事例

(1) 東京都の取り組み

長期的視点に立った（50年後を見据えた）都市ビジョンや非常時のまちのあり方を共有するため「東京の新しい都市づくりビジョン（2002年10月）」や「震災復興グランドデザイン（2002年5月）」を発表した。

(2) 宮城県の取り組み

「みやぎ100年ビジョン（2003年3月）」は、事業性やその財源を明らかにしたり、100年先の世界を予想するというものでなく、100年の歴史を振り返り、想像力により未来を構想し、未来を生きる人へのメッセージとして発表した。

IV PFIの発展的手法を用いた火災保険事業者による消防施設整備の提案

消防局兵庫消防署 表原 靖史

【関係局室区】消防局

1. 火災保険と消防行政をめぐる過去からの議論

(1) 昭和30年代から40年代における「消防施設税」に関する議論

火災保険事業と消防行政の間には、互いの業務の関連について過去から次のような議論がなされてきた。それは「火災保険事業者が保険契約者から受け取る保険料には、危険負担料のほかに事業者の利潤が含まれており、市町村の消防力の充実により火災損害額が減少すれば、予定された以上の利益を上げることに

なるのではないのか。」というものである。つまり消防力が充実すればするほど、その度ごとに火災保険事業者は、当初予想したよりも多くの利益を上げているのではというのである。この議論は、「火災保険事業者はその見返りとして消防財源の一部を負担すべき」として、「消防施設税」なるものの創設にまで及んだが、結局のところ実現には至っていない。

その創設を阻害した議論のひとつには「消防の公共性」から述べられたものがある。消防サービスはその社会的な安心を与えるという効果から、公共性が高いとされる。その公共性を考慮すれば、その経費には一般的な財源を充当すべきであり、特定の事業者のみに負担させるのは適当でないというのである。

また保険事業者は当然のように「損害率が下がれば、保険料率の引下げにより、その利潤を保険契約者に還元している。」と主張する。つまり消防側が指摘するような利益は無いというのである。確かに損害率の低下と保険料率の引下げの間には、一定のタイムラグがあると推定され、その間にいくらかの利潤が生じるのは間違いない。ただしそれが「予定された以上」と認定できるのかは疑わしい。いずれにしても、実現に至っていない事実は、保険事業者側の主張に分があることを示していると言える。

(2) 現状そして課題とそれを打開するための考察

現在においても「消防施設税」的な考えは、法定外目的税として十分に検討の余地を残している。しかしながら今日的な観点を入れながら考察していくと、状況はより複雑になりはするものの、税創設の追い風になってはいない。

それは「消防施設税」的なものについて、課税の妥当性を判断する上の基本となる、「課税の公平性」という点で、どうしても納得のいく説明ができないということだ。つまり「消防サービスが火災保険事業者にそれほど大きなメリットを与えているのか」、「それは他の納税者から見てもあきらかに差があるのか、むしろより大きなメリットを得ている者がいるのではないか」といったことに明確に答えていくことは、かなり困難であると思われるのである。

私は現時点において、税創設議論には光明は見出せないと断言してしまって構わないと考えている。将来的な望みまで絶ってしまうわけではないが、今は全く別のアプローチで、その将来につながる具体的事業としての資金導入の案を考えてみたい。

消防と火災保険事業者は火災損害額の減少を追求していくという、共通の目標を持っている。ならば双方がその相乗効果をもって、より効果的にそれを追求していこうという発想はできないのだろうか。ここではいわゆる「受益と負担」や、「公平課税」といった概念を超越し、事業により大きな収益を上げることが予想される者の「自発的」な出資を導き出す。すなわち投資対象として魅力的な事業を、行政の積極的な協力のもと創出していくというアプローチを試みたいと思っている。

2. 官民パートナーシップを基本とした新たなアプローチ

(1) 新たなアプローチを行う上での「画期的な装備」の必要性

「投資対象として魅力的な事業の創出」とは言ったものの、果たして消防への資金投資を、それほど魅力的なものにすることはできるのであろうか。実は既存の消防車両を更新していくだけでは、消防力の強化にはならず、火災損害額の減少は見込めない。つまり単純に消防財源の一部に火災保険事業者からの資金が入るだけでは本当の相乗効果は現れないのである。

私は投資を導き出すには、火災損害額を2割以上削減することが必要であると考えている。ではそれだけ損害を減らすことができる事業とは何なのか。ここで求められる（また今求め得る）のは「画期的な（消防の）装備」である。

そこで登場するのが神戸市消防局の消防科学研究所が開発した「新消火用水」だ。「新消火用水」は火災時の高温下で燃焼物に粘着する性質を持った「感温性ポリマー」を合成した水で、これを使用した「消防用の装備」を開発し、水の代替的消火手段として使用すれば、高効率な消火作用により早期に延焼を食い止め、焼損被害を大幅に軽減することに加え、使用水量の減少による水損被害の軽減をも成し遂げるであろう。これらを合わせた効果により2割以上の火災損害（水損についても、火災保険が保障対象とする火災損害に含まれる）の減少を実現することは決して無理な数値ではない。

(2) PFI的手法を用いた火災保険事業者による消防施設整備事業の基本構想

それでは「新消火用水」を用いた消防装備の整備事業の提案を、仮説モデルを用いながら行っていきたい。概念図（末尾参照）には今回の提案の事業スキームを示している。まず火災保険事業者の出資により、事業を行う事業目的会社（以下、SPC（Special Purpose Company））を設立する。出資は原則的には、事業の対象となる地域に契約者を持つ全保険事業者が行い、その出資割合は契約のシェア等によって決定することを想定している。

SPCは「新消火用水」を用いた装備の研究開発、製造及び対象地域消防本部への整備（メンテナンスを含む）を行うことを目的としている。ここでこの提案の一番重要な部分になるのであるが、この事業におけるSPCは本来の消防装備の整備に加え、出資者である保険事業者の支払い保険金を、一定の割合（例えば2割）で減少させることをもその事業目的としている。これは出資者も事業によるサービスの対象者、顧客であるということである。そのため事業目的の達成に応じてその成功報酬を受け取る権利をSPCは持つのである。

この成功報酬を負担金と解し、装備の整備に掛かる経費の原資をほぼ全額この資金によって賄うことで、装備を整備してもらった側の消防本部の負担（サービス購入経費）は基本的にはゼロになる。またSPCは支払い保険金を減少させる責任を負っているのであるから、消防本部等に対し、装備使用の習熟のための研修、訓練を行うほか、装備が十分に活用されないことにより、目的が果たせない場合は、消防本部等に対してペナルティを科す（経費負担させる）ことなども想定される。

事業期間は装備の耐用年数から考えて10年を想定しており、事業に必要な経費はプロジェクトファイナンスにより調達する。プロジェクトファイナンスとは、企業自体の信用に基づき行うコーポレートファイナンスに対し、事業そのものの収益性等の審査により借入れを行うことで、PFIにおける典型的な資金調達形態である。

3. 事業基本構想（仮説モデル）の実現可能性の検証等

(1) 海外の事例等から考えられる可能性

火災保険の生まれたイギリスでは消防サービスが保険会社の直営であった時代がある。これは保険会社が直接的かつ積極的に損失制御（損失軽減）を行っていることの表れであると考えられる。公の消防の創設以前であったこともあり、非常に有用な損失制御の手段になりえたのである。現在でも何かに直接投資をすることによって、大幅に火災損害を抑制することが可能になるなら、同様の発想で積極的な損失制御方策がとられても決しておかしくないと思われる。

(2) PFI方式を真似ることのメリット

プロジェクトファイナンスで調達する資金は、事業期間全体を通じ節約される支払い保険金のなかから、どれだけの額をこの事業に投資するかを決定し、その額に基づく事業額を一度に調達される。それにより短期集中的な設備投入を行い、早期の効果の出現を可能とするのである。また負担金の配分についても、確定した統計値を用いて算定することが可能になると思われ、事業者間の公平性を維持しやすい。

また、この事業は単に装備を整備してしまうだけでは完了せず、事前の計画通りの「火災損害額の減少」という成果を出す必要がある。そのPFIの契約の中で、新装備の効果を一定レベル以上に発揮することに関する消防側の責任が明確化されていることは、より事業の効果を高めることにつながるものである。

(3) その他の課題

まず「地方自治法」、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（PFI法）」等、関連法制との整合の問題である。これらについては、関係省庁となる、総務省、総務省消防庁、財務省ならびに金融庁との調整も綿密に行っていく必要がある。

次に、保険料率の見直しの問題である。損害率の顕著な低下が認められた場合には、保険料率の引き下げが行われるのが道理である。短期集中投資による効果の早期出現は、保険料率の低下を早め、投資メリットを失わせる可能性がある。保険料率の低下が緩やかになるよう何らかの工夫を行い、投資メリットの維持に努める必要がある。

これについては、保険契約者の利益を損ねることになるのではとの疑問も出てくるが、保険論の研究者

等の意見はこうである。「保険事業者が危険差益を追求することは本来ではない。しかし危険差益は損害率の低下からもたらされるもので、損害率の低下は保険契約者の利益にもつながる。提案の事業も損害率の低下を果たす限りは保険契約者の利益につながる事業である。」

(4) 最後に

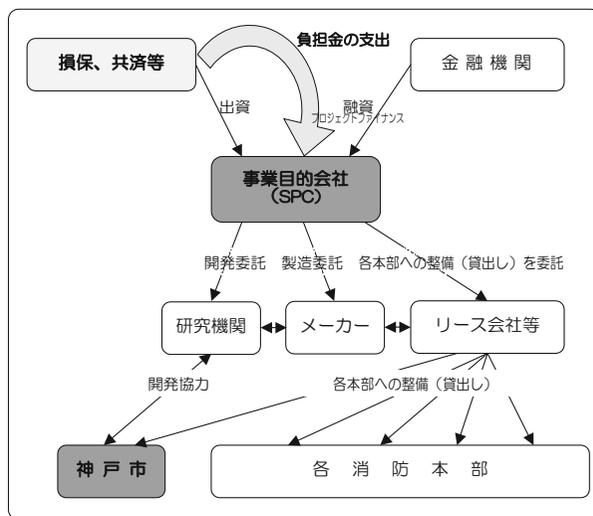
消防法等の改正により、住宅用火災警報器の設置義務化が3～5年後に迫っている。これにより火災の初期段階での発見の可能性が高まれば、今後は初期段階で、規模の小さい火災ほど、より少ない水量での消火が求められるようになるだろう。また、設置義務化と事業の相乗効果を生むためにも、早急な事業の実現が求められている。

もうひとつ、日本には重過失を伴わない限り、出火行為者が類焼物の補償を免れるという「失火ノ責任ニ関スル法律（いわゆる失火責任法）（明治32年法律第40号）」が存在する。木造家屋の密集地域を多く抱える日本独特の法律のあり方も、訴訟社会の進展等に伴い今後大きく変わってくる可能性がある。今の火災保険は基本的の自分の財産だけを補償対象としており、補償額の上限が定まっている。しかし類焼物の賠償をも補償対象とすることになれば、火災保険にも大きな変革が迫られる。今回の事業の必要性はより高まるはずなのである。

【参考文献】

「消防行政と保険事業－その接点と施策－」（全国加除法令出版） 「東京消防庁保険問題研究会」編著

【概念図】



V 神戸市職員防災力パワーアップ計画

財団法人神戸市都市整備公社こうべまちづくりセンター 露 口 伸 二

【関係局室区】危機管理室，行財政局

1. はじめに

神戸市では震災から11年が経過したが、その間にも鳥取県西部地震、芸予地震、東北地震、十勝沖地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が各地で発生している。さらに南海・東南海地震は今後30年の間に50～60%の確率で発生するとされている。南海・東南海地震は阪神淡路大震災の直下型地震とは違い、海洋型の地震であり津波の危険性も指摘されている。

一方、危機管理に関して、平成17年5月のJR西日本尼崎脱線事故の際、脱線した車両に乗り合わせていたJR職員が救助活動をせずに出勤するという問題が発生した。また7月には東京都で震度5強の地震が起こったが待機当番だった34人のうち21人もの職員が参集しなかった問題が発生した。

このように各地で危機管理意識の欠如、職員としての資質が問われる問題が発生していて、さらに南海・東南海地震への対応も必要となっている。危機管理に対する行政組織としての取り組み・個人の取り組みのあり方が問われている。

2. 震災10年の神戸市の現状

神戸市は阪神淡路大震災という未曾有の災害を経験したが、11年を経過した現在、複数の職員からのヒアリングなどからは下記のような課題も浮かび上がってきている。

- (1) 震災経験の風化
- (2) 震災時第一線職員の定年退職および震災を経験していない職員の増加
- (3) 新たな災害に対する不安
- (4) 職員の地域防災計画に対する理解不足

3. 神戸市職員防災力パワーアップ計画

「神戸2010ビジョン（平成17年6月）」では重点事業として、「長期的な視点に立った危機管理・防災戦略」「地域の防災・防犯力の強化」「危機管理・災害対応力の強化」「災害に強い安全都市基盤の構築」「被災による教訓の継承・発信」が位置づけられており、震災10年を迎え、また台風による水害や南海・東南海地震に備えて職員の防災意識をより一層高める必要がある。

そこで以下のような対策により職員の防災力の向上を図る。

(1) 「個人行動計画」の策定

各職員の災害時における役割を明確化するため、一人一人の行動計画を定めた「個人行動計画」を策定する。

個人行動計画には災害発生時の具体的な役割分担、動員する場所、指揮命令系統、他職員との情報連絡体制、他職員が欠けたときの役割分担などを定める。

個人行動計画策定期間については異動後すぐに行う。策定にあたっては職場内会議などを行い職員間の調整を行い、職場として各職員の行動計画について共有する。

なお各職員の役割をさらに明確にするためには、防災指令時の辞令発令についても検討する。

(2) 災害対応マニュアル「防災手帳」の作成

神戸市地域防災計画は各課に1冊常備されているが、どうしても読む機会が少ない。そこで職員一人一人が災害対応を平時から意識しておくため、全職員に防災に関する最低限のことを記述したマニュアル「防災手帳」を作成し、配布する。

内容については、震災経験職員・未経験職員双方が議論し検討する。災害のメカニズム、災害発生1週間くらいの対応を重点的に載せ、地域防災計画との関係を明確にしておく。具体的にはコンパクトで読みやすく、改訂が容易に行える形式（バインダー形式など）とする。

防災手帳の中には個人行動計画も添付しておき、防災手帳さえあれば迅速な初動対応が可能となる。

(3) 全職員による防災訓練の実施

全職員が参加して行われる訓練としては情報伝達訓練がある。

これは抜き打ち的に災害が発生したという情報を職員間で伝達していく訓練である。この訓練自体災害発生直後に必要なことではあるが、その後の対応をいかにして平時よりシミュレーションするかが重要である。

そこで全職員による地域防災計画・個人行動計画に基づいた訓練を年1回は必ず行うこととする。地域防災計画では所属動員・指定動員・直近動員という職員動員計画が定められているが、災害時に初めて顔合わせをするのでは円滑な対応は不可能である。訓練時に少なくともお互いの顔を認識し、動員先の概要（担当者、位置など）、連絡先、災害時での役割分担などを確認しておくことが必要である。

訓練にあたっては事前に告知するのではなく、突発的に行いそのときの対応を検証することにより。実践的な効果が期待できる。これについては市民安全推進員との意見交換の中でも提案があった。

「危機に瀕すると普段やっていないことは絶対出来ない」という考えのもと、全職員による訓練はぜひとも行う必要がある。

(4) 体験型研修の実施

突発的な事態に機動的に対応するためには、事前のシミュレーションを行うことはとても重要である。防災訓練以外にも近年ではさまざまな防災体験学習も行なわれている。クロスロード・DIG 災害図上訓練などの体験型研修を積極的に行い、風化しかけている震災時の経験を呼び起こすとともに、経験していない事態への対策を考える訓練が必要である。

体験型研修を職員研修の必修のカリキュラムとする必要がある。

なおこれらの体験型研修を地域住民とともに行なうことにより、行政・住民それぞれの役割が認識され、有効であることが今回の研究で明らかになった。よって今後は体験型研修を住民とともに行ない相互の防災力を高める必要がある。

(5) 災害発生地域への積極的な支援

これまで神戸市は被災地支援を行ってきたが、防災力を向上するために今後も積極的に被災地支援を行っていく必要がある。支援にあたっては震災を経験していない職員についても可能な限り派遣を行い、震災対策を経験することが有効である。

(6) OB 職員の活用

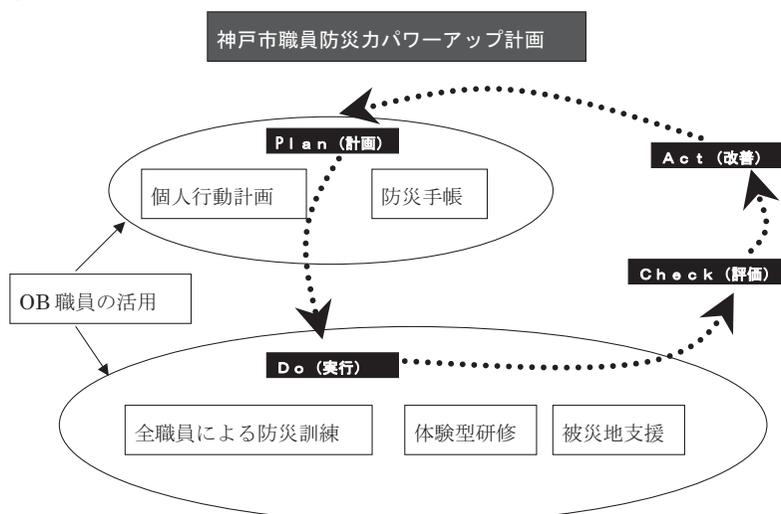
震災経験職員が減っていく中でいかにして、震災時の経験を伝承していくかが大事である。そのためには定年退職した OB 職員のノウハウを現役職員に伝承していく必要がある。災害時には OB 職員のノウハウが必ず活かされるはずである。また市民安全推進員との意見交換でも OB 職員を活用してはどうかという意見があった。

現在 OB 職員による防災に関する組織として「神戸防災技術者の会 (K-TEC)」「神戸の絆」がある。これらの組織と連携して、震災復旧ノウハウなどの震災経験の発信・伝承を行うことが有効である。

4. 期待される効果

- ・ 防災に対する意識の向上
- ・ 災害発生したときの初動対応の確認
- ・ 現段階での防災に対して不足している部分の点検が可能

〈概念図〉





新しい自治のしくみづくり

辻山 幸宣編著



きょうせい
本体3,048円+税

本書は、全3巻から成るシリーズ「新しい自治がつくる地域社会」の第1巻であり、協働に焦点を絞ってその理念を実務に活かす示唆を与える第2巻、最先端の自治の現場を様々な分野から紹介する第3巻に繋がっている。興味のあるテーマから読み進めることもでき、関係者に一読をお勧めしたい。

編著者の前書きの表現を借りれば、公共的な課題の解決は中央政府と自治体に任せておくものという、戦後長らく疑われることのなかった我々の常識が変わりつつある。編著者は1990年代を通じて公私二分論の問い直しが行われるようになったと指摘するが、確かに、ボランティア、NPO、指定管理者、地域自治区などの新しい言葉・制度の創設や広がりとともに、一般的に実感されるようになってきているのではないだろうか。そして、そのことは必然的に、市民に身近な地方自治体の存在意義を問い直す契機となっている。

本書は、住民自治の観点から、各地で様々に試みられている住民参加の形態を紹介し、その可能性について理論的に考察したものである。第1章「新しい自治の理論としくみ」では戦後の地方自治の歴史を振り返り、現在の「民による公共」論と代表民主制の抱える今日の課題を指摘し、次章以下で、法律と条例、地域自治組織・自治体内分権、公共施設・指定管理者制度、住民参加手法、まちづくり（都市計画、復興模擬訓練など）など、幅広い分野にわたった検討が収められている。



一番やさしい 地方自治の本

平谷 英明著



学陽書房
本体1,800円+税

本書には織り込まれている。豆知識やエピソードを「ちょっとひと休み」コーナーで紹介するなど、地方自治への興味を引き出す工夫もなされており、本書は、初めて地方自治制度を学ぼうとする人にとって好個の書となろう。また、実務経験を踏まえて地方自治法を学ぼうとする公務員、地方自治に関心を持つ一般社会人にとっても有用な書でもある。

平成の大合併、財政面から地方分権を推進する「三位一体改革」等の地方制度改革により、地方自治体はその権限、財源に見合う「自己決定と自己責任」の原則に基づいて行政を行えるようになってきている。

本書は、国、地方自治体等で長年に亘り地方自治行政に携わり、現場を知り尽くした平谷氏が、近年大きく変貌しつつある地方自治の姿を分かりやすく説明することを意図して執筆された。地方自治法について逐条解説を試みる手法を採らず、私たちの暮らしにとって身近な自治体の仕事や住民の権利と義務について述べた後、執行機関と議事機関、地方財政の仕組み、条例制定の仕組み等に解説を加えている。さらに、地方自治制度を巡る最近の情勢（公の施設での指定管理者制度、PFI手法、外部監査制度、市町村合併やまちづくりへの市民の積極的な参画等）にも言及している。

タイトルに「一番やさしい」と付けた著者は、「枝葉末節については正確さよりも、分かりやすさを重視した。」と述べているが、現在の地方自治制度を理解するために必要かつ十分な情報が本書には織り込まれている。豆知識やエピソードを「ちょっとひと休み」コーナーで紹介するなど、地方自治への興味を引き出す工夫もなされており、本書は、初めて地方自治制度を学ぼうとする人にとって好個の書となろう。また、実務経験を踏まえて地方自治法を学ぼうとする公務員、地方自治に関心を持つ一般社会人にとっても有用な書でもある。



市場化テストをいかに導入するべきか

竹下 譲著



公人の友社
本体1,000円+税

市場化テストは、公共サービスの独占的な供給者である立場にあぐらをかいて非効率・無効果のサービスを提供していた担い手には大変効果的な「警鐘」となりうるが、公共サービスを市場化することによる住民の損失も防止する必要がある。同制度の持つプラス面・マイナス面を客観的に判断し最も効果的な導入を図っていくうえで、本書は有意な視点を提供しており、関係者に一読をお勧めしたい。

今年5月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（いわゆる市場化テスト法）が成立した。市場化テストは「公のサービスの担い手は『官』に限らない」という考え方に基づく「公」の民間開放であり、これまで「官」に独占が認められていた公共サービスの世界に、初めて官・民同列での競争原理を導入しようという画期的な取り組みである。本書は、今年5月に著者がある自治体で行った講演内容に基づき、タイトルでも示されているとおり、市場化テスト法の内容や英国での導入経緯と教訓などを踏まえて、行政としていかに市場化テストを導入すべきかを整理した内容となっている。

具体的には、まず市場化テスト導入の目的として法律では「民間が担えるものは民間に委ねる」「公共サービスの質の維持向上及び経費の節減」にあるとしていることが紹介されている。

また、市場化テスト導入を成功させるためには条件整備が必要で、特に英国の「シティズンズ・チャーター」のように、「どの程度の行政水準を維持するのか」という全体としてのコンセンサスを最初に決めておくことで、初めて様々なセクター間の競争環境が整うという指摘がなされているが、これから同制度を導入する、国・自治体関係者にとってきわめて重要な示唆であると思われる。



ソーシャル・エンタープライズ

谷本 寛治編著



中央経済社

本体2,800円＋税

本書は、8つの章から構成されており、基本概念を定義し、つぎにアメリカ、イギリス、日本における動向や、カリスマ的起業家を紹介し、さらにはその多様なソーシャル・エンタープライズの現象を体系的に捉えようとしている。

本書は、ソーシャル・エンタープライズを理解し、今後の可能性を議論する上で1つの入門書となろう。

我が国では、近年、少子高齢化、障害者、女性、地球環境問題、貧困、青少年教育、コミュニティ再開発など様々な社会的課題に直面している。こうした社会的課題の解決を目指すセクターとして、政府や市場の失敗・限界が顕在化する中で、NPOの存在が注目されてきた。さらに、この3つのセクターの協働の仕組みとして、ソーシャル・エンタープライズについて、80年代後半あたりからアメリカやヨーロッパで議論が盛んになり、またそれに触発されて、我が国でも2000年あたりから紹介がされはじめている。

ソーシャル・エンタープライズとは何か。本書では、社会的課題の解決に様々なスタイルで取り組む事業体の総称であるとし、その基本形態を、事業型NPOと社会志向型企業に大別している。また、ソーシャル・エンタープライズが備える要件として、「社会性」社会的ミッション、「事業性」社会的事業体、「革新性」ソーシャル・イノベーションの3つをあげている。



都市計画の理論 系譜と課題

高見沢 実編著



学芸出版社

本体3,500円＋税

本書は、都市計画の時代変化の対応性を考えるため、1970年代以降の都市計画理論の展開を幅広くレビューする。都市計画の総合性のための「価値と目標」をどこにおくか、多様な主体に対する説得力の強化のための「決定方法」のあり方など、諸課題に取り組む際に拠って立つ考え方について考察している。日本では都市基盤が整ってきた1990年代以降、分権化と地域力が課題であり、まちづくりの実践など「対話型都市計画」が注目されている。地域には制度や規範、知識や技術、人材、ネットワークなどが未成熟であり、人を中心とした「ソーシャル・キャピタル」も都市計画の今後の重要な視点となろう。

巻末の「都市計画の理論の近年の動向」は、長期的あり方を考える上での1970年代以降現在までの理論や、運動、言説等を整理・分類しており、参考資料として貴重である。

1970年代に起こったグローバル化や、環境問題の提起によって、「工業社会」は終焉を迎え、第3次産業の雇用者が第2次産業を上回る「サービス・情報」化の時代に突入した。社会構造も「マス」で分類してきた工場労働者などが、様々な職種や階層に分解され多様化し始めた。このため、都市計画も、「マス」を対象にした「公共の福祉」の向上のための「量」や「効率性」の古典的価値に加えて、「生活の質」「モビリティ」「持続可能性」、さらには「文化・歴史・美」「安心」「活力」という実体的価値を重視しなげなければならないようになった。

本書は、都市計画の時代変化の対応性を考えるため、1970年代以降の都市計画理論の展開を幅広くレビューする。都市計画の総合性のための「価値と目標」をどこにおくか、多様な主体に対する説得力の強化のための「決定方法」のあり方など、諸課題に取り組む際に拠って立つ考え方について考察している。日本では都市基盤が整ってきた1990年代以降、分権化と地域力が課題であり、まちづくりの実践など「対話型都市計画」が注目されている。地域には制度や規範、知識や技術、人材、ネットワークなどが未成熟であり、人を中心とした「ソーシャル・キャピタル」も都市計画の今後の重要な視点となろう。



マンション建替え奮闘記

村上 佳史著



岩波書店

本体1,600円＋税

一方、舞台となる渦森台は、昭和30年代から造成された面的開発団地で、高齢化が進み、オールドニュータウン化の兆候がある。本書は、成熟社会をむかえた大都市の、複合的な都市問題も提起している。安田丑作氏（神戸大学）はコラムで、「居住者の方が発揮した「住民力」が、「地域力」につながることを期待したい」とし、コミュニティをベースとし、居住空間の再生に取り組んだ地域住民の今後にも、期待を寄せている。

本書は、阪神・淡路大震災を機にマンション建替えに直面した、ある神戸市民の体験を、市民の目線で率直に著したものである。企業のサラリーマンであった著者は、大阪の職場と神戸の自宅を往復する忙しい毎日を過ごしていた。たまたま、順番で管理組合理事になり、そこで予期せぬ大震災に遭遇した。

分譲マンションは、区分所有法により維持・管理され、修繕から建替えに至るまで、基本的に区分所有者の合意に基づき進められる。建替えは、住民の生活設計に直接係わり、妥協のできない合意形成が必要になる。著者をはじめとする住民は、行政や専門家を活用しながらも、あくまで住民自らの問題解決を基本とした。本書では補修か建替えか意見がわかれ、そこから合意形成に至るプロセスが、実体験にもとづき詳細に語られている。当時の行政関係者やコンサルタントのコラムもあり、これらは、多くのマンションが、老朽化などで今後直面する建替え問題において、大いに参考になるであろう。

編 集 後 記

- ◎今回の特集テーマ「大学と地域・産業との連携によるまちづくり」に関しては、科学技術基本計画の策定をきっかけとして技術開発面での産学連携が話題になり、一般にも広く注目されるようになりましたが、社文系・芸術系の分野では試行錯誤が続けられています。関西圏は、社文系・芸術系の取り組みが全国的にみても活発であるとの調査報告もありました。大学と地域（住民・企業）の間に立つ地方自治体の果たす役割への期待も多面にわたり、引き続き事例の積みあげが待たれます。
- ◎近年、大学と地域・産業の連携に対する認識が向上し、新たな段階に入ったことに伴い、当事者間に様々な問題も顕在化しつつあります。その対応策を検討する際に、本号が役立つことを期待しています。
- ◎次号は、「デザインを生かしたまちづくり」を特集します。ご期待下さい。

[問い合わせ先]

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F TEL 078-252-0984
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部

次号126号予告 (2007年1月1日発行予定)

— 特集 デザインを生かしたまちづくり —

(敬称略)

都市再生のための都市デザイン戦略	安田 丑作
新しい都市空間施策	北沢 猛
生活文化とデザイン	大田 尚作
シンガポールのデザイン戦略	神戸市企画調整局
ビルバオ、リバプールの都市戦略	神戸市都市計画総局
対談	神戸市長 矢田立郎 他

季 刊 都 市 政 策

第125号

印刷 平成18年9月20日 発行 平成18年10月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野 幸次郎

☎651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
電話 (078) 252-0984

発売元 勁草書房

☎112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印刷 田中印刷出版株式会社

地方自治を語るみんなの広場

【月刊】自治フォーラム

2006.10 VOL.565

定価600円（本体571円）

特集 農林水産物の海外輸出

視	点	農林水産物輸出促進の課題と展望	下渡	敏治
解	説	世界に売り出せ、日本の食	和泉	真理
		力をつけてきた日本食品	未田	正幸
		—海外で「日本劇場」が開幕—		
事	例	WTOやFTAと日本の農産物貿易	本間	正義
		宮崎県の中国へのスギ輸出の取組	宮崎	県
		「おしん」の山形から東アジアへ	山形	県
		—台湾への県産品輸出と観光誘客の取組み—		
		島根県の農林水産物輸出の取組み	島根	県
		—ヘルシー元氣米を契機として—		
		「静岡茶を海外に」	静岡	県
		—お茶の魅力と文化を世界に発信—		
エッセイ		自治大OBが語る地方自治	山田	五良

(タイトルについては、変更になることがあります。)

編集 財団法人自治研修協会
(〒190-8581)東京都立川市緑町3591 電話042(540)4438
協力 自治大学校

発行所 第一法規株式会社
(〒107-8560)東京都港区南青山2-11-17
電話 03(3404)2251 振替口座:東京3-133197

政策研究・情報誌

地域政策

2006・秋季号 No.21 2006年10月上旬発行 定価650円（本体619円）

特集 第二期“三位一体改革”へ

慶応大学教授 浅野史郎／同志社大学教授 市川喜崇

中央大学教授 今村都南雄／山口県柳井市長 河内山哲朗

関西学院大学教授 小西砂千夫

インタビュー 前総務大臣・郵政民営化担当大臣 竹中平蔵

ニュース／ルポ がんばる自治体 青森県南部町／徳島県上勝町／沖縄県宮古島市

三重発 対談「部局長は語る」 ほか

企画・編集：三重県職員研修センター
「地域政策—三重から」

(〒514-0004)三重県津市栄町1-891

電話059-224-2767

発行所：(株)公人の友社

(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8

電話03-3811-5701



自治体政策形成の必携本！

月刊「地方自治職員研修」

毎月15日発行、B5判130頁、定価800円（最寄りの書店より取り寄せてできます）
直接送付・年間定期購読：8,880円（税送料込み、前払い）

臨時増刊号：A5判272頁、定価1,680円、年3回発行

最新号「対応力の時代」 絶賛発売中！

できる職員の「対応力」を徹底研究！

- 最近号 10月号 農と地域のこれからを問う+いのちの政策
の特集 9月号 自律型自治体宣言！
8月号 夕張ショック！+入札・発注が地域を変える



公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp

新修 神戸市史

最新刊 第9巻

「行政編Ⅲ 都市の整備」

A5判 全800ページ 定価6,000円(税込み送料別)

- 構成 第1章 都市計画法以前の都市基盤整備 第2章 近代都市の基盤整備の展開
第3章 戦災復興 第4章 都市計画と開発の展開 第5章 海面埋立と六甲山のトンネル
第6章 ポートアイランドと六甲アイランド 第7章 西神・北神地域開発
第8章 都市の再開発 第9章 橋と空港 第10章 イベントと都市の整備

内容 概ね明治期から昭和末までの神戸の「都市の整備」。そこには、大水害・戦災など過去幾多の大災害に見舞われながら、そのたびに不死鳥のように立ち上がってきた姿がある。先人のたゆまぬ努力を通して神戸の「都市の整備」の歴史のあらましを知る。これからのまちづくりを考えるための必読の一書。

既刊（定価は税込み）

「歴史編Ⅰ自然・考古」, 「歴史編Ⅲ近世」, 「歴史編Ⅳ近代・現代」, 「産業経済編Ⅰ第1次産業」(以上定価各5,000円), 「産業経済編Ⅱ第2次産業」, 「行政編Ⅰ市政のしくみ」, 「行政編Ⅱくらしと行政」, 「産業経済編Ⅲ第3次産業」(以上定価各6,000円)

◎市史の詳細・目次は神戸市文書館ホームページ

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/kankoubutu/kankoubutu.html>で。

発行 神戸市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館内）

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房（主要書店にても発売中）

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

都市政策バックナンバー

- 第 98号 特集 阪神大震災と経済復興の課題 2000年1月1日発行
- 第 99号 特集 震災復興の都市政策的検証と提言 2000年4月1日発行
- 第100号 特集 第100号記念 21世紀の神戸の都市像 2000年7月1日発行
- 第101号 特集 地方自治と都市経営 故宮崎辰雄氏追悼集 2000年10月1日発行
- 第102号 特集 阪神・淡路大震災復興・生活再建の総括 2001年1月1日発行
- 第103号 特集 IT革命と地方自治体 2001年4月1日発行
- 第104号 特集 阪神・淡路大震災と司法の課題 2001年7月1日発行
- 第105号 特集 災害における住宅等の被害認定基準 2001年10月1日発行
- 第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
- 第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
- 第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
- 第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行
- 第124号 特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化 2006年7月1日発行

ISBN4-326-96149-X

C3331 ¥619E

定価650円(本体619円)



9784326961498



1923331006192



発売元

勁草書房

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861



R100

古紙リサイクル配合率100%再生紙を使用(本文)